

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 報告書（案）についての意見募集で寄せられた意見

- 意見募集期間：令和 8 年 5 月 15 日～同年 6 月 15 日
- 意見提出数：236 件（団体等 14 件、個人 222 件）

※意見提出数は、意見提出者数としています。

※いただいた御意見につきましては、記載の明確化等のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

受付 番号	意見提出者	受付 番号	意見提出者
54	一般社団法人テレコムサービス協会	82	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
55	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	85	一般社団法人全国消費者団体連絡会
61	桜花法律事務所	89、98、 108、117	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会
63	Infoblox 株式会社	90	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
65	一般社団法人ネット情報信頼性機構	95	KDDI 株式会社
69	日本司法書士会連合会	115	一般社団法人 MyDataJapan
72	株式会社 NTT ドコモ		個人（222 件）
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会		

目次

【報告書全体】	3
【必要性】	17
【有効性】	57
【許容性】	65
【実施根拠・妥当性】	71
【その他】	78

【報告書全体】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
17	個人	本検討会の議論を見る限り、構成員の多くはブロッキングを直ちに進めることを支持しているわけではなく、むしろ通信の秘密の重み、LRAの未充足、他の対策の優先、実施主体であるISPの意見反映、立法時の厳格な利益衡量を求めている。したがって、報告書案が「ブロッキングは有効であり、立法すれば実施可能である」と読めるのであれば、それは会議全体の議論を正確に反映していない。最終報告書では、ブロッキングを進めるものではなく、仮に将来検討する場合にも、他の対策を尽くしたことの客観的検証、通信の秘密の重要性、実施主体の実務負担、誤遮断救済、効果検証を前提とする論点整理にとどまることを明記すべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
20	個人	本報告書案について、議論の焦点は「ブロッキングをするかしないか」ではなく、「ブロッキングに進んでよいと言えるだけの前提が本当に整っているのか」に置かれるべきである。現時点では、その前提は到底整っていない。第一に、より権利制約の小さい手段が対応、CDN・ホスティング事業者への働きかけ、アプリストア等への対応、違法性の周知啓発、依存症対策、捜査・執行の強化など、先に検証すべき手段は多数ある。これらの実施状況と効果を客観的に確認しないまま、通信の秘密に関わるブロッキングへ進むことは、最終手段性を欠く。第二に、保護すべき利益の整理も不十分である。オンラインカジノによる被害は重大であるが、財産的被害、依存症、人格的利益、国富流出、スポーツの健全性などを単純に足し合わせれば通信の秘密を上回る、という整理は危うい。どの利益をどの程度保護するために、どの範囲の通信介入が許されるのかを明確にしなければ、常に利益衡量でブロッキングが肯定される構造になりかねない。第三に、実施主体となるISPの実務的問題が十分反映されていない。対象リストの正確性、誤遮断時の責任、利用者対応、費用負担、更新運用、中小事業者への影響などは、制度の成否を左右する核心である。法的根拠を置けば済む問題ではなく、現場で安全かつ均質に運用できるかを検証する必要がある。したがって、報告書はブロッキングに向けた選択肢として前進させる書きぶりではなく、現段階では前提条件が未充足であることを明記すべきである。仮に将来検討する場合でも、他の対策を尽くしたことの第三者的検証、通信の秘密の重み、実施主体の意見反映、効果検証、誤遮断救済を制度要件として整理する必要がある。今求められるのは、ブロッキングの可否判断ではなく、そこへ進むための前提がまだ全く不足しているという確認である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、許容性については、ブロッキングによって得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要であり、通信の秘密や知る自由等の重要性に留意しつつ、仮に実施する場合の「目的」については主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通・蔓延防止とするのが適当であり、また、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえる余地があると整理しております。
27	個人	検討会を傍聴していたが、依存症被害の深刻さを理由にブロッキングを早期に立法化すべきとの考え方には慎重であるべきである。依存症により本人や家族に重大な被害が生じ得ること、違法と知ってもやめられない利用者がいることは否定しない。しかし、その事実は、通信の秘密を制約するブロッキングを正当化する根拠というより、むしろ依存症に直接届く対策の必要性を示すものである。違法と周知してもやめられ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえる

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ない人がいるのであれば、DNS ブロッキングによって突然やめられると考えるのは論理が飛躍している。依存症者は、別ドメイン、アプリ、VPN、海外決済、紹介サイト等を通じて回避する可能性がある。真に必要なのは、治療・相談への接続、自己排除、入金上限、利用時間制限、家族申告による制限、カード・決済代行・暗号資産を含む決済遮断、広告・アフィリエイト収益の遮断である。これらを十分に実施・検証しないまま、国民全体の通信経路に介入する措置へ進むことは、最終手段性を欠く。また、カジュアルユーザーへの一定の効果があり得るとしても、それは「通信の秘密を侵害してよい」ことを意味しない。ブロッキングは、オンラインカジノを利用しない多数の一般利用者の通信にも作用する制度であり、対象リストの誤り、回避可能性、過剰遮断、将来の他分野への拡張という副作用を伴う。深刻な被害があるから強い手段を採る、という整理では、今後あらゆる違法・有害情報に対して同じ論理が用いられかねない。したがって、報告書では、依存症被害の深刻さをブロッキング立法の結論に直結させるのではなく、他のより権利制約の小さい対策を尽くし、その効果と限界を客観的に検証した上で、なお必要性・有効性・許容性が認められるかを慎重に判断すべきである、と明記すべきである。	か検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
29	個人	【全体に関する意見】本報告書案はギャンブル等依存症対策を大義名分として掲げることで憲法上の最重要権利の一つである通信の秘密への侵害を正当化しようとする極めて不自然な論理展開に終始しています。依存症という個人の健康問題を言い訳にして通信の秘密を侵せるという安易な考え方は法治国家のあり方として明らかにおかしいと言わざるを得ません。本案のように論点をすり替えるのではなく違法オンラインカジノがもたらす国家および個人の財産の危機という本質的な問題に向き合いすべてのギャンブルは国家の厳格なコントロール下に置かなければいけないという大原則に立脚した真に実効性のある対策を提示すべきです。 【項目別意見：依存症を免罪符にする論理の歪み】報告書案がブロッキングの必要性の根拠として依存症対策ばかりを強調しているのは通信の秘密を制限するための法的な言い訳作りに過ぎず政策論として著しく歪んでいます。真に問題視すべきは個人の依存症の有無にかかわらず違法なオンラインカジノによって個人の財産が脅かされ数千億円規模の国富が海外へ流出しているという国家および個人の財産の危機そのものです。この深刻な実態から目を背け健康被害の予防という枠組みに議論を矮小化してブロッキングの免罪符にする姿勢は容認できません。 【項目別意見：ギャンブルにおける国家の統制義務】本来賭博行為は刑法で禁じられており例外的に認められている公営競技やIRなどは国家がその全容を完全に把握し厳格な規制管理下に置くことを前提として成立しています。ギャンブルは国家のコントロール下においてのみ許されるべきでありその統制権の及ばない海外オンラインカジノは存在自体が国家の法秩序に対する挑戦です。それにもかかわらず本報告書案は管理や把握が困難であるから一律に通信を遮断するという短絡的な手段に逃げています。マイナンバーカードを用いた公的個人認証など現代のデジタル技術を活用して厳格な国家の管理下に置くあるいは管理された適法プラットフォームへ誘導するといった国家が統制権を毅然と発揮するための具体的な制度設計を検討すべきです。 【項目別意見：包括的対策とブロッキングの実効性】報告書案に列挙されている包括的な対策は既存の取り組みの焼き直しに過ぎず通信の秘密を侵害してまで行うブロッ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
36	個人	キングについてもVPN等で容易に回避できるため技術的な実効性が皆無です。 ブロッキングは、そもそも対策として成立していない。なぜなら、それは「アクセス経路の一部」を塞ぐだけであり、対象となる行為自体や流通構造には何ら影響を与えないからである。第一に、ブロッキングは利用者の意思や行動を変えない。アクセスが遮断されても、別の手段を使えば利用できる以上、利用意欲のある者に対しては何ら抑止力にならない。むしろ「見られない理由を調べる」という行動を誘発し、その過程で代替手段を認識させることになる。結果として、問題のある利用者ほど回避手段に適応し、遮断の影響を受けなくなる。第二に、ブロッキングは技術的に追いつかない。ドメイン変更、ミラーサイト、アプリ化、SNS誘導など、サービス側はいくらでも経路を変えることが可能であり、遮断が行われるたびに即座に別経路が用意される。対してブロッキングはリスト管理型の受動的措置に過ぎず、常に後追いとなる。この構造は不可逆であり、「塞ぐ側」が「作る側」に勝つことは原理的にあり得ない。第三に、ブロッキングは対象を外している。問題は違法事業者の運営や、広告、送客、決済を通じた収益構造にあるにもかかわらず、ブロッキングは最終的な閲覧段階のみを対象とする。つまり、原因ではなく結果に対する対策であり、供給も収益も維持されたまま、入口だけを一時的に制限するに過ぎない。このような措置で流通を止めることはできない。さらに重要なのは、ブロッキングは回避されることを前提に成立する制度であるという点である。回避されるが一部には効くという構成は、対策としては不完全であるだけでなく、「回避できることを認知させる装置」として機能する。結果として、時間の経過とともに実効性はゼロに収束する。したがって、ブロッキングは「やれば一定の効果がある手段」ではなく、「初期的に一部を遮断するが、最終的には無効化される手段」に過ぎない。このような構造的限界を持つ対策を主要な政策手段と位置付ける合理性はなく、違法行為の抑止は、取締り、収益遮断、流通経路の解体といった直接的手段によって行うべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
37	個人	ブロッキングは、そもそも対策として成立していない。なぜなら、それは「アクセス経路の一部」を塞ぐだけであり、対象となる行為自体や流通構造には何ら影響を与えないからである。第一に、ブロッキングは利用者の意思や行動を変えない。アクセスが遮断されても、別の手段を使えば利用できる以上、利用意欲のある者に対しては何ら抑止力にならない。むしろ「見られない理由を調べる」という行動を誘発し、その過程で代替手段を認識させることになる。結果として、問題のある利用者ほど回避手段に適応し、遮断の影響を受けなくなる。第二に、ブロッキングは技術的に追いつかない。ドメイン変更、ミラーサイト、アプリ化、SNS誘導など、サービス側はいくらでも経路を変えることが可能であり、遮断が行われるたびに即座に別経路が用意される。対してブロッキングはリスト管理型の受動的措置に過ぎず、常に後追いとなる。この構造は不可逆であり、「塞ぐ側」が「作る側」に勝つことは原理的にあり得ない。第三に、ブロッキングは対象を外している。問題は違法事業者の運営や、広告、送客、決済を通じた収益構造にあるにもかかわらず、ブロッキングは最終的な閲覧段階のみを対象とする。つまり、原因ではなく結果に対する対策であり、供給も収益も維持されたまま、入口だけを一時的に制限するに過ぎない。このような措置で流通を止めることはできない。さらに重要なのは、ブロッキングは回避されることを前提に成立する制度であるという点である。回避されるが一部には効くという構成は、対策	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		としては不完全であるだけでなく、「回避できることを認知させる装置」として機能する。結果として、時間の経過とともに実効性はゼロに収束する。したがって、ブロッキングは「やれば一定の効果がある手段」ではなく、「初期的に一部を遮断するが、最終的には無効化される手段」に過ぎない。このような構造的限界を持つ対策を主要な政策手段と位置付ける合理性はなく、違法行為の抑止は、取締り、収益遮断、流通経路の解体といった直接的手段によって行うべきである。	
54	一般社団法人 テレコムサ ビス協 会	違法オンラインカジノは社会的問題であり、政府全体で実効的な対策を検討していくとともに、引き続き包括的な対策を講じていくべきとの意見に賛同する。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要である、との考えに賛同する。また、対策は実施して終わりではなく、その後の効果検証を行った上での改善や運用改善、インターネット利用環境の変化に合わせた改善が必要になってくると考えられるため、継続的なモニタリングや対策実施の枠組みが必要と考える。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。また、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
55	個人	本報告書案について、違法オンラインカジノ対策の必要性は理解します。オンラインカジノによる依存症、借金、犯罪収益、青少年への悪影響、海外事業者への資金流出などは、国民生活を守る観点から看過できない問題です。そのため、違法オンラインカジノへの対策を強化すること自体には賛成します。しかし、その対策として、通信事業者によるブロッキングなど、国民のインターネット接続先に直接介入する手段を制度化することには、極めて慎重であるべきです。ブロッキングは、通信の秘密、知る自由、表現の自由に関わる重大な措置です。違法オンラインカジノ対策という正当な目的があったとしても、安易にアクセス遮断を認めれば、将来的に対象範囲が拡大し、インターネット上の情報統制や検閲の前例となるおそれがあります。まず優先すべきは、違法事業者の摘発、広告・誘導投稿の削除、決済手段の遮断、金融機関・カード会社・SNS事業者との連携強化、利用者への周知啓発など、通信の自由への影響がより小さい対策です。これらの手段を十分に尽くさないまま、ブロッキングを導入することには反対します。仮にブロッキングを検討する場合でも、対象は違法オンラインカジノに厳格に限定し、行政判断だけで実施できる仕組みにすべきではありません。対象サイトの指定には、独立した第三者機関または司法的関与を必要とし、判断基準、指定理由、解除手続、異議申立ての仕組みを明確にすべきです。また、ブロッキングの実施状況、効果、副作用、誤遮断の有無について、定期的に公開・検証される制度が必要です。国民を違法オンラインカジノから守ることは重要ですが、それを	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には、立法措置が必要であり、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		理由に国民の通信や情報アクセスを広く管理する制度を作るべきではありません。以上の理由から、本報告書案については、違法オンラインカジノ対策の強化には賛成しつつも、ブロックリングを含むアクセス遮断措置については、通信の秘密、知る自由、表現の自由を守る観点から、極めて限定的かつ厳格な制度設計とすることを求めます。	
63	Infoblox 株式会社	報告書は、政府全体で包括的対策を継続しつつ、対策効果を十分に検証し、変化するインターネット利用環境を踏まえながら、ブロックリングを含むアクセス抑止の在り方を丁寧に検討すべきとしている。この方向性には賛成であり、今後の検討は、全国一律の制度的ブロックリングの是非を直ちに結論づけるのではなく、周知啓発、削除要請、支払抑止、ジオブロックリングに加え、DNS ブロックリングのような補完的技術を組み合わせた段階的な実証を重ねる形で進めることが望ましいと考える。DNS ブロックリングは、DNS レイヤでの抑止に加え、リアルタイムの可視化や運用データの蓄積にも資するため、実効性や誤判定、回避状況を検証するための技術的基盤の一つになり得る。また、違法オンラインギャンブルは依存症対策や消費者保護にとどまらず、資金洗浄、詐欺、マルウェア配布等のサイバー犯罪基盤と接続し得ると Infoblox 社の脅威リサーチャーは指摘している。そのため、今後の検討においては、より広い治安・サイバーセキュリティ上の観点も視野に入れることが有益ではないか。その際、DNS ブロックリング技術については、NIST SP 800-81r3 においても DNS セキュリティの追加的な防御手段として整理されていることから、国内における限定的な実証・評価を進めるに当たって参照し得る国際的な技術ガイダンスの一つと考えられる。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックリングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
67	個人	家族がギャンブル依存症に罹患している当事者の立場から、オンラインカジノに対する「ブロックリング（アクセス遮断）」の早期法制化および即時導入を強く求めます。現在、国が進めている啓発活動や任意の対策だけでは、依存症の進行や拡大を止めるには全く不十分であり、実効性のある「入りの遮断」が不可欠です。以下に当事者家族としての実態を踏まえた意見を述べます。 「本人の意志」に頼る対策の限界と、ブロックリングの必要性 ギャンブル依存症は脳の病気であり、本人の意志や努力だけでアクセスを断つことは極めて困難です。スマートフォンの普及により、24 時間いつでもどこでも賭けられてしまう環境がある以上、国が通信を強制的に遮断する「ブロックリング」のような物理的な規制を導入しなければ、依存症患者やその予備軍を救うことはできません。働き盛りの依存症罹患による、甚大な社会的・経済的損失 社会の支え手である働き盛りの世代がオンラインカジノに依存した場合、個人の自己破産や家庭崩壊にとどまらず、労働生産性の低下、ひいては社会保障費の増大など、国家にとっても計り知れない経済的損失をもたらします。「通信の秘密」などの法的な懸念を理由に導入を躊躇している間にも、国民の財産や命が失われ続けています。「違法なものとは断固として排除する」という国の姿勢の提示 日本国内においてオンラインカジノは明確な違法行為です。違法なギャンブルサイトへのアクセスを野放しにしている現状自体が、利用者に「これくらいなら大丈夫だろう」という誤った安心感を与えています。国として「だめなものはだめ」という毅然とした姿勢を社会に示すためにも、ブロックリングという強力な手段の法的枠組みを速やかに構築すべきです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		以上の点から、ブロック킹を「将来的な選択肢」として先送りするのではなく、被害の深刻さと経済的損失の大きさを直視し、最優先の対策として早期に法制化することを強く要望いたします。	
68	個人	ギャンブル依存症家族の会のものです。オンラインカジノのブロック킹を早急にお願いします。ギャンブル依存症は脳の病気です。自助グループに繋がりが続けて回復しますが、偏見が強く回復している人はごく一部です。予防が一番と思われます。若者の心を蝕むものは排除すべきです。少子高齢化を防ぐことにもなります。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
69	日本司法書士会連合会	意見の要旨 日本司法書士会連合会は、違法オンラインカジノ対策として、通信事業者によるアクセス抑止（ブロック킹）の法制度化に向けた具体的検討を速やかに進めるべきであるとの立場から、本報告書（案）の方向性に基本的に賛成する。司法書士は、債務整理、生活再建支援、成年後見、消費者被害対応等の実務を通じ、ギャンブル等依存症や過剰債務が本人及び家族の生活を破壊し得る実態に接している。違法オンラインカジノは、スマートフォン等から時間・場所を問わず利用でき、短期間で多重債務、生活破綻、家庭崩壊、犯罪への関与等を招き得る深刻な社会問題である。周知啓発、取締り、情報削除、外国政府等への要請、支払抑止等の対策は重要であるが、海外運営者への法執行や任意の削除・ジオブロック킹には限界があり、違法サイト自体へのアクセスがなお容易である以上、追加的対策が必要である。ブロック킹には技術的回避可能性があるものの、若年層やカジュアルユーザが違法サイトに最初に接触する機会を減らす入口対策として、相応の有効性が認められる。もっとも、通信の秘密、知る自由及び表現の自由への影響を軽視することはできない。したがって、導入に当たっては、事業者の自主的取組に委ねるのではなく、明確な法律上の根拠を設け、対象サイトの厳格な限定、指定基準の明確化、第三者的又は司法的関与、透明な手続、誤遮断時の迅速な救済、実施状況及び効果の定期的検証・公表、制度の定期見直しを備えた枠組みとすべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロック킹を実施すべき状況にあるといえる場合に、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロック킹の実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
69	日本司法書士会連合会	日本司法書士会連合会は、違法オンラインカジノ対策として、通信事業者によるアクセス抑止（ブロック킹）の法制度化に向けた具体的検討を速やかに進めるべきであるとの立場から、本報告書（案）の方向性に基本的に賛成する。司法書士は、債務整理、生活再建支援、成年後見、消費者被害対応等の実務を通じ、ギャンブル等依存症や過剰債務が本人及び家族の生活を破壊し得る実態に日常的に接している。違法オンラインカジノは、スマートフォン等から時間・場所を問わず利用でき、短期間で多額の損失、多重債務、家庭崩壊、犯罪への関与等を招き得る点で、従来型の賭博とは異なる深刻性を有する。したがって、政府全体で包括的な対策を推進する必要性は極めて高く、ブロック킹についても単なる将来の選択肢にとどめるのではなく、制度化を見据えた具体的検討を進めるべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロック킹を実施すべき状況にあるといえる場合には、ブロック킹を最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することなく、立法措置を講じることが必要だと考えております。
70	個人	私は、違法オンラインカジノへのアクセス抑止策として、ブロック킹を導入することに賛成します。オンラインカジノは、日本国内では違法であるにもかかわらず、スマートフォンで24時間いつでもアクセスでき、若者を中心に利用が広がっています。ギャンブル等依存症は本人の意思の弱さではなく、適切な治療や支援を必要とする病気です。しかし、その病気によって、若者が学業や仕事を失い、借金を抱え、将来への希望を失ってしまうケースが後を絶ちません。依存症が進行すると、借金返	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		済のために犯罪に手を染めたり、闇バイトに巻き込まれたりする危険性も高まります。中には、生きる希望を失い、自ら命を絶ってしまう人もいます。これは単なる個人の問題ではなく、社会の安全や治安の悪化にもつながる深刻な社会問題です。また、苦しむのは本人だけではなく、家族は借金問題や嘘、失踪、精神的な負担に長年苦しみ、家族関係が崩壊してしまうこともあります。ギャンブル等依存症は、一人の人生だけでなく、家族全体の人生を巻き込む病気です。若者が違法オンラインカジノによって病氣となり、本来持っていた未来や可能性を奪われる社会であってはならないと強く思います。本人の努力だけに任せるのではなく、社会全体で被害を防ぐ仕組みが必要です。私たちは、ギャンブル等依存症によって若者の人生が壊れ、家族が苦しみ、時には命まで失われる現実を目の当たりにしています。これ以上、違法オンラインカジノによって未来を奪われる人を増やさないために、ブロッキングを含む実効性のある対策を一日も早く実現していただくことを強く要望します。	
71	個人	私はギャンブル依存症問題に関わる家族支援活動を行っています。オンラインカジノについては、「違法」であるとされながらも、現実にはスマートフォン一つで容易にアクセスできる状況が続いています。この状況は、依存症に苦しむ当事者やその家族にとって極めて深刻な問題です。ギャンブル依存症は意思の弱さではなく、脳の報酬系に変化が生じる病気です。一度依存状態に陥ると、自らの力だけで利用をやめることが困難になります。その結果、多額の借金、家庭崩壊、離婚、虐待、自殺、犯罪など、本人だけでなく家族や社会全体に深刻な影響を及ぼします。私たちは日々、オンラインカジノがきっかけとなり人生が大きく損なわれた当事者や家族の声に接しています。依存症からの回復には長い年月と多くの支援が必要であり、被害が生じてから対応するだけでは限界があります。何よりも重要なのは、依存症を生み出さないための予防とアクセス抑止です。特に懸念しているのは、スマートフォンを持つ小中高校生をはじめとする若年層への影響です。SNSやインターネット広告を通じてオンラインカジノに接する機会は増えており、脳が発達段階にある若者ほど依存症のリスクが高いことが指摘されています。若年化が進む中、現状の対策では十分とは言えません。国民の生命と安全を守るため、国には「違法」と周知するだけでなく、実効性のあるアクセス抑止策に積極的に予算を投入し、早急に取り組んでいただきたいと考えます。違法サイトへのアクセス遮断を含む技術的対策、広告・誘導行為への規制強化、若年層への教育啓発、相談支援体制の充実など、総合的な対策を強く求めます。オンラインカジノによる被害をこれ以上拡大させないためにも、依存症は脳の病氣であるという科学的知見に基づき、当事者や家族の現実に目を向けた実効性のある対策を進めていただくことを切に要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
73	個人	私は、ギャンブル依存症者の家族を支援する民間支援団体で活動しています。違法オンラインカジノが本人だけでなく家族にも精神的、経済的に多大なダメージを与えていることを実感しています。オンラインカジノはスマートフォンひとつで24時間いつでも利用できる、四六時中ギャンブルを続けてしまう人もいます。その結果、多額の借金を抱え、家族関係が崩壊するケースも少なくありません。若い人がSNSなどを通じてオンラインカジノに誘導され、借金を抱えたあげく犯罪に巻き込まれることが多発しているのは報じられている通りです。また、依存症者は本人の意思だけではやめられないため、違法であることを知りつつ、「やめたい」と思っている人も利用してし	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		まいります。フィルタリングなどの対策をしても、回避方法を調べて突破してしまうのです。通信の秘密などへの配慮が必要なのは充分理解しますが、周知や取締りだけでは十分ではないと感じます。ギャンブル依存症は死に至る恐ろしい病です。これ以上、被害者を増やさないため、ブロック킹の速やかな実施をお願いします。	
74	個人	私はギャンブル依存症当事者の家族です。違法オンラインカジノはスマートフォンから簡単にでき、家族だけでは止めることができません。被害を減らすためにも違法サイトへのアクセスを抑止するブロック킹の導入を進めていただきたいと思います。当事者と家族を守るための対策をよろしく願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
75	個人	オンラインカジノのブロック킹に関するパブリックコメントとして意見を述べます。現在、日本ではオンラインカジノサイトへのアクセス制限（ブロック킹）は実施されておらず、その対応は諸外国と比較して遅れている状況にあります。オンラインカジノは違法であるにもかかわらず、誰でも容易にアクセスできる環境が放置されており、依存症の悪化や多額の金銭的被害など、深刻な社会問題を引き起こしています。今後さらなる被害者の増加を防ぐためにも、海外の先進的な対策を参考にしつつ、速やかに実効性のあるブロック킹措置の導入を検討すべきです。国民の安全と健全な社会環境の維持のため、政府による積極的な対応を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
81	一般社 団法人 インター ネット コンツ ェー フ ティ 協 会	該当箇所：報告書案 全体（アクセス抑止施策としてのブロック킹の導入是非について） 【意見の概要】慎重な検討を求めます。オンラインカジノを対象とした通信ブロック킹施策の導入については、より慎重な議論と検証を求めます。 【具体的理由・根拠】オンラインカジノによる被害規模や、依存症問題への対策を講じる重要性は十分に理解できます。しかしながら、ブロック킹は日本国民全ユーザーの全通信を常時監視することであり、憲法で保障された「通信の秘密」に深く影響を及ぼすという側面を十分に考慮する必要があります。「通信の秘密」は、誰といつ連絡を取ったかという「通信の有無（メタデータ）」そのものをも含む広い射程を持っています。この本質的な重みとインフラ全体へ与える副作用について、一見容易に見える手法を選択する前に、民主主義に与える影響、莫大なコスト、技術的限界を正確に評価することが強く求められます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロック킹を含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
82	一般社 団法人 日本イ ンター ネット プロバ イダー 協会	オンラインカジノが違法ギャンブルであり、官民の関係者が協力し、包括的な取組みを進めていくべきであるという立場、また、ブロック킹は通信の秘密や知る権利等に抵触する対策であり、他の権利制限的でない手法が尽くされたかについて十分な検証が必要とする立場に賛同します。当協会においても、ブロック킹についてはその特質上慎重に考えなければなりません。それ以外の違法性の周知啓発をはじめとする権利制限的でない手法については、様々な機会をもって取り組んでまいります。上記の基本的な方向性を前提に、仮にブロック킹の実施を検討する段階に至った場合、必要性、許容性、有効性、補充性などの要件は、他人の憲法上の権利を侵害することを不可避免的に伴うブロック킹の特質を踏まえ、厳格に検討する必要があることは、いうまでもありません。その際、本検討会で多くの先生方から提示された様々な論点はいずれも重要な議論の成果であり、これを議論のベースとして丁寧に検討されるべきであると考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
82	一般社	「今後、政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		こうした段階的かつ慎重な対応を徹底すべきであり、基本的人権を制約する措置に依拠することには慎重であるべきと考える。	
89	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会	【該当箇所】 2. 1. 必要性 (4 ページ)、3. 許容性 (17 ページ) 等、記載全般 【意見の要旨】 違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロックングの早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】 違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が進み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロックングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロックングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう伏してお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
95	KDDI 株式会社	違法オンラインカジノは、日本の社会経済活動に影響を及ぼす課題であり、政府全体で実効性のある対策を検討し、引き続き包括的な対策を講じていくべき、との方向性に賛同いたします。なお、ブロックングについては、通信の秘密の侵害との関係性等を踏まえ、他の対策も含めて慎重に検討すべきと考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ご指摘のとおり、ブロックングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制約的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロックングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討を

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
			していくことが必要だと考えております。
113	個人	【該当箇所】報告書（案）全体、および「アクセス抑止に向けた技術的・法的措置（サイトブロッキング等）」に関する記述について 【意見内容】海外の違法オンラインカジノサイトに対する「サイトブロッキング（アクセス遮断）」の法制化、および一刻も早いスピード感を持った実装を強く求めます。啓発や決済規制といった間接的な対策だけに頼るのではなく、国が責任を持って通信そのものを遮断し、国民を違法カジノの脅威から直接守るべきです。 【理由・背景（実態に即した訴え）】 「気づけない」環境と依存の超高速度化： オンラインカジノはスマートフォンを用いて 24 時間どこでもアクセスできるため、家族であっても「気づかないうちに重症化している」という極めて恐ろしい性質を持っています。ゲームの進行スピードも速く、はまり込みやすいため、本人が理性を失い、短期間で多額の借金を抱える壊滅的な被害が実際に発生しています。 認知向上だけでははびこる現状への限界： 近年、オンラインカジノが「違法である」という認知は上がってきているものの、ネット上には今なお広告やサイトがはびこり続けています。違法だと知っていても、依存症という病気に罹患した人間はアクセスを止められません。入り口自体を国が物理的に塞がなければ、被害の拡大は絶対に止まりません。 「通信の秘密」を盾にした慎重論への反論： 憲法上の慎重論があることは承知していますが、これほど容易に家庭を崩壊させ、多額の海外流出と個人の破滅を生む違法サイトが野放しにされている現状こそが異常です。これは「国民の平穏な生活権」を守るための緊急事態であり、児童ポルノ同様に、国が責任を持って速やかにサイトブロッキングを断行すべきです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
129	個人	30 頁、今後の方向性 長男 38 歳がギャンブル依存症の母親です。 この問題について政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが早急に必要ということです。今まで関係者から提出されたデータや重ねてきた討論の内容から早速に実行に移してほしいです。大阪の IR 誘致により、また国がこの問題に対策を講じないでいる間に、ギャンブル依存症者は確実に増えます。若い働き盛りのこれから日本を背負って活躍するはずの若者が、この病気にかりかり人生を思い通りに生きられなくなっていくのです。ギャンブル依存症になった当事者や家族は、この日本に大勢いるのです。国の対策によってその人数が減るように力を貸してください。よろしくお願ひいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
139	個人	私は、ギャンブル依存症の家族を持つ者として、本報告書案の方向性を支持します。 私の息子はオンラインカジノではありませんが、ギャンブル依存症に苦しみ、本人だけでなく家族も大きな精神的・経済的負担を経験しました。依存症は本人の意思だけではコントロールが難しく、一度深刻化すると回復まで長い時間を要します。オンラインカジノは 24 時間いつでも利用でき、スマートフォン一台で簡単にアクセスできるため、依存症のリスクをさらに高める可能性があります。依存症対策においては、利用者個人の自己責任に委ねるだけでなく、アクセスしにくい環境を整備することも	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		重要であると考えます。そのため、違法なオンラインカジノへのアクセス抑止措置については、依存症の予防や被害拡大防止の観点から積極的に検討を進めていただきたいと思います。また、アクセス抑止だけでなく、依存症に苦しむ本人や家族への相談支援体制の充実、早期発見・早期介入のための啓発活動についても併せて強化されることを要望します	
152	個人	私は、ギャンブル等依存症の当事者及び家族への支援に関わる立場から、本報告書案に意見を述べます。違法オンラインカジノは、スマートフォン一つで時間や場所を問わず利用できるため、短期間で多額の借金、家庭崩壊、若年層への悪影響など深刻な被害につながっています。支援の現場では、本人が違法性を理解していても、依存症の影響によりアクセスを止められず、家族も大きな不安と負担を抱える事例が見られます。そのため、周知啓発や取締り、広告・SNS・アフィリエイト等による誘導対策、決済手段への対応を強化することに賛同します。あわせて、違法オンラインカジノへ容易に到達できない環境を整えるため、ブロッキングを含むアクセス抑止策についても、制度上の課題を整理した上で具体的に検討すべきです。ただし、実施にあたっては、通信の秘密や知る自由等に十分配慮し、対象サイト、判断基準、手続、公的機関の関与、異議申立てや見直しの仕組みを明確にし、必要最小限かつ適正な運用とすることが不可欠です。また、アクセス抑止は単に遮断するだけでなく、相談支援につなげる仕組みと一体で行うべきです。警告画面等には、オンラインカジノが日本国内では違法であることに加え、ギャンブル等依存症は相談・回復が可能な問題であること、相談窓口、家族会、自助グループ等の情報を分かりやすく掲載することを求めます。違法オンラインカジノによって苦しむ本人と家族をこれ以上増やさないため、規制・予防・相談支援・家族支援を一体的に進め、実効性ある対策を早急に講じていただくことを求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
174	個人	オンラインカジノアクセス抑止の制度化に関する意見（依存症家族の立場より） ギャンブル等依存症者の家族の立場から、オンラインカジノへのアクセス抑止の制度化について以下の意見を提出します。 1. アクセス抑止は依存症対策として有効な予防策である 支援現場では、オンラインカジノによる依存症の深刻化が顕著です。アクセス抑止は、初期段階での利用抑止に寄与し、相談につながる機会を増やします。 2. 決済手段の抑止は多重債務化防止に不可欠である 短期間で高額の負債が発生する事例が多く、家族の生活破綻を防ぐためにも、クレジットカード・決済代行の規制強化が必要です。 3. 合法オンラインギャンブルとの整合性が求められる 依存症の観点では、違法・合法を問わずリスクは共通しています。制度設計にあたっては、国民への分かりやすい説明と、依存症対策全体の一貫性が重要です。 4. 家族支援の強化が不可欠である オンライン依存は家庭内で隠れて進行しやすく、家族が孤立しやすい特徴があります。相談窓口の拡充、家族向け情報提供、地域支援体制の強化を求めます。 オンラインカジノの被害は、本人だけでなく家族全体に深刻な影響を及ぼします。アクセス抑止を含む包括的な対策が早期に実施されることを強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
195	個人	【該当箇所】 2. 1. 必要性（4 ページ）、3. 許容性（17 ページ）等、記載全般	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		【意見の要旨】違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁から「現状以上の対策強化は困難」との説明がなされる中、被害の拡大を防ぎ、当事者と家族の生活を守るためには、ブロッキングの導入について早急に検討・実施していただくことが必要であると考えます。 【意見の理由・詳細】違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が議論を重ねてくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案では、ブロッキングについて「他の対策を優先し、その効果や実施状況等を踏まえつつ検討する」との考え方が示されています。しかし、検討会において関係省庁から示された説明によれば、周知啓発や取締り等については、現状以上の大幅な強化が難しいという実態があります。そのような状況において、他に十分な効果が期待できる新たな対策が見当たらないにもかかわらず、ブロッキングの検討をさらに先送りすることは、結果として被害の拡大を容認することになりかねません。私たちは、違法オンラインカジノによって家族の生活が破壊される現実を目の当たりにしています。オンラインカジノは24時間365日、スマートフォン一つで容易に利用できるため、従来のギャンブルと比べて家族が利用を止めることが極めて困難です。依存状態にある当事者は、フィルタリングや利用制限を回避してしまう場合も少なくありません。借金問題、家庭崩壊、離職、自殺念慮など、オンラインカジノが引き起こす被害は極めて深刻です。現状の対策のみでは十分な抑止効果が期待できず、新たな有効策が見当たらない以上、違法サイトへのアクセスそのものを制限するブロッキングは、被害を減らすための現実的かつ有効な手段であると考えます。通信の秘密や表現の自由といった重要な権利への配慮が必要であることは十分理解しております。しかし、違法なギャンブルサイトへの接続を抑止することは、深刻な被害から国民を守るための公益性の高い措置です。慎重な制度設計や適切な歯止め措置を前提として、ブロッキングの導入に向けた具体的な検討を速やかに進めていただきたいと考えます。どうか現状の対策の限界と、被害に苦しむ当事者	だきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
199	個人	【該当箇所】2. 1. 必要性（4ページ）、3. 許容性（17ページ）等、記載全般 【意見の要旨】違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロッキングの早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が進み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「こ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		れ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	
232	個人	【該当箇所】2.1.必要性(4ページ)、3.許容性(17ページ)等、記載全般 【意見の要旨】違法オンラインカジノによる被害の深刻さに目を向け、対策をご検討いただいていることに心より感謝申し上げます。関係省庁から、現在行われている対策をこれ以上大きく強化することは難しいとの報告があったことを踏まえ、苦しむ家族を守るための大切な手段として、違法サイトへのブロッキングを一日も早く導入していただきますようお願い申し上げます。 【意見の理由】違法オンラインカジノへの対策について、総務省ならびに検討会の皆様が議論を重ねてくださっていることに感謝申し上げます。 報告書案では、ブロッキングについて「ほかの対策を優先し、最後の手段として検討する」という慎重な考え方が示されていることはわかります。しかし、関係省庁からは、周知や啓発、取り締まり等、現在行われているさらに強めることには限界があるとの説明がありました。私たち家族は、違法オンラインカジノによって平和な暮らしが奪われています。依存状態の当事者を止めることなどできません。現在の対策に限界があるという現実には私たち苦しんでいる家族にとっても限界なのです。通信の秘密などいろいろ大切な権利があることは承知していますが、それでも、違法なギャンブルサイトへのアクセスを防ぐことは、私たち家族にとっても、また、これからの日本を支えていく若者にとっても、命を守るための必要なことであると考えています。どうか、今苦しんでいる多くの家族の声に耳を傾けていただき、被害の拡大防止、そして、何よりも未来ある若者を守るためにも、違法オンラインカジノへのブロッキングの早期実現をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

【必要性】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
1	個人	プロッキングは、憲法で保障された幸福追求の権利（知る権利）と、通信の秘密を侵害するので、行うべきではない。仮に行う場合は、オンラインカジノへのアクセス行為が、他人の人権を侵害することを立証する必要があると考える。仮にプロッキングを行う場合、当せん金付証票や公営ギャンブルなど、代替サービスへの誘導を行う必要があると考える。プロッキングより前に、当せん金付証票や公営ギャンブルの意義や魅力について、周知するほうが先であるべきだ。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	個人	報告書でも指摘されているように VPN やらプロキシやら通せばプロッキングはなまじ無効化されてしまう。ここは発想を変えて、「検索しても出てこないようにする」という方策にまずは取り組むことを進めたい。これには検索エンジンの胴元の協力が必要である。しかしながらこれも報告書で指摘されているように接触の機会を減らすという観点では有効な方策となりえるであろう。また、接触の機会を減らすという観点では、「広告の禁止」という観点もぜひ盛り込み頂きたい。ここは表現の自由と抵触してしまうものの、違法なわけだから違法なものに表現の自由は許されるのであろうか。この点法律専門家でないため、これ以上は立ち入れないが、このような観点も検討いただきたい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	個人	2025 年度と比べ、2026 年度は明らかなオンラインカジノ広告は減った一方、個人によるブレイ投稿・勝敗投稿・入出金画面投稿が目立つ。これらに対する「ナイス」「おめでとう」等のリプライも、違法行為を日常化・娯楽化させる効果を持つ。広告だけでなく、個人投稿型の誘導・助長も対策対象にすべきである。違法オンラインカジノ関連投稿を見かけた際、警察へ簡単に通報できる専用フォームを整備し、捜査の結果、利用・誘導・換金・決済関与が確認された場合には、SNS アカウントの凍結・停止も行うべきである。また、日本以外にもオンラインカジノを違法・禁止している国があるため、これらの国と連携し、禁止国向け営業を続ける事業者については、ライセンス発行元に対して取消しや是正を求める国際的圧力をかけるべきである。なお、賭博罪・常習賭博罪については、公営ギャンブル以外の賭博自由化を求めるものではなく、単純利用者の処罰中心から、相談・治療・債務支援・再発防止への接続を重視する制度へ見直すべきである。真に責任を問うべきは、胴元・決済代行、換金屋、アフィリエイト、広告・誘導者である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
14	個人	プロッキングの有効性を論じるには、現在のインターネット上のサービス構成を踏まえた具体的な技術検証が不可欠である。オンラインカジノのような大規模サービスは、CDN、クラウド、外部 API、広告配信、動画配信、決済関連サービスなど、複数の事業者・ホスト名を組み合わせて提供されている可能性が高い。単に特定ドメインを DNS プロッキングすれば十分な効果が得られると考えるのは危うい。CDN について、契約解除後もオリジンサーバが残るという指摘は理解できる。しかし、大量アクセスの処理やオリジンサーバの秘匿のために CDN が利用される以上、大規模サイトが CDN なしで安定運営できるとは考えにくい。CDN 事業者への働きかけ、契約解除、濫用対策の強化は、プロッキングに先立って徹底的に検討・実施されるべきである。また、現在はネイティブアプリの利用も多く、ブラウザであっても表示 URL とは別の多数のホスト名と通信する。ログイン、ゲーム画面、動画、広告、決済、本人確認、分析用通信などが別々のドメインで処理されることも十分考えられる。この場合、賭博行為に不可欠な通信だけを過不足なく DNS プロッキング対象	御意見は、今後の参考とさせていただきます。CDN 事業者による情報削除等の取組を促進させるために、現在、一部の大手 CDN 事業者と関係省庁の間で削除の促進に向けた協議等が行われており、引き続き、官民関係者の連携を強化することが必要と考えております。今後、プロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		として抽出できるのかが重大な問題となる。対象を狭くすれば実効性を欠き、広くすれば正当な通信まで影響を受けるおそれがある。したがって、制度化を論じる前に、対象サイトの通信構造、CDN 利用状況、アプリ利用時の通信先、DNS で制御可能な範囲、リスト更新の実務、過剰遮断や回避の可能性を具体的に検証すべきである。技術的な実効性と副作用が明確でないまま、ブロッキングを有効な対策として前提化すべきではない。	めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
15	個人	ブロッキングの議論を、単なる技術的対策の一つとして扱うべきではない。ブロッキングは、違法サイト運営者に直接働きかける措置ではなく、違法なサービスが存在することを理由に、一般利用者の通信経路に介入する措置である。つまり、悪質な事業者への対策でありながら、実際に影響を受けるのは、日常的にインターネットを利用する多数の善良な利用者である。この性質を踏まえ、有害なサイトを見えなくする手段としてだけ評価するのは適切ではない。オンラインカジノ対策として本来まず重視すべきは、利用者がそもそも違法な賭博に近づかないようにすることである。違法性の周知、依存症対策、広告・勧誘への対応、決済手段への対策、学校や職場を通じた普及啓発など、利用者側の行動を変える対策はまだ十分に尽くされたとは言いがたい。特に若年層に対しては、学校教育等を通じて、オンラインカジノが単なる娯楽ではなく、違法性や依存の危険を伴うものであることを早期に伝える余地が大きい。一方、ブロッキングは導入すれば目に見える対策に見えるが、利用者の理解を深めるものではない。むしろ、なぜ危険なのか、なぜ違法なのかを十分に理解しないまま、別の手段で回避しようとする利用者を生む可能性もある。対策の目的がオンラインカジノ被害の抑止であるなら、通信経路で遮ることだけに議論が集中するのではなく、需要そのものを減らす対策を中心に据えるべきである。したがって、報告書案では、ブロッキングを直ちに実施可能な対策として前提化するのではなく、まず普及啓発、依存症対策、広告・決済・プラットフォーム対策などをどこまで実施し、どのような効果があったのかを検証する必要がある。その検証なしにブロッキングへ進むことは、最も根本的な対策を後回しにすることになりかねない。オンラインカジノ問題の第一目一審地は、誰もが安易に近づかない社会的理解を形成することであり、報告書にもその優先順位を明確に示すべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
16	個人	「立法すればブロッキングの問題は解決する」という考え方には賛成できない。立法は必要条件であっても、十分条件ではない。国民の通信環境に介入する制度である以上、立法してもなお許されるだけの厳格な制度設計が必要である。しかし、その制度設計には客観的に実現困難な点が多い。第一に、対象リストの正確性を継続的に保証することは困難である。オンラインカジノサイトは、ドメイン、CDN、クラウド、外部 API、アプリ内通信、決済関連通信などを組み合わせて提供される。賭博行為に不可欠な通信だけを過不足なく抽出し続けることは容易ではない。対象を狭くすれば効果を欠き、広くすれば正当な通信まで巻き込む。これは技術的に避けにくい構造的な問題である。第二に、誤遮断時の責任と救済を実効的に設計することも難しい。利用者から見れば、どの機関の判断で遮断されたのか、ISP の設定ミスなのか、リスト自体の誤りなのかを判別しにくい。迅速な異議申立て、調査、解除、補償の仕組みを全国の多数の ISP で均質に運用することは、制度上も実務上も極めて重い。第三に、必要最小限性を事後的に検証することも容易ではない。ブロッキングによって実際にオンラインカジノ利用がどれだけ減ったのか、別ドメインやアプリ、VPN 等へ移っただけではないのかを客観的に測定しなければならない。しかし、違法サービス側は回避を前提に構成を変えるため、効果の測定は不安定になりやすい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実施要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があ

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		第四に、日本には多数のISPが存在し、設備、運用体制、顧客対応能力も一様ではない。法律で義務付けても、全事業者が同じ速度・精度・安全性で運用できるわけではない。結果として、制度の実効性は各社の負担能力に依存し、過大な民間負担や運用品質のばらつきを生む。以上の理由から、立法すれば足りるという整理は成り立たない。対象の正確性、誤遮断救済、効果検証、全国一律運用といった要件を満たす制度設計は、客観的な理由から実現困難である。したがって、報告書案では、立法によるブロッキングを安易な解策として位置付けるべきではなく、まず他の対策を徹底し、その効果を検証することを優先すべきである。	と考えております。
21	個人	本報告書案では、広告対策やアフィリエイト対策が論じられているが、単に広告表示を削除するだけでは不十分である。オンラインカジノへの誘導は、広告そのものよりも、その背後にあるアフィリエイト報酬、成果報酬、送客ID、トラッキングリンク、広告ネットワーク、紹介サイトの収益構造によって支えられている。したがって、利用者を違法オンラインカジノへ供給する経済的インセンティブを断つ対策を、ブロッキングに先立って重点的に検討すべきである。日弁連意見書では、オンラインカジノにおける賭け金の決済には決済代行事業者やクレジットカード事業者等が関与しており、それが賭博関連犯罪の遂行を容易にするのみならず、不可欠な存在となっている旨が指摘されている。この考え方は、送客・広告収益にも同様に当てはまる。利用者を集める紹介サイト、ランキングサイト、レビューサイト、SNS投稿、動画、広告ネットワーク等が、成果報酬によってオンラインカジノ事業者と経済的に結び付いているのであれば、それは単なる表現や広告ではなく、違法賭博への入口を形成する収益インフラである。この収益インフラを放置したまま、ISPによるブロッキングを検討するのは順序が逆である。まず、広告主、広告仲介事業者、アフィリエイトASP、決済事業者、ドメイン・ホスティング・CDN事業者等に対し、違法オンラインカジノへの送客に関与する取引、成果報酬、トラッキングリンク、紹介コード、広告アカウントの停止を求め、その実施状況と効果を検証すべきである。これらは、一般利用者全体の通信に介入するブロッキングよりも権利制約が小さく、かつ違法事業者の集客と収益化を直接弱める対策である。したがって、報告書では、広告削除にとどまらず、アフィリエイト報酬・送客収益の遮断を独立した対策として位置付けるべきである。その効果を十分に検証しないまま、通信の秘密に関わるブロッキングを最終手段として検討することは、より制限的でない手段を尽くしたとは言えない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
22	個人	本報告書案では、オンラインカジノによる依存症被害の深刻さが強調されているが、そのことを理由に通信の秘密に関わるブロッキングを検討するのであれば、依存症対策としての一貫性をより厳格に検討すべきである。依存症の危険は、違法オンラインカジノに限って生じるものではない。公営競技のオンライン投票、合法的なオンラインギャンブル、その他射幸性の高いサービスにおいても、時間的・場所的な制約が小さく、スマートフォン等から容易に利用できるという点では共通の問題を有している。日弁連意見書でも、オンラインカジノ対策の主な課題は、競馬・競輪等の合法的なオンラインギャンブルの課題でもあり、合法的なオンラインギャンブルの規制の在り方についても別途検討が必要であると指摘されている。にもかかわらず、依存症対策を保全利益として通信の秘密を制約する一方で、合法オンラインギャンブルを含む横断的な依存症対策を十分に検討しないのであれば、手段選択として均衡を欠く。本来、依存症対策としてまず検討されるべきなのは、利用制限、入金上限、損失上限、利用時間制限、自己排除、家族申告による制限、広告・	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えており

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		勧誘規制、若年層への接触抑制、相談窓口との連携などである。これらは、特定の通信経路を遮断するブロッキングよりも権利制約が小さく、依存症という問題の原因により直接働きかける手段である。違法オンラインカジノだけを対象にブロッキングを検討しても、利用者が別の賭博的サービスへ移行するだけであれば、依存症対策として十分な効果を持つとは言い難い。したがって、報告書では、依存症対策を理由にブロッキングを正当化する方向ではなく、まず違法・合法を問わずオンラインで提供されるギャンブル的サービス全体について、利用制限、入金上限、自己排除、広告規制等を構造的に整備・検証する必要があることを明記すべきである。その検討を経ないまま、通信の秘密に関わるブロッキングを最終手段として位置付けることは、より制限的でない手段を尽くしたとは言えない。	まず、今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることに留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
23	個人	本報告書案では、ブロッキングの検討に先立ち、オンラインカジノの決済手段を遮断・抑止する方策を、より具体的かつ優先的に検討すべきである。オンラインカジノは、利用者が賭け金を入金し、勝ち金等を受け取る決済経路があって初めて事業として成立する。したがって、通信経路を一律に遮断するよりも、カード会社、決済代行事業者、資金移動業者、暗号資産交換業者、銀行等の決済レイヤーで、違法オンラインカジノに関係する取引を止めることは、より直接的で、かつ一般利用者全体の通信の秘密への影響が小さい対策である。日弁連意見書でも、オンラインカジノの賭け金決済には決済代行事業者やクレジットカード事業者等が関与しており、それが賭博関連犯罪の遂行を容易にするのみならず、不可欠な存在となっている旨が指摘されている。この指摘を踏まえれば、まず検討すべきは、違法オンラインカジノへのカード決済、決済代行経由の送金、暗号資産を用いた入出金、電子マネーや資金移動サービスを利用した決済について、事業者側で検知・停止・加盟店契約解除・疑わしい取引としての把握を行う仕組みである。また、金融庁は警察庁とともに、オンラインカジノに係る賭博事犯防止・詐欺被害防止のため、金融業界団体等に対して対応を要請している。既に金融・決済分野で取組が進められているのであれば、その実施状況、遮断件数、回避手段、効果、課題を検証することが先である。特にカード会社については、オンラインカジノ関連加盟店、決済代行経由の実質的な加盟店、類似名義での再登録、海外決済ルート等を把握し、継続的に遮断する方法を検討すべきである。ブロッキングは、違法サイトを利用しない一般利用者の通信にも広く影響し得る最終手段である。これに対し、決済遮断は、違法賭博の資金の流れを止めるものであり、違法事業者の収益基盤に直接作用する。したがって、報告書では、カード会社等による決済遮断、決済代行業者への規律、暗号資産・資金移動サービスを含む入出金経路の抑止を独立した主要対策として位置付け、その効果検証を経ない限り、ブロッキングの必要性を認めるべきではない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることに留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
26	個人	本報告書案について、依存症被害の深刻さを理由にブロッキングを求める意見は重く受け止めるべきである。しかし、被害が深刻であることと、通信の秘密を制約するブロッキングが直ちに正当化されることは別問題である。依存症による自殺、借金、家庭崩壊等の問題が深刻であるほど、本来は通信経路の遮断という間接的手段ではなく、依存症の発生・進行・再発を防ぐための実効的な対策を優先すべきである。ブロッキングは、違法サイト運営者や依存症に陥った本人に直接働きかけるものではなく、一般利用者全体の通信環境に介入する措置である。依存症者は、回避手段を探す、別サイトに移る、別の賭博的サービスに向かう可能性があり、ブロッキングだけで依存症問題が解決するとは言えない。む	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するた

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		しろ、依存症対策として必要なのは、決済遮断、広告・アフィリエイト収益の遮断、自己排除、入金上限、利用時間制限、家族申告による制限、相談・治療への接続、若年層への教育である。これらの対策を十分に実施・検証しないまま、通信の秘密を制約する手段へ進むのは順序を誤っている。また、依存症を保全利益として強調するのであれば、違法オンラインカジノだけでなく、IR、公営競技、オンライン投票、パチンコ等を含む賭博・射幸性サービス全体との整合性も問われる。国が一方で合法的なカジノを制度化し、他方で依存症対策を理由にオンラインカジノのブロッキングを求めるのであれば、なぜ通信の秘密を制約するほどの措置がオンラインカジノに限って必要なのか、他の賭博との危険性や対策の差を明確に示す必要がある。したがって、報告書では、依存症被害の深刻さをもってブロッキングの必要性を当然視すべきではない。被害の深刻さは、むしろより直接的で権利制約の小さい依存症対策を先に尽くすべき理由である。ブロッキングを論じる前に、他の手段の実施状況、効果、限界を客観的に検証すべきである。	めにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
28	個人	違法オンラインカジノ事業者が利用者のデータを取得し、プロファイリングや巧妙な誘導を行っていることを理由に、ISPによるブロッキングを求める考え方には慎重であるべきである。悪質な事業者が利用者の行動データを利用しているのであれば、本来強化すべきは、通信の秘密を弱めることではなく、違法事業者、広告ネットワーク、アフィリエイト、決済代行、CDN、ホスティング等に対する直接的な規律である。「オンラインカジノ側が利用者をプロファイリングしているから、対抗策としてブロッキングが必要だ」という整理は、問題の所在を取り違えている。利用者の行動や通信に介入する主体をさらに増やすことは、利用者保護の方向とは逆である。通信の秘密は、まさに利用者が国家や事業者から不必要に通信内容・通信先を把握されないための基盤であり、悪質事業者によるデータ利用が問題であるほど、一般利用者の通信の秘密を軽く扱ってはならない。また、アルゴリズムによる誘導や広告表示が問題であるなら、対策の中心は、広告配信、検索結果、SNS、動画、アフィリエイト報酬、トラッキングリンク、決済経路、アプリ配信など、誘導と収益化の構造を止めることに置かれるべきである。これらは、違法オンラインカジノへ利用者を送り込む具体的な経路であり、通信の秘密を制約するブロッキングよりも、問題の発生源に近い。そこを十分に検証しないまま、最後に一般利用者側の通信を遮断するのは、原因対策ではなく出口対策に偏っている。さらに、ブロッキングは、違法サイトを利用しない一般利用者を含め、すべての利用者の通信環境に作用し得る。違法事業者が悪質であることは、一般利用者の通信の秘密を制約してよい理由にはならない。悪質な事業者に対抗するために必要なのは、捜査、決済遮断、広告収益の遮断、プラットフォーム規律、データ利用・勧誘行為への規制であり、利用者側の通信インフラを広く監視・制御することではない。したがって、報告書では、違法オンラインカジノ事業者の悪質性をブロッキング正当化の根拠とするのではなく、その悪質性に直接作用する対策を優先すべきであると整理すべきである。通信の秘密を守るとは、違法事業者を助けるものではなく、むしろ利用者を不当な監視や過剰な介入から守るための前提である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、報告書案では、ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
31	個人	警察の「海外のオンラインカジノ運営者への法的制裁は難しい」という回答だが、それを何とかするのが政府の仕事ではないのか。海外の取締が出来ていないのであれば、日本国内の違法行為も取り締まられていないという事ではないか。各国と外交を行い、カジノ側での日本へのサービス提供を停止させるのが、根本的な解決だろう。加えて、海外・国際の警察組織と協力する態勢を整えるべきだ。また、インターネットのブロッキングは権	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		力によるネット検閲・市民弾圧に容易に繋がるものだ。検討会に有った様に、まず、「オンラインカジノが違法だと思っていない」という 市民への、長期の徹底した啓発をすべきだろう。ブロッキングに前のめりになる事は、絶対に避けるべきだ。そもそも、現在 DNS サーバーのセキュア化や、VPN の利用が進んでいる状況で、IP によるブロックは 実効性に乏しい。また、報道記者や 迫害状況にある国の国民が VPN を使用している現状もある。安易に 地域ごとブロックしては、日本だけでなく 海外の「通信の自由」を妨害する恐れもあることに、留意すべきだ。検討会意見で「海外サイトの捜査に限界があるものの、諦めるのではなく、尽くすことが重要である」と有ったが、全く その通りだ。既にブロッキングが行われている ポルノサイトを 引き合いにしているが、ブロックした所で、実際に犯罪が行われている事には 変わらない。まず、発生源である オンラインカジノが違法な国にもサービスを提供している カジノ運営者を、きちんと取り締まるべきだ。	
33	個人	オンラインカジノ対策は、まず警察による取締り、違法性の周知啓発、広告・決済・紹介サイトへの対応を徹底すべきである。過去に海賊版サイト対策では、著作権侵害という重大な問題があっても、通信の秘密を制約するブロッキングを正当化するだけの違法性阻却は認められなかった。今回も、依存症被害の深刻さを理由に直ちに憲法上の権利制約へ進むのではなく、他の手段を尽くしてもなお必要かを検証すべきである。議論の到達点は、ブロッキングありきではなく、警察・金融・広告・教育による対策を優先し、立法も含め通信の秘密を侵害する措置は認めないという結論であるべきだ。この検討は憲法そのものを巡る議論でそのものである。海賊版に続き、オンラインカジノの例も、ブロッキングの成立が簡単では無いことの一例であるべきだ。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
42	個人	取締りや決済遮断といった手段が存在する以上、本来優先すべきはそれらの実効性を高めることである。確かに、これらの手段を十分に機能させるには長期間の取組が必要であり、短期的な成果は見えにくい。しかし、それは対策の本質が流通や収益構造の遮断にある以上、避けて通れない過程である。ブロッキング自体の議論を否定するものではないが、位置付けはあくまで最終的な手段であるべきであり、先に検討すべきは実務としてどのように取締りを強化し、資金の流れや誘導構造を遮断するかである。実効性のある対策へのリソース配分こそが優先されるべきであり、入口遮断の議論を先行させることは、本質的対応を遅らせる危険がある。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
45	個人	ブロッキングは「入口を塞ぐ対策」だが、CDN や配信基盤への取り締まりは「本体を断つ対策」である。この違いが決定的に重要である。違法サイトは単なる URL やドメインではなく、その裏にサーバー、配信網、決済、広告などから成る「構造」を持って成り立っている。ブロッキングはこのうち「利用者の入り口」だけを閉じるに過ぎない。そのため、ドメインを変えればすぐに復活し、別の入口から流入が再開される。一方で、CDN やホスティングなどの配信基盤に対して取り締まりを行う場合、影響は根本に及ぶ。コンテンツの配信そのものが止まり、サイト自体の表示や運用ができなくなる。入口ではなく「供給側」を断つため、単なる回避では済まず、復旧にはコストと時間がかかる。つまり、ブロッキングは「隠す対策」であり、CDN 等への対応は「止める対策」である。有効性の差はここにある。入口をいくら閉じてても、供給が続く限り問題は残る。しかし供給側を断てば、同じ仕組みでの継続は困難になる。したがって、実効性を重視するのであれば、優先すべきはブロッキングではなく、CDN を含む配信基盤への取り締まりである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。CDN 事業者による情報削除等の取組を促進させるために、現在、一部の大手 CDN 事業者と関係省庁の間で削除の促進に向けた協議等が行われており、引き続き、官民関係者の連携を強化することが必要と考えております。
46	個人	違法サイトは「アクセスできるか」ではなく、「お金が流れるか」で成り立っている。プロ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ッキングは入口を塞ぐだけで、別のサイトや抜け道にすぐ移られる。一方、決済を止めれば、そもそもお金のやり取りができず、利用も成立しない。つまり、行動の最後を止めることになる。さらに、決済の取り締まりは現実的である。対象は銀行やカード会社など限られた事業者で管理されており、特定の取引を止めれば済む。一方、ブロッキングは無数に増えるサイトと通信を追い続ける必要があり、終わりが無い。入口を塞ぐより、金の流れを止める方が確実で、しかも簡単である。だから優先すべきはブロッキングではなく決済対策である。	いただきます。支払抑止については、金融機関等による利用者への注意喚起、違法オンラインカジノに係る決済を把握した場合に当該決済の停止、疑わしい取引の参考事例の更新・公表等の各種取組が実施されており、昨年7月、クレジットカード取引に係る官民関係者が連携した新たな取組が開始されたところです。今後も支払抑止も含め、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
47	個人	対策の優先順位は、「効果」だけでなく「実行できるか」で考えるべきである。決済の取り締まりは、銀行やカード会社など限られた主体に対して措置を講じればよく、対象も取引という明確な単位で把握できる。そのため、誰が、どこに対して、何を止めるのかが比較的確であり、現実の制度として運用しやすい。これに対し、ブロッキングはインターネット上の無数のサイトと通信を相手にする必要がある。対象は増え続け、回避も容易であり、何を止めるのかを追い続けなければならない。つまり、実行段階で常に複雑さと不確実さを抱える。実際の政策として重要なのは、「理論上可能か」ではなく、「継続して回せるか」である。その観点から見れば、決済対策は対象が限定され、統制が可能であるのに対し、ブロッキングは対象が拡散し続け、運用負荷が膨張する構造にある。したがって、対策を優先するのであれば、まずは現実に実装可能で効果を積み上げやすい決済の取り締まりから進めるべきであり、ブロッキングはその後に検討されるべき手段である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。支払抑止については、金融機関等による利用者への注意喚起、違法オンラインカジノに係る決済を把握した場合に当該決済の停止、疑わしい取引の参考事例の更新・公表等の各種取組が実施されており、昨年7月、クレジットカード取引に係る官民関係者が連携した新たな取組が開始されたところです。今後も支払抑止も含め、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
49	個人	海外のライブ配信プラットフォームであるKickについて、オンラインカジノへの誘導構造に関する注意喚起を要望します。Kickでは、雑談配信者が直接オンラインカジノを宣伝していない場合でも、「おすすめ配信」「おすすめカテゴリ」表示などにより、視聴者が自然にオンラインカジノに繋がる配信へ流入する、誘導サイトとしての構造になっています。また、雑談配信によって集められた視聴者が、誘導を目的とした構造によりオンラインカジノへの集客につながっている以上、配信者へ支払われる報酬も実質的にはオンラインカジノへの送客に対するアフィリエイト的な紹介料と大きく変わらない側面があります。また、違法な配信プラットフォームであることを十分認識しないまま、結果として誘導行為に加担してしまっている配信者も多いのではないかと感じます。Kickのようなプラットフォームがオンラインカジノへの導線となっている実態について周知するとともに、配信プラットフォームの利用自体を控えるよう注意喚起を行うことを要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
50	個人	私は、オンラインカジノ対策の一環として、海外ライブ配信サイト「Kick」への対応強化	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		を検討すべきと考えます。同サイトでは、オンラインカジノの実況配信、宣伝、アフィリエイト誘導等が多数確認でき、日本国内利用者に対して実質的な勧誘効果を持っていると考えられます。特に配信者が日本語でオンラインカジノを紹介したり、登録方法・入金方法・勝敗結果などを配信することで、若年層を含む視聴者がオンラインカジノへ接触する機会を増加させています。近年人気の配信者に法外な報酬を支払いKickで通常の配信をさせ多数の人を集め間接的にオンラインカジノへの接触の機会を増加させているのも問題だと考えられます。また海外事業者であることから、日本国内法に基づく削除要請や行政指導の実効性に限界があるケースも想定されます。そのため、オンラインカジノ利用抑止の観点から、違法オンラインカジノへの誘導配信を継続的に行うサイトへの規制強化・アクセス抑止措置（ブロッキングを含む）の法的・技術的検討・国内利用者向け違法勧誘コンテンツへの対策強化を進める必要があると考えます。表現の自由や通信の秘密への配慮は重要ですが、違法賭博への誘導防止および依存症対策の観点から、一定の措置の検討は必要であると考えます。	いただきます。
51	個人	報告書案の趣旨に賛同いたします。ただし、現時点ではブロッキング以外の対策が尽くされたとはいえず、必要性が欠けていると考えます。この点に関して、オンラインカジノの利用に係る違法性の認識に関する言及がありますが、競馬やパチンコ、宝くじなどの公営ギャンブルがポジティブなものであるかのようにアピールする広告が散見される現状では、「同じギャンブル」として、オンラインカジノも問題ないとの認識になるのはやむを得ないと考えます。現時点で必要なのは、オンラインカジノのブロッキングではなく、公営・国営のものや実質的なギャンブルであるにもかかわらず許容されているもの等を全て含めた全般的な広告規制による、「ギャンブルは望ましくないもの」という国民の意識の醸成であり、まずはこの点についての検討・実施を早急に行うべきであると考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
52	個人	オンラインカジノ対策では、広告・決済・アクセス抑止だけでなく、利用資金の借入対策も必要です。現行制度には返済能力調査、総量規制、貸付自粛制度がありますが、借入目的の虚偽申告や本人が自粛制度を利用していない場合には、オンラインカジノ資金の借入を十分に防げないおそれがあります。短期間の複数借入、不自然な借入額、借入後の暗号資産・電子マネー等への資金移動を踏まえ、貸金業者等の審査・与信管理をより厳格化し、必要に応じて相談・依存症支援・債務整理へつなぐ仕組みを整備すべきです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
53	個人	いわゆる「まとめサイト」「アフィブログ」にオンラインカジノの広告が多く掲載されており、さらにそういったサイトは収入を増やすために広告を消す「×」がなかったりUI偽装しているケースも相まっおり、結果的にネット利用者とオンラインカジノの接点になってしまっている。「まとめサイト」「アフィブログ」自体や掲載する広告、また、アクセス数・インプレッション数による報酬型の広告に対する規制を強化することでオンラインカジノへのアクセス抑止になると考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ギャンブル等依存症対策基本法の改正により、リーチサイトやSNSでの投稿・広告等、日本国内のネット利用者をオンラインカジノに誘導するネット上の発信行為が違法となっております。今後も、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
54	一般社	ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるから、他の権利制限的	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	団法人 テレコ ムサー ビス協 会	ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要である、との意見に賛同する。本報告書(案)には、ジオブロッキング、CDN 事業者による対応といった他の手法が述べられているが、こうした手法についての効果検証や関連事業者との連携を十分に進めることが重要と考える。	いただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。また、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
56	一般社 団法人 日本ネ ットワ ークイ ンフォ メーシ ョンセ ンター	総務省の検討会ということで、通信事業者におけるアクセス抑止が念頭にある検討だと承知するところ、検討会では必要性の検討において、アクセス抑止以外の対策に関する議論も幅広く行われた。2018 年の内閣府知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の検討に端を発する「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策」に見られるように、インターネット上の不正利用に関する対策は、教育や啓発による規範の確立、検索サイトにおける対応、アクセス警告、フィルタリングなどを含むアクセス抑止、国際的法執行の強化、プラットフォーム事業者における対応、広告出稿の抑制を含む資金チャネルの抑制、正規版の流通促進など、インターネット上のエコシステム全体に関わるあらゆる関係者の対応によって対策される問題であると考ええる。2010 年頃の児童ポルノ、2018 年頃の漫画海賊版、この度のオンラインカジノと、DNS ブロックに対応を求める議論があったため、今後も周期的に新たな不正行為が出現し、対応を迫られることが予見される。これまでの 3 件を比べるだけでも、不正行為の性質が異なり、仮にブロッキングを実施する場合の実施根拠が違うことを考えると、ブロッキングを対策として検討するよりも先に、インターネット上の不正行為一般に対する、エコシステム全体での対応を推進するための、総合的な検討が進められるべきと考える。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。違法オンラインカジノ対策については、周知啓発、取締り、広告・勧誘対策、決済禁止等を含め、包括的な対策を講じることが重要だと考えております。また、インターネット上の不正行為への対応については、御指摘のとおり、関係主体が幅広く関与するエコシステム全体での取組が重要であると考えております。
57	個人	1. 意見要旨 日本国内において違法であるオンラインカジノへのアクセス抑止、情報削除、ジオブロッキング、アプリストア対応、決済抑止等の包括的対策に賛同します。その上で、対策対象をカジノサイト本体や直接的な広告・リンクに限定せず、海外オンラインカジノ事業者又はその関係者と深い関係があると報じられている動画配信プラットフォームについても、実質的な誘引、宣伝、ブランド浸透の場となっていないか調査・検証すべきです。このような場では、カジノ配信をしていない配信者や一般視聴者であっても、視聴、投げ銭、サ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ブスクリプション等を通じて、国内では違法となる賭博サービスと関係する海外資本の経済圏拡大やブランド認知に無自覚に組み込まれる懸念があります。さらに、配信時間、閲覧数、同時接続数等に応じて報酬が増える仕組みは、国内外の配信者による長時間配信、炎上商法、公共空間での迷惑行為を助長し得ます。実際に、海外配信者による日本国内での迷惑配信については、建造物侵入容疑で逮捕された事例や、飲食店での迷惑配信により威力業務妨害罪で罰金判決に至った事例も報じられており、二次的悪影響は既に現実化しています。政府には、資金関係、スポンサー関係、運営主体、報酬体系、若年層への訴求、誘導効果を総合的に考慮し、プラットフォーム事業者、アプリストア運営事業者、決済事業者、SNS事業者等への削除、地域制限、年齢制限、収益化停止、掲載停止等の対応要請を可能にする枠組みの検討を求めます。 2. 意見本文 1. 意見の対象 オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 報告書（案）全般 特に、第2章2.1.3.3「情報削除等」、第2章2.1.5「検討」、第4章4.2「妥当性」、第6章「今後の方向性」に関する部分。 2. 意見の概要 日本国内において違法であるオンラインカジノへのアクセス抑止、情報削除、ジオブロッキング、アプリストア対応、決済抑止等の包括的な対策に賛同します。その上で、対策の対象をカジノサイトそのものや直接的な広告・リンクに限定せず、海外オンラインカジノ事業者又はその関係者と資本関係、人的関係、スポンサー関係等を有すると報じられている動画配信プラットフォームについても、実質的にオンラインカジノへの誘引、宣伝、ブランド浸透を助長する場となっていないか、調査・検証・対応要請の対象に含めるべきです。本意見は、特定の個別企業について違法性を断定するものではありません。あくまで、オンラインカジノ関連資本が動画配信、インフルエンサー、投げ銭、アプリ配信、SNS拡散等を通じて国内利用者へ接近する構造的な抜け道を、制度設計上の検証対象に含めるべきであるという趣旨です。 3. 理由 報告書案では、ブロッキング単体ではなく、周知啓発、取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払抑止等を含む包括的対策の重要性が整理されています。また、プラットフォーム事業者等によるオンラインカジノへの誘導投稿への対応、IHCによる削除依頼等、アプリストア運営事業者の対応についても言及されています。この整理を踏まえると、今後の検証対象は、オンラインカジノサイト本体や明示的な誘導リンクに限るべきではありません。海外オンラインカジノ関連事業者と深い関係があると報じられている動画配信プラットフォーム（例：Kick等）において、日本国内の人気配信者を誘致し、高額な契約金、投げ銭、サブスクリプション、閲覧数、同時接続数、配信時間等を通じて利用者を集める構造がある場合、それ自体がオンラインカジノ関連ブランドの認知拡大や経済圏の拡大に寄与するおそれがあります。このようなプラットフォームでは、配信者が直接オンラインカジノのプレイ画面を映していない場合であっても、プラットフォーム全体の集客力、話題性、視聴時間、投げ銭、サブスクリプション等が、結果としてオンラインカジノ関連資本のブランド浸透に寄与し得ます。特に、オンラインカジノには一切関わらないと考えてい	

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		る一般視聴者や、カジノ配信を行っていない雑談・ゲーム配信者等であっても、当該プラットフォームを利用することにより、国内では違法となる賭博サービスと関係する海外資本の経済圏に無自覚に組み込まれる懸念があります。また、閲覧数、同時接続数、配信時間等に応じて報酬が増加する仕組みは、配信者による過激な言動、迷惑行為、炎上商法を助長するおそれがあります。単発の投げ銭だけでなく、閲覧状況や配信時間に応じた継続型の報酬体系が存在する場合、配信者には長時間にわたり視聴者の注目を集め続ける強いインセンティブが生じます。その結果、行為内容が次第に過激化し、公共の場での迷惑行為、通行人や店舗への接触、無断撮影、騒音、トラブル誘発等が、単なるおそれにとどまらず現実に社会問題化しています。実際に、海外配信者が日本国内で迷惑配信を行い、建造物侵入容疑で逮捕された事例や、飲食店での迷惑配信により威力業務妨害罪で罰金判決に至った事例も報じられています。これは日本人配信者に限らず、海外の配信者が日本国内を舞台として迷惑配信を行い、それを収益化する事例も問題となり得ます。オンラインカジノへの誘導被害に加え、日本国内の公共空間、観光地、商業施設、住民生活、若年層の利用環境に対する二次的な悪影響としても、制度上の検証対象に含めるべきです。したがって、単にカジノ配信の有無や直接リンクの有無だけで判断するのではなく、資金関係、運営主体、スポンサー関係、配信者への報酬体系、若年層への訴求、オンラインカジノ関連ブランドへの誘導効果等を総合的に考慮し、実質的な誘引行為を抑止する制度設計が必要です。 4. 具体的な要望 1. 違法オンラインカジノサイト及びアプリへのアクセス抑止、情報削除、ジオブロッキング、アプリストアからの排除、決済抑止について、早期に実効性ある制度設計を進めてください。 2. オンラインカジノサイトへの直接リンクや広告だけでなく、海外オンラインカジノ事業者又はその関係者と資本関係、人的関係、スポンサー関係等を有すると報じられている動画配信プラットフォームについても、実質的にオンラインカジノへの誘引、宣伝、ブランド浸透を助長する場となっていないか、政府として継続的に調査・検証してください。 3. 当該プラットフォーム上で、日本国内の利用者に対してオンラインカジノ又は違法オンラインギャンブル等への誘導、広告、宣伝、ブランド認知の形成が行われている場合には、プラットフォーム事業者、アプリストア運営事業者、決済事業者、SNS事業者等に対し、削除、配信停止、地域制限、年齢制限、収益化停止、アプリ掲載停止等の対応を要請できる枠組みを検討してください。 4. 「直接カジノを映していない」「リンクを貼っていない」という形式面だけで判断するのではなく、資金関係、運営主体、スポンサー関係、配信者への報酬体系、若年層への訴求、オンラインカジノ関連ブランドへの誘導効果等を総合的に考慮し、実質的な誘引行為を抑止する制度設計を求めます。 5. 閲覧数、同時接続数、配信時間等に応じて報酬が増加する仕組みが、国内外の配信者による迷惑配信、炎上商法、公共空間でのトラブル誘発を助長していないかについても検証してください。特に、海外配信者が日本国内で迷惑行為を行い、それを収益化するような構造については、オンラインカジノ関連資本による国内社会への間接的な悪影響として、実効的な抑止策を検討してください。 6. 報告書案が示すとおり、ブロッキングには通信の秘密や知る自由等との関係があるた	

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		め、まずは情報削除、ジオブロック、アプリストア対応、決済抑止、プラットフォーム事業者への対応要請等の効果を十分に検証することが重要です。その上で、なお実効性に限界がある場合には、将来のアクセス抑止制度における対象範囲、実体要件、手続要件の検討において、上記のような構造的な抜け道も考慮してください。 5. 参考情報 本意見の提出に当たっては、報告書案、意見募集要領及び意見書様式のほか、警察庁によるオンラインカジノに関する周知情報、動画配信プラットフォームの公開情報、並びに海外オンラインカジノ関連事業者との関係が指摘された報道等を参照しました。 なお、個別の報道や公開情報は、特定企業の違法性を断定するためではなく、制度設計上の検証対象としてどのような構造を考慮すべきを示す補足資料として参照するものです。	
59	個人	P. 9、「2. 1. 3. 5. 支払い抑止」について 〔要旨〕憲法上の懸念があるアクセス抑止より先に、違法サービスへの金銭の流れの規制を行うべきである本来の目的は日本国で違法であるオンラインカジノへ対策であり、アクセス抑止はその手段として検討されるもののうちの1つにしか過ぎない。そもそも事業者は金儲けのためにオンラインカジノを運営しており、金儲けをできないのであればオンラインカジノを運営するモチベーションはない。よって、アクセス抑止より先に、金銭の流れを封ずるべきである。日本から国外違法業者への送金手段には暗号資産などもあるが、現実的に大半を占めるのはクレジットカードである。本件から話がそれるが、日本国で合法的サービス・コンテンツであるにもかかわらず、クレジットカードのアクワイアラが決済を拒否する事例が発生している。これらについては、参議院山田議員や赤松議員を中心として積極的に対応いただいているところである。話を戻すと、日本国で違法なオンラインカジノについて、アクワイアラは選択的に決済を拒否することができるはずである。現実には違法サービスの決済が通っているのは、ある意味、アクワイアラがオンラインカジノに加担している状態ともいえる。日本国で違法なサービスの決済についてはキャンセル・払い戻しを義務化する等、決済代行業者に対するより強力な規制をすべきである。憲法で保証された通信の秘密に抵触するアクセス抑止を行う以前に、クレジットカード等の送金手段を規制することで違法サービスを封ずるべきである。これは本件オンラインカジノだけでなく、今後発生するであろう類似の事案にも対抗措置となるはずである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。支払抑止については、金融機関等による利用者への注意喚起、違法オンラインカジノに係る決済を把握した場合に当該決済の停止、疑わしい取引の参考事例の更新・公表等の各種取組が実施されており、昨年7月、クレジットカード取引に係る官民関係者が連携した新たな取組が開始されたところです。今後も支払抑止も含め、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
61	桜花法律事務所	意見の要旨 オンラインカジノの問題は刑事、行政及び民事いずれのアプローチによっても解決が困難である一方、ギャンブル依存症被害は深刻である。したがって、これまで積み重ねてきた対策が今の抜本的な解決に至っていない状況であることから、オンラインカジノのサイトにはブロックの対策をとるべきである。 提出意見 1. 意見の趣旨 オンラインカジノのサイトに対するアクセス抑止としてブロックを導入するべきである。 2. 意見の理由 既に岸田元首相により、オンラインカジノが違法であることが改めて公式に示されたのが、2022年6月であり、その後、オンラインカジノのサイトに日本のサイトの端末からアクセ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロックは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロックの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えており

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		スして賭けることが賭博罪に該当することを軸に取り締まりが進められていった。しかし、日本として海外にあるオンラインサイト事業者に対して何ら有効な手を打てなかった。その一因は、賭博罪が国外犯に効力がなく、海外政府の要請も確約されたものではなかった。対海外との関係では日本政府の力に強制力はなく、限定的なものにとどまる。このように刑事的及び行政的アプローチからの解決は現状困難であると言わざるをえない。また、オンラインカジノ利用者は賭博罪の構成要件にあたるかとされているが、一方で海外の違法賭博を開帳する者との関係で民事上の被害者である。しかしながら、日本では、被害者が被害救済のために活動することは、自分が賭博罪を犯したことを述べて、逮捕されるなどのリスクを負うことになるのであり、民事上の解決をきっかけとするアプローチも困難である。こうした構造上の中で4年以上もの間オンラインカジノの問題は解決に至らないまま利用者を生み続け、多くのギャンブル依存症者を生み出してきた。オンラインカジノによって生じるギャンブル依存症被害は本人の生命身体財産を著しく危険にさらすのみならず、家族をはじめとする多くの人々を危険にさらすものであり、個人に対する極めて重要な権利侵害である。この問題が生命に及ぶ場合その被害は取り返しがつかない。通信の秘密は、極めて重要な権利であり、その制約には慎重であるべきことは理解できる。しかし、違法サイトに対する刑事上、行政上及び民事上の観点のアプローチが行き詰っている現状に照らせば、限定的かつ適切な手続の下でブロックングを許容されるべきである。検討の名のもとに解決が先延ばしされて、一人の人の人生やその周囲にいる人の人生が犠牲になることを防がなければならない。以上より、これまで積み重ねてきた対策が今の抜本的な解決に至っていない状況であり、この状況に鑑みれば、オンラインカジノのサイトにはブロックングの対策をとるべきである。	まず、上記効果検証等を踏まえ、ブロックングを実施すべき状況にあるといえる場合には、ブロックングを最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することなく、立法措置を講じることが必要だと考えております。
62	個人	オンラインカジノによる依存症、借金、犯罪収益、青少年への悪影響、海外事業者への資金流出などは、国民生活を守る観点から看過できない問題のため、違法オンラインカジノ対策の必要性は理解します。しかし、その対策として、通信事業者によるブロックングなど、国民のインターネット接続先に直接介入する手段を制度化することには、極めて慎重であるべきです。ブロックングは、通信の秘密、知る自由、表現の自由に関わる重大な措置です。違法オンラインカジノ対策という正当な目的があったとしても、安易にアクセス遮断を認めれば、将来的に対象範囲が拡大し、インターネット上の情報統制や検閲の前例となるおそれがあります。まず優先すべきは、違法事業者の摘発、広告・誘導投稿の削除、決済手段の遮断、金融機関・カード会社・SNS事業者との連携強化、利用者への周知啓発など、通信の自由への影響がより小さい対策です。これらの手段を十分に尽くさないまま、ブロックングを導入することには反対します。仮にブロックングを検討する場合でも、対象は違法オンラインカジノに厳格に限定し、行政判断だけで実施できる仕組みにすべきではありません。対象サイトの指定には、独立した第三者機関または司法的関与を必要とし、判断基準、指定理由、解除手続、異議申立ての仕組みを明確にすべきです。また、ブロックングの実施状況、効果、副作用、誤遮断の有無について、定期的に公開・検証される制度が必要です。国民を違法オンラインカジノから守ることは重要ですが、それを理由に国民の通信や情報アクセスを広く管理する制度を作るべきではありません。以上の理由から、本報告書案については、違法オンラインカジノ対策の強化には賛成しつつも、ブロックングを含むアクセス遮断措置については、通信の秘密、知る自由、表現の自由を守る観点から、極めて限定的かつ厳格な制度設計とすることを求めます。最初はオン	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロックングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロックングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
66	個人	ラインカジノ。次は違法広告。次は偽情報。次は政治的に不都合な情報。このように情報統制に拡大しない保証をどう作るのか、こちらにも注力して頂きたいです。 1. 報告書案では「他の権利侵害性の低い対策の効果を十分に検証する」などと悠長なことが書かれていますが、現在の若者を取り巻く環境への危機感が決定的に不足しています。現在、学校の文化祭でギャンブルを模した企画が当たり前のように行われるほど、若者の間でギャンブルが身近でカジュアルなものに変わってしまっています。若者自身に「違法である」「ギャンブル依存症になるリスクが高い」という危機感が全くないのが現状です。国が「他の方法をやり尽くす」と言い訳をしながら時間を空費している間にも、予防教育は全く進んでおらず、多くの若者が違法なオンラインカジノの脅威に晒され続けています。行政の対策スピードは現場の悪化に全く追いついていません。大人が責任を持って子どもたちを守るため、義務教育段階からの踏み込んだ予防教育を即座に開始すべきです。 2. 「通信の秘密」などの法解釈に拘泥し、ブロックングの検討を後回しにすることに強く反対します。 海外（シンガポールや欧州諸国など）では、社会的な実害や若年層の依存症防止のために、国家が強い意志を持ってブロックングや決済規制を断行しています。日本だけが法的なハードルを理由に足踏みを続けている間に、海外の違法業者は容赦なく日本の若者をターゲットに集客を続けています。 「他の対策の効果検証」を待つのではなく、諸外国の強力な先行事例に倣い、ブロックングの法制化・導入に向けた具体的な手続きを即座に進めるべきです。日本の担い手となる若者がターゲットとされ、若者の未来が脅かされることは、日本の将来が脅かされていくことに繋がります。どうか早急な対応をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
69	日本司法書士会連合会	周知啓発、取締り、情報削除、外国政府等への働き掛け、支払抑止等の対策は、今後も継続・強化されるべきである。しかし、オンラインカジノ運営者の多くが海外に所在し、法執行や削除要請には限界があること、任意の協力要請にとどまるジオブロックング等には実効性上の課題があること、オンラインカジノサイト自体へのアクセス可否については基本法改正の施行前後で大きな変化が見られないことを踏まえると、既存の対策のみでは十分とはいえない。また、国内からのオンラインカジノ利用が違法であるとの認識がなお十分に浸透していない状況において、広告・誘導投稿等に接触した若年層やカジュアルユーザが容易に違法サイトへ到達できる状態を放置することは相当でない。より権利制限的でない手段を尽くす努力を継続しつつも、これらの対策の限界を補完する追加的手段として、ブロックングの制度化を具体的に検討する必要がある。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロックングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロックングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。上記効果検証等を踏まえ、ブロックングを実施すべき状況にあるといえる場合には、ブロックングを最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することがなく、立法措置を講じることが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
72	株式会社 NTT ドコモ	「他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要」との報告書 (案)内容に賛同します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
77	個人	<該当箇所> 2. 1 必要性(4ページ) <意見の要旨> 違法オンラインカジノへのアクセス抑止に向け、総務省ならびに検討会の皆様が真摯に議論を重ねてくださっていることに、大学生の家族として深く感謝申し上げます。今後も依存症を発症した当事者をもつ家族としてできる予防と改善点として、早急なブロッキングの導入をお願い申し上げます。 <意見の理由・詳細> 報告書案において、サイトブロッキングについて「他の対策を優先し、最終的な手段として位置付ける」という慎重な考え方が示されていることは理解しております。また、通信の秘密などの重要な権利への配慮が必要であることも十分承知しております。私が特に危惧しているのは、若年層への影響です。大学生をはじめとする若者世代は、スマートフォンやSNSを日常的に利用しており、違法オンラインカジノへ容易に接触できる環境に置かれています。興味本位や軽い気持ちで始めた利用が短期間で高額な損失や借金につながり、学業や就職活動、人間関係、将来設計に深刻な影響を及ぼすケースも少なくありません。また、若年層は経済的な基盤や社会経験が十分ではないため、一度依存状態に陥ると自力で利用をやめることが難しく、家族による見守りやフィルタリング等の対策にも限界があります。24時間いつでもスマートフォンからアクセスできる違法オンラインカジノは、従来のギャンブルとは比較にならないほど若者を依存へと引き込みやすい特性を持っていると感じています。関係省庁が「これ以上の対策強化には限界がある」と説明されていることは、被害を防ぎたいと願う家族にとっても限界を意味します。だからこそ、違法であるオンラインカジノサイトへのアクセスそのものを抑止する対策について、現実的な選択肢として検討を進めていただきたいと考えます。将来を担う若年層が違法オンラインカジノによって学業や人生の機会を失うことのないよう、また被害に苦しむ本人や家族をこれ以上増やさないためにも、サイトブロッキングの実現に向けた具体的な検討をお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
81	一般社 団法人 インター ネット コン テンツ サーフ ティ協 会	該当箇所： 2. 1 必要性 その他の解決策、抜本的な対策へのシフトについて 【意見の概要】 対象箇所の修正を求めます。通信の遮断（ブロッキング）という手段を退け、違法サイトの経済圏そのものを合法的かつ直接的に断つ「兵糧攻め（エコシステムの破壊）」など今や有効性があまりないと思われるブロッキングから根本的な削除への道程への検討やユーザーリテラシーの向上策を主たる検討課題とするべきではないでしょうか。 【具体的理由・根拠】 通信を力技で遮断するアプローチは限界を迎えています。一般国民の人権や通信の健全性を侵害することのない、以下の代替策を徹底的かつ先行して行うべきだと考えます。 1. 金融関係の対策（決済遮断）： オンラインカジノ運営者にとって最も痛手となる収入（資金源）を根絶するため、国内外の決済代行業者や金融ネットワークに対し、金融庁や警察が強力な行政指導・口座凍結・決済拒否を徹底的に執行します。 2. 広告網・集客インフラの刑事摘発： ネット上で技術的回避手順をナビゲートし集客を促している国内の攻略サイト、アフィリエイト、インフルエンサー、アドネットワークを、賭博開帳図利助働などの罪で徹底的に刑事摘発・逮捕します。プラットフォームの広告収入との兼ね合いから排除が進まない懸念を払拭するため、違法サイトへの誘導広告	御意見は、今後の参考とさせていただきます。違法オンラインカジノ対策について、周知啓発、取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払抑止等を含む包括的な対策を講じることが重要であると考えております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしてい

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		自体の規制等（立法措置）も検討すべきです。 3. プラットフォーマーとの連携強化：身元を隠す隠れ蓑になっている CDN 事業者に対する法的責任の明確化や、主要検索エンジン事業者と連携し、検索結果からの徹底的な排除（インデックス削除）を実施します。 4. 国際連携とリテラシー向上：国際的なインターネットガバナンス（ICANN の Trusted Notifier や国連の IGF 等）の枠組みを活用し、海外の違法カジノサイト自体をテイクダウン（消滅）させる国際協力を強化します。あわせて、カジュアルユーザー対策としての携帯フィルタリングや、ギャンブル依存症に関するリテラシー向上策を推進します。先行事例である児童ポルノ対策において最大の効果を発揮したのは、「警察が犯人を厳格に検挙・摘発することで、サイト自体が一気に減少（消滅）した」という統計的事実です。通信というインフラを破壊するのではなく、まずはこれら手前にある正攻法を全力で執行すべきではないでしょうか。	くことが必要だと考えております。
82	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	報告書案でも、各省庁において取組みに本腰を入れつつあることが理解できます。当協会も引き続き、普及啓発等の様々な取組みに協力してまいります。なお、「今後も、捜査資源を適切に投入してもなお、賭博場を開帳する者の取締りが困難である場合には、そのことを前提として、ブロックキングの必要性を判断すべきである。」「今後、CDN 事業者による対応状況等を見据え、ブロックキングの必要性を判断すべきである。」（いずれも p.12）などの表現振りは、今回の検討会の議論の対象がブロックキングの法的・技術的諸課題であることと照らして、いささか「ブロックキングを導入すべきかの評価」に立ち入り、さらには「ブロックキングの導入に向けた到達基準」と誤解されるおそれが懸念されます。中でも、「今後、ブロックキングの必要性を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに・・・」の記述は、より強く懸念を生じさせます。ブロックキングを実際に導入すべきかは、必要性、許容性、有効性、補充性などの検討をクリアすることを前提に、政策としての妥当性判断のプロセスがあるため、これらの記述は、「今後ブロックキングの導入を考える際には、捜査資源を適切に投入してもなお、賭博場開帳者の取締りが奏功しなかった事実の検証を前提とする必要がある。」「今後ブロックキングの導入を考える際には、CDN 事業者への適切な政策誘導や法規制などを行ってもなお、ジオブロックキング等の送信抑止が奏功しなかった事実の検証を前提とする必要がある。」「基本法改正に基づく取組を含めた包括的な対策の十分な履践とその不奏功およびその事実の検証は、今後ブロックキングの導入を考える場合の議論の前提となるべきものである。」など、検討の目的と順序を明確にされることが望ましいと考えます。合わせて、表現の自由との抵触が比較的生じにくいと考えられる、広告規制の実効性の強化についても、ブロックキング検討に先んじて検討されるべきものと考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
82	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	技術的にも経済的にも、大規模なサイトの運営に CDN の存在が不可欠であることは言うまでもありません。これは新聞社等の健全なサイトでも、日本で違法なオンラインカジノサイトでも同様であり、CDN の有用性を損なわないようにしながら、他方で違法行為の助長に使われないよう、適切な規律をする必要があります。すでに日本においては、情報流通プラットフォーム対処法において、権利侵害の抑止や救済と表現の自由の両立を図ろうとする立法も行われているところです。CDN は高トラフィックのコンテンツを世界に効率よく配信する手段であり、アクセス元の所在を高精度に推測し、近いサーバーから配信を行うなどの技術が確立しています。これは版權物など、特定の国だけを対象に行う動画配信な	御意見は、今後の参考とさせていただきます。CDN 事業者による情報削除等の取組を促進させるために、現在、一部の大手 CDN 事業者と関係省庁の間で削除の促進に向けた協議等が行われており、引き続き、官民関係者の連携を強化することが必要

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		どにも応用されており、ジオブロッキングも CDN の技術を用いて可能です。オンラインカジノサイトにジオブロッキングを求めることに加え、CDN 事業者に対しても、一定の要件下で同様の措置を求めることは、十分検討に値すると考えます。CDN の配信に法規制を加えることが国民の知る権利や表現の自由に照らして妥当であるかは、慎重な判断を要します。他方で、片や全国民の通信を網羅的に検査して、受信者に近い場所でアクセスを抑止する、それを法制化することまでが検討の俎上に上がるほどの状況ならば、CDN 事業者に対して一定の違法なコンテンツについて、送信を差し止める制度を、ソフトローとハードローの両方において検討することは、ブロッキングの法制化よりもはるかに権利侵害の度合いが少なく、また実効性も高いと考えられます。このような検討もまた、より権利制限的でない手法の検討として、ブロッキング検討に先んじて行なわれるべきものと考えます。	だと考えております。
83	個人	家族が違法オンラインカジノの問題を抱えている当事者として、ブロッキングの導入をお願いしたいです。オンラインカジノはスマートフォンがあればいつでも利用できてしまい、家族が止めようと思っても止められません。本人もやめたくてもやめられず、借金や家庭の問題がどんどん大きくなっていきます。啓発や取締りも大切だと思いますが、それだけでは被害を防ぎきれいていないと感じています。家族としては、違法サイトにそもそもアクセスできなくすることが、一番効果のある対策ではないかと思います。通信の秘密など難しい問題があることは理解していますが、違法なオンラインカジノによって苦しむ人や家族をこれ以上増やさないためにも、ブロッキングを早く実現していただきたいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
84	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
85	一般社団法人全国消費者団体連絡会	該当箇所：（中間論点整理の概要）アクセス抑止策の一手段であるブロッキングについては、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」に抵触しうる対策である。そのため、実施の必要性を判断するに当たっては、今後の規制環境や犯罪実態の変化等を踏まえ、他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされたといえるか検証するとともに、オンラインカジノ固有の権利侵害の内実を突き詰めた上で、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているかを検証していくべきである。 意見：本記述自体が、ブロッキングが基本的人権に抵触し得る強い措置であることを前提	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		としている点に重要性がある。したがって、他の手段が十分に尽くされていない段階で、人権制約の強い手段を採用する必要性は厳格に検証されるべきである。 報告書案においてもその効果が限定的であることが示されている以上、現時点で必要性が認められる段階ではなく、慎重な対応を求める。	
85	一般社団法人全国消費者団体連絡会	該当箇所：違法オンラインカジノは…今後、政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきである。 意見：今後の方向性として政府全体での包括的対策の継続を求めている点は重要であり、まずは既存の対策の実効性を高めることが優先されるべきである。オンラインカジノによる被害は、単なるアクセスの可否にとどまらず、違法性に関する誤認や広告・誘導による利用の拡大、決済手段を通じた資金供給による利用の継続といった要因が連鎖的に作用することで生じ、さらに依存症に至った場合には被害が固定化・深刻化する構造にある。このため、決済手段の遮断、違法性の周知、広告・誘導情報の削除、相談・治療へのアクセス強化、海外事業者への法執行・国際連携といった既存施策の実効性を高め、被害の各段階に対応することが重要である。特に、先にも述べた通り、ブロッキングは依存に至っていない利用者に対する限定的な効果にとどまり、技術的回避も可能であることから、依存症に至った利用者の行動抑止としては十分とはいえない。これに対し、資金供給の遮断や相談・治療体制の強化は、被害の防止・回復に直接的に寄与すると考える。消費者団体としては、人権保障の観点から、ブロッキングの導入を前提とするのではなく、人権制約の小さい手段による対策の実効性向上を重視すべきであると考える。併せて、IRをはじめとするリアルカジノ政策との関係において、オンラインカジノのアクセスを抑止する一方で新たなギャンブル機会の拡大が図られる場合には、依存症対策および消費者保護の観点から政策全体の一貫性を欠くおそれがある。このため、アクセス抑止の目的を踏まえ、制度全体の整合性についても考慮する必要がある。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制約的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。今後也包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
88	個人	ブロッキングは必要。そもそも、違法取引に対しての措置ができていない。ギャンブル依存症者を増やさない為に、ブロッキングして、断固とした態度を示すべきだと思う。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
90	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会	【該当箇所】2. 1. 5. 検討 【意見の要旨】 2. 1. 5. について、下記のように修正を加えて頂くようお願い申し上げます。 ①11～12 頁の取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払抑止の各手段に関する記述の変更 原案では、各手段について、引き続き現状の取組を行い、その効果を検証した上でブロッキングの必要性を判断すべきとしているのを、現状の取組では限界が生じているという現状認識に変更する。 ②12 頁最終行からの結論部分の段落の変更 「以上によれば、これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等がある程度は減少するなど、一定の効果が認められるものの、これらのみによって十分な効果を上げることが困難であり、既に他の権利制約的ではない手段が尽くされつつあると考えられる。したがって、今後は、これらの包括的な対策を進める一方で、ブロッキング導入のための具	御意見は、今後の参考とさせていただきます。 これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等が大幅に減少するなど、一定の効果が認められるものの、違法性の認識等については一層の向上が求められる状況と認識しております。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		体的な制度設計に速やかに着手すべきである。」とする。 【意見の理由・詳細】 オンラインカジノに係るアクセス抑止について、総務省および検討会の皆様が真摯に議論を重ねてこられたことに感謝申し上げます。報告書案では、「他の権利制限的ではない手段（違法性の周知啓発等）が尽くされたかを検証した上で、ブロッキングを排除することなく検討する」との方向性が示されています。一方で、委員会における関係省庁からのヒアリングでは、「現状行われている対策を強化する」と回答があった一方で、これ以上の手段を強化することは困難との率直な現状が報告されていたと承知しております。事実、オンラインカジノの広告は、2025年9月にギャンブル等依存症対策基本法が強化された時には、確かに「無料版」を隠れ蓑にし、有名人を起用した地上波での広告などとはなくなりましたが、ネット上のアフィリエイト広告はいまだ減っておりません。また、オンラインカジノに登録すると、営業電話がかかってくる。巧妙に海外サーバーなどを経由し、取り締まりを逃れる広告が打たれており、オンラインカジノサイト自体のブロッキングを行わない限り、今後の被害を軽減することは実質不可能だと考えます。当会が日々支援にあたる中で、スマートフォンから24時間365日アクセス可能な違法オンラインカジノによる重症化・多重債務化のスピードは、従来のギャンブルの比ではありません。依存症は疾患であり、周知啓発だけでは行動制御が困難です。また、海外事業者の摘発も容易ではないという実態を踏まえ、すでに「他の対策による抑止効果は限界に近づいている」と言わざるを得ません。関係省庁の皆様のこれまでのご尽力に感謝しつつも、国民の生命や財産、健全な社会生活を守るためには、物理的・技術的なアクセス遮断が不可欠な段階にきていると考えます。「ブロッキングの検討」から一歩踏み込み、速やかな導入に向けた法整備の議論を進めていただけますよう、切にお願い申し上げます。	から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等をも具体的に検討していく必要があると考えております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
93	個人	報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが尙らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寢室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。ギャンブル依存性は脳の病気です。夫はギャンブルを辞めたいと思っても、自分ではどうしても辞めることができませんでした。ギャンブル依存性が進行して、辞めたくても辞められない当事者がギャンブルをやめることができるようブロッキングをお願いしたいです。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
98	NPO 法人 全国ギャンブル依存	【該当箇所】 2.1. 必要性（4ページ）、3. 許容性（17ページ）等、記載全般 【意見の要旨】 違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロッキングの	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	症家族 の会	早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が進み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロックングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロックングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	に、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
101	個人	現状は、いくら警察機関が取締りを強化してもアクセスは出来るのです。ブロックングをすることがやはり一番重要と思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
103	個人	オンラインカジノは違法である。スマートフォンを使える年齢から予防教育をするべきだと思います。中学校、高等学校、大学、いや小学校のうちから必須教育にすべき。もちろんなぜ違法なのかを、脳科学的に、家族がどうなるか、経済面で、自国的にを問題として年齢層に合わせた予防教育カリキュラムが必要だと思います。刑法で罰則はあるがアフィリエイト（カジノ関連事業者＝加害加担者）の罰則が軽い。被害者も加害者もオンラインカジノなんてと言え世の中であって欲しい。ブロックングやフィルタリング等の対策技術も必要だが、子供から若者へ若者から大人へ成長していく過程でのすり込み教育を文部科学省（教育委員会）とも協議して取り組んで欲しい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。御指摘を踏まえ、12頁の「2.1.5 検討」に「学校教育等における知識の普及も含め、」違法性の認識を向上させるために、引き続き周知啓発を行うことが重要である。と追記します。
104	個人	【意見】違法オンラインカジノへのアクセスを遮断するブロックングについて、早期導入を強く求めます。 【理由】私はギャンブル依存症者の家族です。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常生活を大きく破壊されました。かつてのギャンブルであれば、家族がお金の管理をしたり、店舗へ行けないようにしたりすることで一定の歯止めをかけることができました。しかし、オンラインカジノはスマートフォン一台あれば24時間いつでも利用でき、自	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロックングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		宅の寝室や職場の休憩時間でさえ賭博が可能です。家族が気付いた時には多額の借金が発生しており、生活費や子どもの教育費まで失われていました。本人も「やめたい」と言いながらもやめることができず、家族関係は崩壊寸前となりました。フィルタリングや注意喚起などの対策は重要ですが、依存症状態にある本人にとっては容易に回避できる場合が少なくありません。実際に私たちの家族も、さまざまな対策を講じましたが利用を止めることはできませんでした。検討会の報告にもあるように、現行の対策には限界があります。私たち家族もまた限界に達しています。違法サイトへのアクセス遮断は、依存症者本人だけでなく、その家族や子どもの生活を守るための現実的な被害防止策だと考えます。通信の秘密の重要性は理解しておりますが、違法な賭博サイトへの接続を遮断することは、深刻な被害を防ぐための公益性の高い措置です。これ以上、違法オンラインカジノによる被害者を増やさないためにも、ブロッキングの早期実現を強く要望します。	
105	個人	私たちギャンブル依存症の家族としては、ブロッキングは限界まで追い詰められている家族の命と生活を救うための必要な救済措置です。どうか現状の対策の限界を打破するべく、ブロッキングの速やかな実現をお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
106	個人	オンラインカジノは24時間利用できるため、依存状態になると本人の意思だけでやめることは困難です。私は支援活動を通じて、多額の借金や家庭崩壊など深刻な被害を数多く見てきました。オンラインカジノは利用実態が見えにくく、問題が深刻化してから発覚するケースも少なくありません。そのため、自己責任に委ねるのではなく、アクセス制限や広告規制、決済手段の遮断など、国や事業者による実効性のある対策が必要です。また、ギャンブル依存症の相談窓口や回復支援に関する情報の周知も重要です。オンラインカジノによる被害から本人と家族を守るため、実効性のあるアクセス抑止策の導入を強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
107	個人	これまでのご検討に感謝します。違法オンラインカジノのブロッキングについても検討いただいています。しかし依然として他の方法で効果が得られない場合に行うべき、との論調です。現在も各省庁が取り組んでいるにもかかわらず、アクセス数を抑制には限界があることは貴報告書案にあるとおりです。このまま、他の方法の効果を見極めることは、いたずらに被害者を増やし、ギャンブル依存症を拡げ、国富の流出を座視するに等しいと思料いたします。ぜひ、ブロッキングを行う必要性をもっと強調していただきたいと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
108	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会	【該当箇所】2. 1. 必要性（4 ページ）、3. 許容性（17 ページ）等、記載全般 【意見の要旨】違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロッキングの早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されていきます。かつてのギ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ヤンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。家族の破滅に直結してしまいます。フィルタリング等の対策も、重篤な依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。未来をになう若者がこれ以上ギャンブルで人生を台無しにしてほしくないと願います。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう伏してお願ひ申し上げます。	
109	個人	【該当箇所】必要性（5 ページ）、全般 【意見の要旨】違法なオンラインカジノに対するブロッキングの早期導入を求めます。公営競技の依存症対策すら不十分で被害が深刻化しています。日本の若者がオンラインカジノに狙われています。国内で違法とされている違法なサイトへのアクセス遮断は当然のことであると考えます。 【意見の理由・詳細】「まずは精神面に訴え、カジュアルユーザーを抑制する」としているが、公営競技においてすら、依存症遺作の予算やリソースは不足しており十分な対策ができていない現状です。既存のギャンブル依存症対策すら途上である中、24 時間どこからでもアクセスできる違法オンラインカジノに対し「精神面への訴え」だけで十分な抑制効果が得られるとするのは楽観的で現実的ではありません。私の夫もギャンブル依存症になり、やめようとしてもやめられない苦しみから逃れるために死を考えていました。運よく民間支援団体に助けられましたが、今現在も家庭崩壊や多重債務などの深刻な状況に追い込まれている方、その周囲で苦しんでいる家族が多くいるのが現状です。オンラインカジノがもたらす経済的、社会的損失（個人資産の海外流出、犯罪組織の資金源化、精神疾患による労働力の損失、その周囲の家族の貧困など）については未だ十分な調査、実態把握がなされていません。損失の全貌が不透明な段階で生ぬるい啓発活動効果を十分に尽くされるまで待つというアプローチは、被害を拡大させ続けます。未然に防ぐために水際でアクセスを絶つ強力な規制が必要であると考えます。簡単に違法オンラインカジノに触れられる環境をどうか変えていただきたいと思います。ブロッキングを実現していただけるよう、心からお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
114	個人	オンラインカジノは法律違反であることは世間に普及してきたと考えますが、一方で手軽に誰でもすぐにアクセスできるという本質的な問題は何も改善されていないと考えます。ギャンブル依存症は誰にでもなり得る病気です。依存症についての教育も整えられていない日本ではギャンブル依存症に知らず知らずのうちに自分になっていく若者たちが増加していくと考えます。そのため、まずは若者に繁栄している SNS、Instagram、x、YouTube などから広告を表示しない対策をとっていくべきではないでしょうか。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
115	一般社団法人 MyDataJapan	1. はじめに ブロッキングは、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」といった重要な国民の権利を侵害するおそれのある対策である。その侵害の対象はブロッキングにより流通を防ごうとする違法情報にアクセスしようとする者に限られない。インターネットを利用するすべての国民が対象となる。そのため、ブロッキングの実施には、（1）他の権利制限的ではない	御意見は、今後の参考にさせていただきます。御指摘を踏まえ、12 項の「2.1.5. 検討」について、「もっとも、検索結果上位に違法オンラインカジノ紹介

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		手段が十分に尽くされていること、及び対策として有効性があること（必要性・有効性）、（２）ブロッキングにより得られる利益と失われる利益が均衡していることが認められること（許容性）が前提条件となる。本報告書案は１．「中間論点整理の概要」においてこの点を明確にしている（３頁）。本報告書案は、上記、（１）必要性・有効性と（２）許容性の各点について、構成員の意見を紹介しつつ「検討」において本報告書案としての判断を示している。そこで、本報告書案の各「検討」について、以下のとおり意見を述べる。 ２．必要性（ブロッキング以外の対策が尽くされたか） この点に関する「検討」においては、賭博をした者だけでなく、賭博場を開張している者に対して検挙を行うことが重要であること（12 頁）、警察は、引き続き取締りの推進に努める必要があること（12 頁）、一部の大手 CDN 事業者と関係省庁の間で削除の促進に向けた協議等が行われていることも踏まえ、今後、CDN 事業者による対応状況等を見据え、ブロッキングの必要性を判断すべきであること（12 頁）、昨年 7 月に開始されたクレジットカード取引に係る官民関係者が連携の取組の効果を十分に検証し、ブロッキングの必要性を判断すべきであること（12 頁）が述べられている。これらは、いずれも的確な指摘である。しかしながら、以下の２点において大きな問題がある。 まず、「海外で合法的に行われていることから、一般的に、当該国や地域の捜査協力が得られにくい等、法執行は容易ではない。今後も、捜査資源を適切に投入してもなお、賭博場を開張する者の取締り等が困難である場合は、そのことを前提として、ブロッキングの必要性を判断すべきである」（12 頁）とする点である。多くのオンラインカジノが特定の事業者の CDN サービスを利用していることおよびその CDN サービスの国内利用者向け配信に日本国内の CDN エッジサーバ又は配信設備が用いられていることは、検討会第 4 回で日本インターネットプロバイダー協会の報告により明らかにされたところであり（資料 4-3）、オンラインカジノのサービス提供者自体が海外事業者であったとしても、関係者は多く国内にしていることが想定される。このことを無視して「海外で合法的に行われているから」法執行が困難とするのは不合理である。国内における捜査活動、特に特定の CDN 事業者に関する捜査が行われなければ、必要な対策が尽くされたとは評価できないであろう。そもそも、国内からアクセス可能なオンラインカジノのウェブサイトはオリジンサーバではなく CDN 事業者のサーバにあることを考慮すれば、CDN 事業者がオンラインカジノサイトを知りつつ放置する行為は、賭博場開帳図利罪の共犯が成立する可能性があるものであり、これに対する捜査は必要不可欠である。次に、本報告書案は、関連情報の削除について、「検索ヒット数や目撃・検索経験が減少傾向にあるなど、一定の効果が認められる」としている。しかしながら、たとえば 2026 年 6 月 11 日に、ログアウト状態・日本国内から Google 検索で「オンラインカジノ」を検索したところ、検索結果上位にオンラインカジノ紹介サイトが複数表示される例が確認された。これら検索結果の紹介サイトにおいてはオンラインカジノの利用方法の説明と共に、紹介する個々のオンラインカジノのサイトへのリンクが張られており、カジュアルユーザが容易にアクセス可能な状況にある。海賊版サイト対策では検索結果からの削除要請等が重要な対策として位置付けられてきたことと比較して、オンラインカジノについては、少なくとも現時点で、紹介サイトを含む検索導線が十分に抑制されているとは言い難い。このような状況では、必要な対策が尽くされたとはおよそ評価できないであろう。	サイトが依然として複数表示されている旨の指摘があるところ、検索事業者による情報削除等の取組を促進させるために、引き続き、官民関係者の連携を強化することが重要である。」と修正しました。また、現在、一部の大手 CDN 事業者と関係省庁の間で削除の促進に向けた協議等が行われており、引き続き官民関係者の連携を強化することが必要と考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
117	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
119	個人	違法オンラインカジノ対策の強化に賛成します。現行の対策には限界があり、依存状態にある人や家族を守るためには、違法サイトへのアクセスブロッキングの早期導入が必要だと考えます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
121	個人	【意見の要旨】私は違法オンラインカジノ問題に苦しんだ当事者家族です。違法オンラインカジノへのアクセスを遮断するブロッキングについて、「他の対策を優先し、最終手段とする」という考え方は理解しています。しかし、現在行われている対策だけでは被害を防ぎきれない現実があります。家族の生活と安全を守るためにも、違法オンラインカジノサイトへのブロッキングを速やかに導入していただきたいです。 【意見の理由】私はギャンブル依存症者の妻です。ギャンブル依存症によって家族の生活が大きな影響を受けました。借金や嘘、約束が守られないことによる不安は、本人だけでなく家族の日常も壊れていきます。その経験から考えると、違法オンラインカジノは従来のギャンブル以上に深刻な問題だと感じます。スマートフォン一台で24時間いつでも利用でき、自宅や寝室にいても賭博が可能です。家族が異変に気付いたり、利用を止めたりすることは極めて困難です。啓発やフィルタリングなどの対策も重要ですが、依存状態にある人にとっては十分な歯止めにならない場合があります。違法オンラインカジノによる被害を防ぐためには、アクセスそのものを困難にする対策が必要だと思います。通信の秘密など慎重な検討が必要なのは理解しています。しかし、違法な海外賭博サイトへの接続を遮断することは、本人や家族を守るための有効な手段の一つではないでしょうか。ギャンブル依存症の家族として、被害の拡大を防ぐために、ブロッキングの実現に向けた検討を進めていただくことを強く希望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
122	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆さまが議論を進めてくださっていることに、当事者家族として心より感謝申し上げます。違法オンラインカジノによって私たち家族は日々の生活を壊されています。福岡でも、高校生や大学生のオンラインカジノに関する相談が増えています。オンラインカジノは依存症になるまでのスピードが早く、借金も高額になりやすいと感じています。私たち家族は、少しでも被害を防ぐと行動を見守り、お金の管理をし、できることは何でもやってきました。しかし、携帯電話一つでギャンブルも借金もできる今の環境では、家族だけの力では限界があります。フィルタリングなどの対策も、依存状態にある本人には簡単に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化は難しい」とおっしゃいますが、私たち家族はこの状況から逃れることはできないのでしょうか。違法なオンラインカジノサイトへのアクセスを遮断す	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ることは、被害の拡大を防ぎ、家族の生活や命を守るために必要な対策ではないでしょうか。私自身、夫の借金問題に苦しみ続ける中で、「私が死んだらギャンブルをやめてくれるのだろうか」「もうこの現実から逃げ出したい」と思い詰めたことが何度もありました。同じような思いを抱えている家族は全国にたくさんいます。どうか私たち家族の声に耳を傾けてください。そして、これ以上被害者を増やさないためにも、違法オンラインカジノサイトのブロックング実現に向けた検討を前向きに進めていただきますよう、お願い申し上げます。	
123	個人	【該当箇所】2. 1. 必要性（4 ページ）、3. 許容性（17 ページ）等、記載全般 【意見の要旨】ブロックングの早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されてしまいました。かつてのギャンブルと異なり、いつでもどこでも簡単にスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。オンラインカジノは脳への刺激が強く簡単に依存症にされてしまうことを知りました。息子はコロナ禍より違法オンラインカジノを始め、大学を出て金融機関に勤め結婚をし、将来が楽しみだった私たち家族の生活を狂わされてしまいました。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロックングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう伏してお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
125	個人	【該当箇所】2. 1. 必要性（4 ページ）、3. 許容性（17 ページ）等、記載全般 【意見の要旨】違法オンラインカジノ問題の深刻さに対し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁から「現状以上の対策強化は困難」との報告がある中、これ以上の被害拡大を防ぎ、家族の平穏な生活を取り戻す唯一の希望として、サイトブロックングの早期導入を強く要望いたします。 【意見の理由・詳細】報告書案において、ブロックングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、関係省庁からのご報告にある通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」であるという実態に、私たちは強い危機感を抱いています。私にはギャンブル依存症の息子がいます。「回復への応援はし続けるけれど、これ以上の経済的援助は一切しない」と心を鬼にして境界線を引き、本人とも距離を置いて見守る決意をいたしました。しかし、母親として「今日、食事はできているのだろうか」「自暴自棄になっていないだろうか」と、常に胸が締め付けられる思いで日々を過ごしており、心が揺れ動く恐怖と闘っています。オンラインカジノは、かつての店舗型のギャンブルとは異なり、24 時間いつでも、深夜の寝室であってもスマートフォン一つで容易に多額の借金を重ねてしまいます。家族がどれだけ目を光らせ、物理的に止めようとしても、手の届かないところで依存が進行していくため、防ぎようがありません。フィルタリングなどの一般的な対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という行政の限界は、すなわち私たち家族の精神的・肉体的な限界そのものです。通信の秘密などの重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		「不可欠な救済措置」です。民間団体や家族の努力だけでは、この底なしの被害を止めることはできません。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、これ以上依存症によって日常を破壊される家族を増やさないために、サイトブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう、伏してお願ひ申し上げます。	
128	個人	ブロッキングは「他の対策を優先し最終手段とする」ということは理解しておりますが周知啓発・取締りなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」ということが実態であると受け止めております。私たち家族は違法オンラインカジノによって家庭崩壊・離婚・若者たちの自殺・一家離散等々が現状です。スマートフォン一台で借金を重ね私たち家族はそれを止めることができません。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は私たち家族の生活と命の限界です。ブロッキングの速やかな実現は「不可欠な救済措置」だと思っております。どうか私たち家族を救っていただけますようお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
136	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族は苦しみめられ生活まで限界に追い詰められ最後は命を絶とうとする人もいます。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう伏してお願ひ申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
137	個人	違法オンラインカジノによる若年層のギャンブル依存症被害や多重債務などの深刻な社会問題に鑑み、サイトへのアクセスを物理的に遮断する「ブロッキング」の早急な実現と強く求めます。海外に拠点を置く違法サイトは日本の警察権が及びにくく、事後的な取り締まりだけでは被害の拡大を食い止めることが困難です。アクセス自体を不可にするブロッキングは、特に自制心が弱くネットリテラシーが不十分な若年層を違法サイトから遠ざけるための最も実効的な措置であると考えます。通信の秘密や表現の自由に関する議論があることは承知していますが、深刻な犯罪や国民の生命・財産が脅かされる被害を防ぐ公益性が、それらの懸念を上回ると判断します。「通信の秘密を侵したくないから被害が出ても仕方がない」という消極的な姿勢ではなく、国民保護の観点からブロッキングを早期に法制化し、速やかに実施してください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
138	個人	私はギャンブル依存症当事者の親です。依存症が病気であると正しい知識がなく長い間苦しみました。今はスマートフォンから 24 時間 365 日アクセス可能な違法オンラインカジノによる重症化・多重債務化のスピードは、従来のギャンブルの比ではありません。依存症	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		は病気であり、周知啓発だけでは行動制御が困難です。これ以上若者たちが犠牲にならないように、そして苦しむ家族がなくなるように、オンラインカジノのアクセス抑止は絶対必要です。	
141	個人	私たち家族は違法オンラインカジノによって日常が壊されています。犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは苦しんでいる家族の命と生活を救うための不可欠な救済措置です。どうか現実の対策の限界を鑑みていただき、若者のこれからの人生を救っていただきたいと思ひます。どうかブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えをお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
142	個人	【該当箇所】2.1.5「検討」 【意見】オンラインカジノへのアクセス抑止について、報告書案の記述を、現行対策の効果を引き続き検証した上でブロッキングの必要性を判断するという内容から、現行対策のみでは被害防止に限界が生じているとの認識に立ち、ブロッキング導入に向けた具体的な制度設計を速やかに開始するとの内容へ修正することを求めます。また、結論部分についても、包括的な対策を継続するだけでなく、ブロッキングを含む実効性のあるアクセス遮断策について、対象範囲、判断手続、第三者による監督、異議申立て、誤遮断への救済、透明性の確保などを検討し、早期の法整備を進める旨を明記してください。 【意見の理由】オンラインカジノは、スマートフォンから24時間365日利用でき、場所や時間を問わず賭博行為に接続できるという特徴があります。依存症は本人の意思や周知啓発だけで防ぐことが難しく、短期間のうちに生活費や貯蓄を失い、多重債務、家庭崩壊、犯罪、自死等の深刻な被害につながるおそれがあります。違法性の周知、広告規制、投稿削除、決済手段への対策、相談・治療支援は重要ですが、海外事業者が運営するサイトや、次々と形を変えるアフィリエイト広告を完全に排除することは困難です。無料版を装った誘導、著名人や人気コンテンツを利用した広告、登録後の営業電話など、利用者を継続的に賭博へ誘導する仕組みも残っています。現状の対策を強化するだけでは、被害の発生速度に追いつけないと考えます。 国民の生命、財産及び健全な社会生活を守るためには、オンラインカジノ事業者側の対応や利用者本人の自制に委ねるのではなく、違法サイトへの接続そのものを困難にする物理的・技術的対策が必要で、もちろん、通信の秘密や表現の自由との関係、過剰遮断の防止について慎重な検討は必要です。しかし、それを理由に制度の検討を先送りするのではなく、厳格な対象基準、独立した第三者機関による審査、定期的な見直し、異議申立制度、実施状況の公表等を整備することで、権利保護と被害防止の両立を図るべきです。これまでの関係省庁の取組に敬意を表しますが、オンラインカジノによる被害は現在も進行しています。「ブロッキングの必要性を検討する」という段階から一歩踏み込み、具体的な制度設計及び法整備に速やかに着手することを強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等が大幅に減少するなど、一定の効果が認められるものの、違法性の認識等については一層の向上が求められる状況と認識しております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
143	個人	私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。これからの未来を担う子供たちも危険に晒されていると感じています。いつでもどこでもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうギャンブル依存症者に対して、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。それが現状です。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。どうかこれ以上、ギャンブル依存症を増やさないよう、その家族が巻き込まれ、幼い子供たちも悲しむことがないよう対策して欲しいと思ひ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ます。	
147	個人	11・12P では取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払い抑止などの各手段について、その効果を検証した上でブロッキングの必要性を判断するべきであるとされていますが、すでに限界を超えているため、現状認識としていただきたい。現在、オンラインカジノサイトへのアクセスは可能であり、未来ある若者がその被害に遭い、短期間で重症化、犯罪化など将来を奪われてしまうことが現状にあります。ギャンブル依存症を家族に持つ者として、ブロッキングの検討から早急に導入に向けた法の整備をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
148	個人	私はギャンブル依存症の当事者であり、現在は同じ問題を抱える方々の支援活動にも携わっています。その立場から、違法オンラインカジノ等に対する継続的なブロッキングの実施を支持します。近年、私が支援の中で出会うギャンブル依存症の方は、20代から30代の若い世代が非常に多く、その多くがオンラインカジノをきっかけに深刻な問題を抱えています。オンラインカジノは24時間いつでも利用でき、スマートフォン一つで高額な賭けが可能のため、従来のギャンブルと比較して短期間で多額の借金を抱えるケースが少なくありません。また、オンラインカジノだけでなく、「オンラインオリパ」など、射幸性の高いサービスの広告や動画がYouTubeやTikTokなどのSNSで若年層に向けて大量に発信されています。実際に私は、オンラインオリパをきっかけに多額の借金を抱え、入院治療が必要となった事例も見てきました。現在の若い世代は、今後の日本社会を支える重要な世代です。その世代がギャンブル依存症によって人生や将来を大きく損なうことは、本人だけでなく家族や社会全体にとっても大きな損失です。さらに、一度オンラインカジノに登録すると、利用をやめた後も長期間にわたり勧誘メールや広告が届き続けるケースがあります。そのため、サイトへのアクセス抑止だけでなく、広告表示の制限や迷惑メール対策など、多方面からの継続的なブロッキング・抑止策が必要であると考えます。違法オンラインカジノや新たな射幸性サービスから若年層を守るため、現在だけでなく、今後新たに登場する類似サービスも対象とした継続的な対策を強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
150	個人	オンラインカジノは24時間いつでもどこでもアクセスできるため、従来のギャンブル以上に依存症を誘発しやすく、多重債務や家庭崩壊などの社会問題を深刻化させてしまいます。特に若年層への悪影響や、犯罪組織の資金源になるリスク、マネーロンダリングへの悪用も防ぎきれないと考えます。ギャンブル依存症の相談先、治療も私の住んでいる県では確立されていません。国民の安全な生活を守るために、より厳格な規制と取り締まりの強化を求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
153	個人	違法オンラインカジノはスマホで24時間利用でき、借金や家庭崩壊を止められません。現行対策は限界であり、追い詰められた家族の命と生活を救うため、通信ブロッキングの速やかな実現を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
154	個人	私は、違法オンラインカジノ対策としてブロッキングの導入は必要であると考えます。取締り、情報削除、ジオブロッキングの要請、支払抑止などの対策は一定の効果을上げていけるものの、オンラインカジノサイトへのアクセス経験は大きく減少しておらず、違法性に	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		関する認識も十分とは言えません。また、オンラインカジノ運営者の多くは海外に所在しており、国内からの取締りには限界があります。情報削除や決済停止が行われても、新たなサイトや手法が次々と現れるため、対策と回避のいたちごっこが続くことが懸念されます。ブロッキングは万能的対策ではありませんが、利用者が違法オンラインカジノへ容易にアクセスできる状況を改善し、新規利用者の流入防止や被害拡大の抑止に一定の効果が期待できます。私の夫はギャンブル依存症です。オンラインカジノを始めてから、借金が増えに増えました。家から一歩も出ずにギャンブルができる状況は家族にとっても地獄です。ギャンブル依存症の悪化を防ぐため、ギャンブル依存症にこれからの日本を担う若者がならないためにも、ブロッキングの導入を前向きに検討していただきたいです。	効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
155	個人	私はギャンブル依存症の家族を持つものです。オンラインカジノへのアクセスを抑止するためのブロッキング導入の検討に賛成します。オンラインカジノによる多額の借金や仕事・学業・家庭生活への深刻な影響があり、スマートフォンで24時間利用できる環境は依存症の進行を促し、本人だけでなく家族にも大きな苦痛をもたらしています。ギャンブル依存症は本人の意思の問題ではなく、適切な治療と支援が必要な病気なのです。しかし回復を目指しても容易にアクセスできる環境は再発の要因となります。海外事業者が運営するオンラインカジノへの対策には限界がある為、利用者保護の観点からブロッキングは有効な対策の一つと考えます。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、ギャンブル依存症に苦しむ本人や家族を守るため、実効性のあるアクセス抑止策の実現を求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
157	個人	【該当箇所】 2. 1. 必要性（4ページ）、3. 許容性（17ページ）等、記載全般 【意見の要旨】 違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロッキングの早期導入を心よりお願い申し上げます。 【意見の理由・詳細】 違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが実態であると考えます。私たち家族は、違法オンラインカジノによって昼夜を問わず、スマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族がどうすることもできません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますよう伏してお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
161	個人	違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることに感謝申し上げます。報告書案では、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段として検討する」との方向性が示されています。しかし、検討会において関係省庁から、	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		周知啓発や取締りなど現状以上の対策強化は困難であるとの説明があったことを踏まえ、私たち当事者家族にとって、ブロックは被害拡大を防ぐための重要かつ現実的な対策であると考えます。違法オンラインカジノは、スマートフォン一つで24時間いつでも利用できるため、依存状態にある人が利用を止めることは極めて困難です。家族が気付かないうちに借金が増え、生活困窮や家庭崩壊に至るケースも少なくありません。フィルタリング等の対策も容易に回避されてしまい、家族だけでは被害を防ぐことができないのが現状です。またオンラインカジノは、ゲームの延長のようなもので違法だという理解が広まっていません。特に若者が気軽に始めてしまい、あっという間に多額の借金を抱え、闇バイトに陥ることが危惧されます。通信の秘密や表現の自由などの重要性は十分理解しております。しかし、違法なオンラインカジノは犯罪行為を助長し、多くの依存症者とその家族を苦しめています。現行対策の限界が明らかになっている今、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロックの早期実現に向けた具体的な検討を進めていただくことを強く要望いたします。依存症者本人だけでなく、その家族の命や生活、子どもたちの未来を守るためにも、実効性のある対策の実現をお願いいたします。	
167	個人	今の対策では足りません。ネット広告の規制などはやっていますが、海外の業者がずる賢く逃げ回っているため、今のやり方では被害を止められません。スマホ版オンラインカジノの怖さは24時間いつでもスマホで出てしまうため、従来のギャンブル以上に一瞬で依存症や借金地獄に陥ってしまう人が増えています。サイト自体をブロックしないと海外の業者を捕まえるのは難しいです！日本国内からサイトを閉鎖にするブロックの法律を一刻も早く作って欲しいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
169	個人	オンラインカジノの問題について、これまで総務省や検討会の皆様が真剣に取り組んでこられたことに、まず心から感謝申し上げます。私たち家族は、日々、オンラインカジノによって生活が壊れていく現実を目の前で見えています。スマートフォンさえあれば、24時間いつでも、どこからでもアクセスできてしまうため、依存が急速に進み、借金も一気に膨らみます。従来のギャンブルとは比べものにならないスピードで、家族の生活が追い詰められていきます。報告書案では「まずは他の対策を尽くしたかを検証し、その上でブロックも検討する」とされています。しかし、実際には、関係省庁の皆様からも「今ある対策をこれ以上強化するのは難しい」という率直な声が出ていたと伺っています。実際、地上波の広告は減ったものの、ネット上のアフィリエイト広告は依然として多い無料版を装った広告が巧妙に出回っている登録すると営業電話がかかってくる海外サーバーを経由し、取り締まりを逃れる仕組みが次々に生まれているという状況で、現状の対策だけでは限界が来ていると感じざるを得ません。依存症は「意思の弱さ」ではなく「疾患」です。周知や啓発だけで行動を止めることは難しく、アクセスできる環境がある限り、再び手を伸ばしてしまいます。だからこそ、家族として強くお願いしたいのは、「ブロックを検討する段階」ではなく、「導入に向けた制度づくりに踏み出す段階」に来ているということです。国民の生命や財産、そして家族の生活を守るために、どうか、物理的・技術的なアクセス遮断の導入に向けた議論を、速やかに進めていただければと切に願っております。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
170	個人	うちの息子はギャンブル依存症です。コロナ禍にパチンコからオンラインカジノになり止まらずギャンブル依存症になってしまいました。スマホで簡単にできるお金も借りれてしま	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		うことでやめられなくなり依存症になってしまったんです。本人では止められないんです。WHO でも認めた脳の機能障害なんです。もちろん根性でもギャンブルは止められない息子がギャンブルを止めたいのにやめられないと泣いて訴えてきたことがありましたが、何もしてあげることができず一緒に泣いていました。借金ばかり増え返済に苦しみ、せめてブロックキングがあったならと今は残念な気持ちでいっぱいです。ブロックキングの実現に向けたお力添えをどうかよろしくお願い致します。これ以上ギャンブル依存症を増やさないように啓発はもちろん対策の第一歩としてブロックキングの実現を宜しくお願い致します。	
172	個人	違法オンラインカジノの対策について、総務省をはじめ関係者の皆様が議論を重ねてくださっていることに、当事者の家族として深く感謝いたします。報告書案で「ブロックキング（サイトへの接続遮断）は最終手段」と慎重に判断されている理由は理解しております。しかし、これまでの関係省庁からの報告にもあった通り、現状の啓発活動や取り締まりだけでは「これ以上の対策強化は難しい」というのが、ごまかせない現実ではないでしょうか。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を壊されています。従来のギャンブルとは違い、スマートフォンがあれば深夜の寝室からでも借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止めることは不可能です。フィルタリングなどの対策も、依存状態にある本人には簡単にすり抜けられてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という行政の限界は、そのまま私たち家族の「守りきれない限界」を意味します。通信の秘密が重要であることは十分に承知していますが、犯罪である違法サイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「最後の命綱」です。どうか現状の対策の限界を受け止めていただき、これ以上の被害を防ぐためにも、ブロックキングの速やかな実現に向けてお力添えをお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
175	個人	以前もそちらの会議で話が出ていた配信サイトの Kick についてです。ご存知の通り、運営資金の半数はオンラインカジノの Stake.com の資金で運営されています。Kick 運営のスタッフが、日本の配信サイトで活動をしている配信者にオファーをかけ、多くの方が Kick に引き抜かれています。特に配信者の■■■■が一番日本人を Kick に誘導されていることはご存知だと思います。その際に多くの配信者に 2 つの指示があったそうです。 1. Kick はこんなにも金が稼げると SNS でアピールすること。 2. 日本の配信サイトから視聴者を Kick へ誘導すること。の 2 点だそうです。 ニコニコ生放送の配信者の十数名にも、2024 年の秋頃に一斉にオファーがあったようで多くの方が Kick へ移動しました。資金源がオンラインカジノということもあり、視聴者数*約 10 円*時間の金が、配信をしているだけで入ってくるそうで、次々と日本の配信サイトから Kick へ移籍する者が増えている現状です。例) 視聴者 5000 人*10 円*6 時間配信=30 万円 1 日の配信だけで 30 万円が手に入ります。ここで 1 名の配信者の方をお伝えしたいのですが、ニコニコ生放送の、活動名: ■■■■が居るのですが、この方はあらゆる施設や公共の場で迷惑配信・無許可配信を繰り返している方で、2019 年? オンライン上のサービスで詐欺、2023 年辺りからは生配信上でのロマンス詐欺で投げ銭を集金、現在も嘘に次ぐ嘘で視聴者から投げ銭を経由して集金をしている方なのですが、この方にも 2024 年の秋頃に Kick からのオファーがあり、その頃から Kick 運営のおそらく日本人の方■■■■と繋がりを持ち、それから 14 ヶ月間、日本のニコニコ生放送から Kick への視聴者の誘導を行い続けています。2026 年 6 月からは、■■■■自身も Kick で配信を開始し、現在もニコニコ生放送から	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		Kick への視聴者誘導を繰り返しています。Kick は最近ライブ配信中に運営が広告を流すようになったそうで、未確認ですがその広告にオンラインカジノの広告が混ざっているとの報告を受けています。	
179	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が議論を重ねてくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングが「最終手段」とされている慎重な姿勢は理解しております。しかし、関係省庁からの報告にもあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状以上の対策強化は困難」というのが偽らざる実態ではないでしょうか。我が家は、違法オンラインカジノによって日常を完全に破壊されました。スマホ一台で深夜の寝室からでも借金を重ねられるため、家族が物理的に止める術はありません。そればかりか、依存が深刻化した本人は、家のお金を盗む（家庭内窃盗）、家族を脅迫して多額の借金を肩代わりさせるといった凶行に及び、私たちは命の危険と恐怖に晒され続けています。何より悔しくてならないのは、私たちが毎日一生懸命に働いて稼いだ大切なお金が、本人の脅迫によって奪われ、海外の違法な業者へと湯水のように流れていってしまっていることです。家族の血と汗の結晶が、海外の犯罪組織を潤すために消えていく不条理に、毎日胸が張り裂ける思いです。「これ以上の対策強化が難しい」という国の限界は、そのまま私たち家族の破滅（限界）を意味します。通信の秘密の重要性は承知しておりますが、犯罪サイトへの接続遮断は、限界を遥かに超えて追い詰められた家族の命と財産を救うための「唯一の救済措置」です。現状の対策の限界をご鑑みいただき、これ以上の被害拡大と、日本からの不当な資金流出を防ぐためにも、ブロッキングの速やかな実現を伏してお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
181	個人	検討会報告書を拝見し、皆様が前向きな議論を展開して頂いている事を嬉しく思います。オンラインカジノは海外からの誘導も多く、日本においても違法性の周知や罰則の強化等、対応を進めているが、更なる対策（物理的・技術的なアクセス遮断）が必要と感じています。現状、スマートフォン等から24時間365日、様々な手段でアクセス可能な為、今後は、国民の生命・財産を守る為には、ブロッキングの検討・実施に舵を切りたいと考えます。カジノの様な即効性のあるギャンブルは他のそれと同様ではなく、遥かに中毒性の高い物だと確信しています。総務省におかれましては、海外事業者とも連携の上、あらゆる通信手段のブロッキングを念頭に置き、対策を進めていただく事を、切に願います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
183	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という慎重な姿勢が示されていることは理解しております。しかしながら、委員会での関係省庁からのご報告にあった通り、周知啓発や取り締まりなど「現状行われている以上の対策を強化することは困難」というのが偽らざる実態であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないために、ブロックの速やかな実現に向けたお力添えを賜りますようお願い申し上げます。	要だと考えております。
184	個人	ギャンブル依存症家族の会の家族会員としてオンラインカジノ対策の強化を求めます。オンラインカジノは、スマートフォン一台で24時間利用でき若者を含め多くの人が気軽にアクセスできる環境にあります。その結果、多額の借金や家庭の崩壊、離職、精神的苦痛など深刻な被害が発生しています。特に海外サイトであっても日本国内から簡単に利用できる現状は、大きな問題です。違法である事を知らずに利用を始める人も少なくありません。そのためオンラインカジノへのアクセス抑止策の強化、違法性に関する広報啓発の充実、依存症本人や家族への相談支援体制の拡充を強く要望します。また、ギャンブル依存症は本人だけでなく、家族にも深刻な影響を及ぼしています。政策の検討にあたっては、当事者や家族の声を十分に反映し、被害の未然防止と回復支援の両面から取り組んでいたく事をお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
185	個人	【意見の件名】違法オンラインカジノへのアクセスブロックの早期実現について 【意見の理由】今、スマートフォンでいつでもどこでも違法なオンラインカジノにアクセスできる環境があり、多くの若者が依存症や借金に苦しんでいます。依存症は疾病であり行動制御が困難です。これは単なるギャンブル問題ではありません。借金から「闇バイト」など深刻な犯罪に加担したり、精神的に追い詰められて命を絶ったり、強盗や家庭内暴力へと発展したりするケースも相次いでいます。違法オンラインカジノは、私たち家族の平穏な生活を奪うだけでなく大切な命までも脅かす、恐ろしい犯罪の温床になっています。「これ以上の対策は難しい」という姿勢では国民の命は守れません。これ以上被害を広げないために、国が主導してネットの接続を遮断する「ブロック」を速やかに導入できる法改正の議論を進めてほしいと切にお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
191	個人	【該当箇所】2. 1. 5. 検討 【意見の要旨】2. 1. 5.について、下記のように修正を追加頂くようお願い申し上げます。 ①11～12 頁の取締り、情報削除、ジオブロック、支払抑止の各手段に関する記述の変更原案では、各手段について、引き続き現状の取組を行い、その効果を検証した上でブロックの必要性を判断すべきとしているのを、現状の取組では限界が生じているという現状認識に変更する。 ②12 頁最終行からの結論部分の段落の変更 「以上によれば、これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等がある程度は減少するなど、一定の効果が認められるものの、これらのみによって十分な効果を上げることが困難であり、既に他の権利制限的ではない手段が尽くされつつあると考えられる。したがって、今後は、これらの包括的な対策を進める一方で、ブロック導入のための具体的な制度設計に速やかに着手すべきである。」とする。 【意見の理由・詳細】オンラインカジノに係るアクセス抑止について、報告書案では、「他の権利制限的ではない手段（違法性の周知啓発等）が尽くされたかを検証した上で、プロ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等が大幅に減少するなど、一定の効果が認められるものの、違法性の認識等については一層の向上が求められる状況と認識しております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ツッキングを排除することなく検討する」との方向性が示され、対策を強化することは困難との率直な現状が報告されていたと認識しております。オンラインカジノサイト自体のブロッキングを行わない限り、今後の被害を軽減することは実質不可能だと考えています。これ以上、これからの将来を背負う未来ある若者を、ギャンブルの餌食にならないために、ブロッキングの導入に向けた法整備を進めて頂きたいです。	丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
192	個人	ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終手段とする」という姿勢を大変もどかしく残念に思っています。私はギャンブル依存症の息子を持つ家族ですが、息子はこの病によって借金を重ね、家族関係は壊され、息子の行方は不明です。スマホで簡単につながってしまう違法オンラインカジノを止める術を持ちません。もう限界に来ています。自身の家族をはじめ他の家族の被害を防ぐためにもこれ以上拡大させたくないです。ブロッキングの速やかな実現をお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
193	個人	わたしは夫がギャンブル依存症で別居して息子と二人で生活しています。夫婦共働きで平凡に暮らしていましたが、突然夫のギャンブル（オンラインカジノ）の問題が出てきて家庭崩壊をしました。夫はまじめで仕事にも精力的でしたが、この件でうつ症状もできました。わたしは民間団体や自助グループにつながり、依存症はれっきとした精神疾患であることを知りました。政府がギャンブル依存症問題についてしっかりと向き合ってください、感謝しています。しかし、ギャンブルのオンライン化、SNSの普及などにより、問題の抑制は大変厳しい課題と感じます。オンラインカジノの広告はまだ見かけますし、海外事業者の摘発も容易ではないという実態を踏まえたと、すでに「他の対策による抑止効果は限界に近づいている」と言わざるを得ません。国民の生命や財産、健全な社会生活を守るためには、物理的・技術的なアクセス遮断が不可欠な段階に来ていると考えます。難しい課題と理解はしていますが、どうかブロッキングの実現に力を尽くしていただきたいです。今未成年の子たちの未来をつぶさないためにも、よろしくをお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
194	個人	私は、夫がギャンブル依存症です。違法オンラインカジノのアクセス防止に向けて、総務省並びに検討会の皆さまが踏み込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。スマートフォンが賭博場になっている今、家族団欒の時間や深夜の寝室であつてもスマートフォン越しに借金を重ねたりがギャンブルできるため、家族が物理的に止める術がありません。今、本当にたくさんの当事者家族が、大事な家族のギャンブル問題で苦しんでおられる方々が増え続けています。どうかこれ以上被害を拡大させないためにも、現状の対策の限界をご顧みいただき、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
196	個人	オンラインカジノに係るアクセス抑止について、総務省及び検討会の皆様が真摯に議論を重ねてこられたことを感謝申し上げます。報告書案では「他の権利制限的でない手段（違法性の周知啓発等）が尽くされたかを検証したうえで、ブロッキングを排除することなく検討する」との方向性がしめされています。一方で、委員会における関係省庁からのヒアリングでは、「現状行われている対策を強化する」と回答があった一方で、これ以上の手段を強化することが困難との率直な現状が報告されていたと周知しております。事実オンラインカジノの広告は、ギャンブル等依存症対策基本法が強化されたときには、確かに無料版を隠れ蓑にし、有名人を起用した地上波での広告などはなくなりましたが、ネット上のアフィリエイト広告はいまだに減っていないと思われまふ。また、オンラインカジノに登録すると、営業電話がかかってくる。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		巧妙に海外サーバーなどを経由し、取り締まりを逃れる広告が打たれており、オンラインカジノサイト自体のブロッキングを行わない限り、今後の被害を軽減することは実質不可能と考えます。スマートフォンから24時間365日アクセス可能な違法オンラインカジノによる多重債務化、ギャンブル依存症の重症化のスピードは、従来のギャンブルの比ではありません。依存症はWHOが認める疾患であり、周知啓発だけでは行動制限は困難と考えます。普通の方が当事者になり、普通の家族が増々苦しむ社会にはなってほしくありません。関係省庁の皆様のご尽力に感謝しつつも、私たち国民の命や財産、健全な社会生活を守るためには、物理的・技術的なアクセス遮断が不可欠と考えます。「ブロッキングの検討」から一歩踏み込んでいただき、速やかな導入に向けた法整備の議論をすすめていただけますよう、切にお願い申し上げます。	
197	個人	オンラインカジノ対策について、ブロッキングを速やかに実施すべきと考えます。周知啓発や取り締まりの重要性は理解していますが、関係省庁からも「現状以上の対策強化は困難」との説明があり、既存対策だけでは被害拡大を防げない状況です。オンラインカジノはスマートフォン一つで24時間利用でき、依存状態にある当事者がフィルタリング等を回避することも容易です。家族には止める手段がなく、多額の借金や家庭崩壊など深刻な被害が生じています。通信の秘密への配慮は必要ですが、違法な犯罪サイトへのアクセス遮断は、被害者と家族を守るために必要な措置です。被害拡大防止のため、ブロッキングの早期実現を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
200	個人	オンラインカジノに係るアクセス抑止について、総務省及び検討会の皆様が真摯に議論を重ねてこられたことに感謝申し上げます。私はギャンブル依存症の夫を持つ妻です。長年にわたり、ギャンブルによる借金、生活費の不足、度重なる嘘や隠し事に苦しみ、家族として大きな精神的・経済的被害を受けてきました。近年特に危機感を抱いているのがオンラインカジノです。従来のギャンブルと異なり、スマートフォン一台あれば24時間365日いつでも利用でき、自宅にいながら短時間で多額のお金を失うことができます。私の夫も、家族が気付かないうちにオンライン上でギャンブルを繰り返し、借金や生活苦につながりました。報告書案では、「他の権利制限的ではない手段が尽くされたかを検証した上で、ブロッキングについて検討する」とされています。しかし、家族の立場から見ると、周知啓発や注意喚起だけでは依存症による行動を止めることはできません。依存症は本人の意思だけではコントロールが難しい疾患です。違法だと知っていてもアクセスしてしまう人がいるのが現実です。また、広告規制が進んだ現在でも、インターネット上ではアフィリエイト広告やSNSによる誘導投稿が見受けられます。海外事業者への取締りにも限界があり、利用者は容易にサイトへたどり着くことができます。家族として最も感じるのは、「アクセスできる環境そのもの」が被害を拡大させているということです。依存症に苦しむ人やその家族を守るためには、啓発や取締りだけではなく、違法オンラインカジノへのアクセス自体を困難にする対策が必要だと考えます。これまでの対策によって一定の効果は認められるものの、それだけでは十分ではありません。国民の生活と家族を守るため、ブロッキング導入に向けた具体的な制度設計及び法整備の検討を速やかに進めていただくよう強く要望いたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
203	個人	オンラインカジノに係るアクセス抑止について、総務省および検討会の皆様が真摯に議論を重ねてこられたことに感謝申し上げます。報告書案では、「他の権利制限的ではない手段（違法性の周知啓発等）が尽くされたかを検証した上で、ブロッキングを排除することな	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		く検討する」との方向性が示されています。一方で、委員会における関係省庁からのヒアリングでは、「現状行われている対策を強化する」と回答があった一方で、これ以上の手段を強化することは困難との率直な現状が報告されていたと承知しております。事実、オンラインカジノの広告は、2025年9月にギャンブル等依存症対策基本法が強化された時には、確かに「無料版」を隠れ蓑にし、有名人を起用した地上波での広告などはなくなりましたが、ネット上のアフィリエイト広告はいまだ減っておりません。また、オンラインカジノに登録すると、営業電話がかかってきます。巧妙に海外サーバーなどを経由し、取り締まりを逃れる広告が打たれており、オンラインカジノサイト自体のブロッキングを行わない限り、今後の被害を軽減することは実質不可能だと考えます。スマートフォンから24時間365日アクセス可能な違法オンラインカジノによる重症化・多重債務化のスピードは、従来のギャンブルの比ではありません。依存症は疾患であり、周知啓発だけでは行動制御が困難です。また、海外事業者の摘発も容易ではないという実態を踏まえ、すでに「他の対策による抑止効果は限界に近づいている」と言わざるを得ません。関係省庁の皆様のこれまでのご尽力に感謝しつつも、国民の生命や財産、健全な社会生活を守るためには、物理的・技術的なアクセス遮断が不可欠な段階に来ていると考えます。「ブロッキングの検討」から一歩踏み込み、速やかな導入に向けた法整備の議論を進めていただますよう、切にお願い申し上げます。わたしの夫はギャンブル依存症で、取りつかれたようにスマホで公営ギャンブルを繰り返しました。夫のような人が一人でも減るよう、国として対策をお願いします。	
204	個人	【意見の趣旨】オンラインカジノ利用による家庭崩壊や経済的困窮を防ぐため、報告書案にある「引き続き現状の対策を行い検証する」という慎重姿勢を改め、現状の対策には限界があることを認めた上で、サイトブロッキング導入のための具体的な制度設計に速やかに着手することを強く求めます。 【理由・詳細】私は身近な家族（元夫）がオンラインカジノに依存したことにより、家庭が崩壊するという極めて苦しい経験をしました。この経験に基づき、以下の通り意見を述べます。 1. 既存対策の限界について（該当箇所 2. 1. 5. 検討） 報告書案では、既存の対策を継続し、その効果を検証した上でブロッキングを判断する方向性が示されていますが、現場の実態は既に限界に達しています。ネット上の巧妙なアフィリエイト広告や、登録後の執拗な営業電話など、海外サーバーを悪用した手口は日々進化しています。単なる「周知啓発」や「現状の対策の強化」だけでは、依存症という疾患を抱えた利用者の行動を制御することは不可能であり、被害は減っておりません。 2. 諸外国事例とブロッキングの必然性（該当箇所 2. 2. 4. 検討） 諸外国の事例を鑑みても、違法オンラインカジノへの物理的なアクセスそのものを遮断するブロッキング措置は、被害軽減のための決定的な手段です。巧妙に摘発を逃れる運営者に対し、インターネットサービスプロバイダによるサイトブロッキングを行わない限り、今後の被害を軽減することは実質不可能であると考えます。 3. 早急な制度設計の必要性（該当箇所 4. 2. 3. 検討） 24時間365日いつでもアクセス可能な環境は、従来のギャンブルとは比較にならないスピードで深刻な重症化・多重債務化を招きます。国民の生命・財産、そして健全な社会生活を守るためには、もはや「検討」の段階を過ぎ、具体的な制度設計へと速やかに一歩踏み	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		出すべきです。オンラインカジノは個人の自制心では抗えない深刻な罣であり、家族の平穩な生活を破壊します。これまで関係省庁が重ねてこられたご尽力に敬意を表しつつ、今後はブロッキング導入という技術的・物理的な法整備に向けて、速やかに議論を進めていただけますよう切にお願い申し上げます。	
206	個人	オンラインカジノに係るアクセス抑止のあり方について、検討いただきありがとうございます。ギャンブル依存症の家族としては、人が作る依存症としてできるだけアクセス抑止することが重要と感じております。のめり込むことで、依存状態となりコントロールができなくなります。そうなるからでは、簡単に回復することも難しく本人だけが症状に苦しむだけでなく、家族までもが影響をうけます。ぜひとも、ブロッキングをしつつ他の対応も取り組むべきだと思います。何かしら抜け道はあると思われますが、少しでもそういった被害が少なくなるようお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
208	個人	オンラインカジノによる違法賭博は社会問題化しています。利用者保護のためにもアクセス抑止措置の導入を支持します。特に海外事業者に対する我が国の法執行には限界があり、屋内利用者への接触機会を減少させる政策が必要だと思います。幼少期よりスマホを使用しての生活している時代です、ゲーム感覚でオンラインカジノに誘い込む商法に行き道理を感じます。どうか、アクセス抑止措置の導入をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
210	個人	私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。「これ以上の対策強化が難しい」という関係省庁の限界は、すなわち私たち家族の限界でもあります。通信の秘密等の重要性は重々承知しておりますが、犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うための「不可欠な救済措置」です。どうか現状の対策の限界をご鑑みいただき、被害をこれ以上拡大させないためにも、ブロッキングの速やかな実現に向けたお力添えをお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
214	個人	違法オンラインカジノは、深夜の寝室でもスマホで借金を重ねられるため、家族の努力や既存のフィルタリングでは物理的に止められません。関係省庁から現状維持の対策強化は困難との報告がありましたが、それは家族の限界をも意味します。通信の秘密の重要性は承知していますが、限界に達した家族の命と生活を守るため、最終手段を待たず、速やかなブロッキングの実現を強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
215	個人	内容は維持したまま、より丁寧で説得力のある表現に整えた案です。違法オンラインカジノへのアクセス抑止に向け、総務省ならびに検討会の皆様が踏み込んだご議論を進めてくださっていることに、当事者家族の一人として心より感謝申し上げます。報告書案において、ブロッキングについて「他の対策を優先し、最終的な手段として位置付ける」という慎重な考え方が示されていることは十分理解しております。しかしながら、委員会におけ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		る関係省庁からのご報告にもあったように、周知啓発や取締りといった既存の対策については、「現状以上に大幅な強化を図ることは難しい」というのが実情であると受け止めております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって平穏な日常を奪われています。従来のギャンブルとは異なり、スマートフォン一台あれば深夜の自宅でも容易にアクセスでき、借金を重ねてしまうことも可能です。そのため、家族が物理的に利用を止めることは極めて困難です。また、フィルタリング等の対策についても、依存状態にある当事者にとっては容易に回避されてしまうのが現実です。関係省庁が「これ以上の対策強化は難しい」とされる限界は、私たち家族にとっても同様に限界を意味します。通信の秘密をはじめとする重要な権利や価値については十分理解しておりますが、犯罪行為である違法ギャンブルサイトへの接続を遮断することは、追い詰められた家族の命や生活を守るために必要不可欠な救済措置であると考えております。どうか現在の対策が抱える限界をご考慮いただき、被害のさらなる拡大を防ぐためにも、ブロックキングの早期実現に向けてご尽力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	
218	個人	オンラインカジノは依存症や多重債務の原因となり、本人だけでなく、家族にも深刻な影響を与えます。違法性の周知徹底、予防教育の強化、相談支援体制の充実を求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も、政府全体で引き続き包括的な対策を講じていくべきだと考えております。
219	個人	【意見の理由・詳細】違法オンラインカジノ抑止に向けたこれまでの議論に感謝いたします。その上で、被害拡大を防止するための「ブロックキングの早期導入」を強く要望します。報告書案ではブロックキングに対して慎重な姿勢が見られますが、関係省庁から「現状以上の対策強化は困難」との報告があった通り、啓発や既存の取り締まりだけでは限界を迎えているのが実態です。スマートフォンを通じて24時間いつでも借金を重ねられるオンラインカジノは、家族が物理的に止めることが不可能です。依存の当事者はフィルタリングも容易に回避してしまいます。行政の対策の限界は、被害者家族の生活の限界に直結しています。通信の秘密への配慮は必要ですが、犯罪サイトへの接続を遮断することは、これ以上の被害者を出さないための不可欠な措置です。現状の対策の限界を勘案し、速やかなブロックキングの実現を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
221	個人	違法オンラインカジノ対策の検討に感謝するとともに、被害拡大防止のためブロックキングの早期導入を強く求めます。近年、オンラインカジノによる依存症問題は深刻化しており、依存症者の平均年齢は年々低下するなど利用者の若年化が進んでいます。スマートフォンの普及により、高校生や大学生などの若い世代が容易に違法オンラインカジノへアクセスできる環境にあり、依存症や多額の借金、学業や生活への悪影響が懸念されています。周知啓発や取締りの強化には限界がある中、依存状態にある当事者はフィルタリング等を容易に回避してしまうため、家族だけで利用を止めることは困難です。特に高校生や大学生が依存症に陥る前の予防的対策として、早期のアクセス遮断（ブロックキング）は極めて重要です。違法オンラインカジノは本人だけでなく家族の生活も破壊し、深刻な被害を生み出しています。依存症の若年化を食い止め、将来を担う若い世代を守るためにも、ブロックキングの速やかな実現を強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
227	個人	違法オンラインカジノの問題に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。総務省や検討会での検討を心から感謝しています。報告書案でブロックキングを「最終手段」と	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		されている慎重な姿勢は理解しています。ただ、関係省庁からは「現状以上の対策強化は難しい」というお話を聞いており、その実情も分かっています。正直に申し上げると、私たち家族は違法オンラインカジノによって生活が壊されています。昔のギャンブルと違い、夜中の寝室でもスマートフォン一つあれば、気づかないうちに借金が増えていくのです。家族がそばにいても、物理的に止めることができません。フィルタリングなどの対策も、依存状態にある本人には簡単に回避されてしまいます。「これ以上の対策が難しい」という関係省庁の限界は、実は私たち家族の限界でもあるのです。通信の秘密という大切な原則があることは十分承知しています。しかし、違法サイトへのアクセスを遮断することは、限界まで追い詰められた家族の命と生活を守るための、本当に必要な手段だと考えています。どうか、現状の対策の限界を見つめていただき、被害が広がらないよう、ブロッキングの早期実現に向けてお力をお貸しいただけないでしょうか。心よりお願い申し上げます。	
229	個人	【意見の要旨】 2. 1. 5. について、下記のように修正を加えて頂くようお願い申し上げます。 ①11～12 頁の取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払抑止の各手段に関する記述の変更 原案では、各手段について、引き続き現状の取組を行い、その効果を検証した上でブロッキングの必要性を判断すべきとしているのを、現状の取組では限界が生じているという現状認識に変更する。 ②12 頁最終行からの結論部分の段落の変更 「以上によれば、これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等がある程度は減少するなど、一定の効果が認められるものの、これらのみによって十分な効果を上げることが困難であり、既に他の権利制限的ではない手段が尽くされつつあると考えられる。したがって、今後は、これらの包括的な対策を進める一方で、ブロッキング導入のための具体的な制度設計に速やかに着手すべきである。」とする。 【意見の理由・詳細】 息子は大学生でギャンブル依存症になりました。パチンコから始まり、コロナ渦にオンラインカジノへ無料アプリから、ポイント3000ポイントに惹かれたそうです。そこからは、仕事でも、夜中もオンラインカジノをしていたそうです。闇金に迄何回も手を出し、銀行員でしたが仕事は真面目にしていたようですがうつ病になり、死にたいと言うようになりました。今は、回復施設に入り同じ依存症の仲間の中で生活していますが、兄弟の結婚式にも出られませんでした。この病氣は家族も巻き込む、悲しい病氣です。若者が依存症にならないためには、ギャンブルをやらないことが一番です。出来ない環境作りを国がやらないと若者が働けない、自死にもつながる悲劇をこれ以上増やさないでほしいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。これまでの官民による包括的な対策により、誘導投稿等が大幅に減少するなど、一定の効果が認められるものの、違法性の認識等については一層の向上が求められる状況と認識しております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
233	個人	身近な人間がオンラインギャンブル（ネット投票等）に深く依存し、その悲惨な状況を間近で見てきた個人として意見を提出します。報告書案でブロッキングが「最終手段」とされていることは理解しますが、既存の周知啓発やフィルタリング等の対策だけでは、これ以上の効果的な抑止が困難であるという限界も事実だと感じています。オンラインギャンブルは、深夜の寝室であってもスマートフォン一つで周囲に気づかれずに借金を重ねてしまうため、個人の意志や周囲の注意、一般的なフィルタリング程度では容易に回避されてしまい、物理的に止める術がありません。画面一つで金銭が瞬時に消えていく環境は、当	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		事者だけでなく周囲の生活や精神をも徹底的に破壊します。「これ以上の対策強化が難しい」という現状において、犯罪行為である違法サイトへの接続を遮断するブロッキングは、限界を迎えている人々を救うための「不可欠な救済措置」です。被害の拡大を防ぐためにも、違法オンラインカジノに対するブロッキングの速やかな実現に向けた実効性のある方針を強く要望します。	
234	個人	関係省庁からの「現状以上の対策強化は困難」とのご報告を踏まえ、私たち家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロッキングの早期導入を心よりお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
235	個人	私は、違法オンラインカジノ対策としてブロッキングの導入を積極的に検討すべきと考えます。オンラインカジノは日本国内において明確に違法であるにもかかわらず、SNS、動画サイト、検索エンジン、アフィリエイトサイト等を通じて若者が容易に接触できる状況にあります。特に若年層は違法性に関する認識が十分ではなく、「海外では合法」「ゲーム感覚で遊べる」といった誤った情報に誘導されやすい環境に置かれています。オンラインカジノの問題は単なる賭博行為ではありません。24時間365日スマートフォンから利用できる特性により短期間で依存症に陥る危険性があり、借金の増大、多重債務、家族関係の破綻、横領や詐欺などの犯罪行為、失職など深刻な社会問題につながります。実際に依存症当事者や家族からは、「借金返済のために違法行為に手を染めた」「家族が崩壊した」「生きる希望を失い自殺を考えた」といった切実な声が数多く聞かれます。依存症は本人だけの問題ではなく、家族や子どもを含めた周囲の人生にも重大な影響を及ぼします。もちろん、ブロッキングだけで問題が解決するわけではなく、回避手段も存在します。しかし、若年層やカジュアルユーザーが違法オンラインカジノに接触する機会を減らし、依存症への入口を狭める予防的効果は十分に期待できます。特に、判断力が未成熟な若者を守る観点からは、「アクセスできてしまう環境」を放置すべきではありません。違法オンラインカジノによる被害の拡大を防ぎ、借金問題や自殺リスクから国民、とりわけ若者を守るため、周知啓発や取締りの強化に加え、ブロッキングを実効的な対策として制度化する方向で検討を進めることを強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

【有効性】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
4	個人	ブロッキングの有効性について、報告書案が「否定できない」と整理している点は不十分である。通信の秘密に抵触し得る対策について必要なのは、「否定できない」という抽象的評価ではなく、具体的な実証である。まず、何をもちて有効とすることを明確にすべきである。違法オンラインカジノサイトへのアクセス数の減少なのか、検索経験や広告接触の減少なのか、若年層の接触機会の低下なのか、依存症被害の減少なのかによって、評価方法は全く異なる。報告書案は、VPN、パブリックDNS、IPアドレス直接入力等により回避可能であり、特にヘビーユーザには効果を期待しにくいことを認めている。一方で、若年層やカジュアルユーザには一定の予防的効果があり得るとしている。しかし、効果対象が限定的であるなら、その限定的効果をもって、全利用者の通信の秘密に抵触し得る制度を正当化できるのかを厳格に検討しなければならない。さらに、通常時に多くの利用者がISPのDNSを使っているとしても、ブロッキング導入後も同じ行動を続けるとは限らない。ブロッキングが始まれば、サイト側が回避方法を案内し、利用者がパブリックDNS、VPN、ミラーサイト、アプリ内通信等へ誘導される可能性がある。また、オンラインカジノ側はドメイン変更、サブドメイン利用、CDN利用、アプリ内通信などによって、遮断対象リストの更新を困難にする可能性がある。通常時のDNS利用率をもって、導入後の実効性を推測することは慎重であるべきである。報告書案は、「有効性は否定できない」とするのはではなく、有効性の対象、測定指標、回避後の行動変化、代替手段との比較を明確にした上で、現時点では実証未了と記載すべきである。加えて、仮に接触機会の低減を目的とするなら、検索結果、広告、SNS誘導、アプリストア、決済手段といった入口対策の効果と比較する必要がある。これらの低侵害的手段で同等又は近い効果が得られるなら、通信の秘密を制約し得るブロッキングを選ぶ必要性は弱まる。したがって、有効性は単独で論じるのではなく、代替手段との比較において検証されるべきである。効果が限定的で、しかも回避可能な対策を理由に、全利用者の通信を制度的判定対象に置くことは均衡を欠く。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
34	個人	ブロッキングは、そもそも対策として成立していない。なぜなら、それは「アクセス経路の一部」を塞ぐだけであり、対象となる行為自体や流通構造には何ら影響を与えないからである。第一に、ブロッキングは利用者の意思や行動を変えない。アクセスが遮断されても、別の手段を使えば利用できる以上、利用意欲のある者に対しては何ら抑止力にならない。むしろ「見られない理由を調べる」という行動を誘発し、その過程でVPNや代替手段を認識させることになる。結果として、問題のある利用者ほど回避手段に適応し、遮断の影響を受けなくなる。第二に、ブロッキングは技術的に追いつかない。ドメイン変更、ミラーサイト、アプリ化、SNS誘導など、サービス側はいくらか経路を変えることが可能であり、遮断が行われるたびに即座に別経路が用意される。対してブロッキングはリスト管理型の受動的措置に過ぎず、常に後追ひとなる。この構造は不可逆であり、「塞ぐ側」が「作る側」に勝つことは原理的にあり得ない。第三に、ブロッキングは対象を外している。問題は違法事業者の運営や、広告・送客・決済を通じた収益構造にあるにもかかわらず、ブロッキングは最終的な閲覧段階のみを対象とする。つまり、原因ではなく結果に対する対策であり、供給も収益も維持されたまま、入口だけを一時的に制限するに過ぎない。このような措置で流通を止めることはできない。さらに重要なのは、ブロッキングは	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		回避されることを前提に成立する制度であるという点である。回避されるが一部には効く、という構成は、対策としては不完全であるだけでなく、「回避できることを認知させる装置」として機能する。結果として、時間の経過とともに実効性はゼロに収束する。したがって、ブロッキングは「やれば一定の効果がある手段」ではなく、「初期的に一部を遮断するが、最終的には無効化される手段」に過ぎない。このような構造的限界を持つ対策を主要な政策手段と位置付ける合理性はなく、違法行為の抑止は、取締り、収益遮断、流通経路の解体といった直接的手段によって行うべきである。	
35	個人	ブロッキングは、単に効果が限定的であるにとどまらず、その導入自体が対策全体を弱体化させるという意味で、むしろ逆効果となり得る。第一に、ブロッキングは利用者を「不可視化」する。回避のためにVPNや暗号化通信が広く使われるようになると、通信の内容や傾向を把握することが困難となり、マルウェア感染や不正通信の検知、被害の早期発見といったネットワーク運用上の機能が低下する。つまり、本来守るべき利用者の安全性が、ブロッキングによってかえって損なわれる構造がある。第二に、ブロッキングは「誤った安全感」を生む。アクセスできる状態が維持されているサイトは安全であるかのような誤認を与え、結果として利用者がリスク判断を外部に依存するようになる。本来は自ら違法性や危険性を判断すべきところを、「繋がる＝問題ない」という単純化された認識が広がり、長期的には啓発の効果を弱める。第三に、ブロッキングはセキュリティ文化そのものを損なう。遮断によって証明書エラーや接続異常が頻発すると、利用者は警告を無視する行動を学習し、結果として本来防ぐべき攻撃や詐欺サイトへの耐性が低下する。これは個別の対策失敗ではなく、制度としてセキュリティ意識を低下させる構造的問題である。さらに、政策的にも問題がある。ブロッキングは「やっている感」を生みやすく、実効性の低い対策にリソースを固定化させる。これにより、警察による取締りや、広告・決済の遮断といった本来効果のある対策が後回しになる危険がある。これは単なる非効率ではなく、対策の優先順位を誤らせるという意味で本質的な害である。したがって、ブロッキングは「効かない可能性のある手段」ではなく、「導入することで他の有効な対策を弱め、全体としての対処能力を低下させる手段」である。このような負の外部性を伴う措置を中核的な対策とすることは合理性を欠き、むしろ排除されるべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
43	個人	「ブロッキングすれば解決する」という発想は、問題を見ているのではなく、「見え方」だけを見ている。サイトが開けなくなった瞬間、「対策できた」と感じるのは当然だ。だが、それは単に入口を一つ閉じただけであって、裏側では同じものが別の入り口から流れ続けている。実際、ドメインを変えれば復活し、VPNを使えば普通にアクセスできる。つまり「見えなくなっただけ」で、何も終わっていない。これは例えるなら、不法営業の店舗の看板を一つ外して「取り締まった」と言っているようなものだ。店は中で営業を続け、客は裏口から入る。これで問題が解決したと言えるだろうか。本来に問題なのは、存在そのものではなく、「成り立っている構造」である。利用者が流れ、金が動き、利益が出るから続いている。この構造を壊さない限り、形を変えて生き残るのは当然の帰結だ。にもかかわらず、入口だけを塞いで満足するのは、難しい問題から目を逸らし、「やった感」に逃げているに過ぎない。見えなくすることと、なくすことは全く違う。ブロッキングは万能ではないし、問題の中心でもない。入口を塞ぐ前に、なぜ成立しているのかを壊さなければ、同じことが何度でも繰り返されるだけである。簡単に見える手段ほど、本質から遠い。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
44	個人	海外でブロッキングが実施されているのは事実である。しかし、それが問題の解決に至っているわけではない。実際に各国で起きているのは、遮断と回避の繰り返しである。サイトはドメインを変え、ミラーを増やし、別経路で復活する。一方で利用者も、アクセスできなければ別のサイトへ移動し、VPNなどで容易に回避する。結果として、利用行動そのものは維持されたまま、経路だけが変わるという状態が続いている。さらに、ブロッキングの進展に伴い、遮断対象は増え続け、リストは際限なく拡大する。それでも完全には止められず、新たな対象を追加し続ける必要がある。この構造自体が、ブロッキングが「対処を継続しなければ成立しない手段」であり、根本的な解決には至っていないことを示している。仮に有効であれば、対象は収束し、追加の遮断は不要になるはずである。しかし現実とは逆であり、拡張し続けている。この事実こそが、ブロッキングが問題を解決していないことの何よりの証左である。したがって、海外事例が示しているのは成功ではない。止めきれないために、範囲と強度を拡大し続けているという、構造的な限界である。このような手段を前提に政策を組み立てることは、限界のある対策に依存することを意味する。問題の本質が構造にある以上、それを変えないブロッキングに過度な依存をするべきではなく、少なくとも優先的に採用すべき手段ではない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
56	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	それでもブロッキングの実施を対策とする必要がある場合には、ブロッキングが現在のところ、憲法や電気通信事業法で定められている通信の秘密を侵害すると考えられる以上、有効性と実施根拠について、十分な検討が必要である。有効性に関して、本検討会議の第8回で、NTTドコモビジネスの吉田参考人が「児童ポルノの自主的ブロッキングの実績からは、ブロッキングは効果があると云わざるを得ない」という今時点での事実、は踏まえるべきである。その一方で、DNS over HTTPS、アップル社の iCloud プライベートリレー、携帯電話におけるローミングや eSIM サービスにおけるスマート IP、スマートロケーション機能が近年出現したように、今後も DNS ブロッキングの容易な回避を実現するソリューションは次々に出てくるものと考えられる。このため、この検討会における有効性の議論が現実にも即したものである期間は、極めて限られているだろう。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
58	個人	本報告書案が示すオンラインカジノ対策としてのブロッキング導入の方向性には反対します。第一に、通信の秘密及び通信の自由は、憲法第21条及び電気通信事業法により強く保護される重要な権利であり、その制約は真に必要な場合に限られるべきです。ブロッキングは、通信事業者が利用者の通信先情報を確認し、特定の通信を遮断するものであり、通信の秘密への重大な制約を伴います。そのため、導入に当たっては極めて慎重な判断が求められます。第二に、本報告書案自身が認めているとおり、削除要請、取締り、支払抑止、周知啓発等の既存施策には一定の効果が認められています。また、基本法改正に基づく取組についても、施行後一定期間を経た適切な時期に効果検証を行う必要があるとされています。まずは既存施策を徹底し、その効果を十分に検証すべきであり、通信の秘密を制約するブロッキングの導入を視野に入れるのは時期尚早です。第三に、ブロッキングの有効性について十分な立証がなされていません。報告書案は、VPN やパブリック DNS 等による回避が可能であり、ヘビーユーザには効果が期待できないことを認めています。また、有効性の根拠として示されているのは、主として若年層やカジュアルユーザの接触機会を減らせる可能性であり、その結果として依存症や利用者数の減少につながることを	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		示す十分な実証的根拠は示されていません。さらに、依存症に関する実態や情報接触との因果関係については十分解明されていないとの意見も報告書で紹介されています。通信の秘密への介入は、その有効性が証明されたから認められるのであって、有効かもしれないから試してみるという発想で認められるべきものではありません。本報告書案は、有効性についてなお検証が必要であることを自ら認めながら、通信の秘密の制約を視野に入れている点で、法益衡量の順序が逆転しています。また、一度ブロッキングを制度として認めれば、将来的に他の違法・有害情報対策へ対象が拡大されるおそれがあります。その意味でも、本件はオンラインカジノ対策にとどまらない重要な問題です。以上の理由から、ブロッキング導入の方向性には反対し、まずは既存施策の強化と十分な効果検証を行うことを求めます。	
63	Infoblox 株式会社	報告書が指摘するとおり、ブロッキングには VPN、パブリック DNS、IP アドレス直入力等の回避手段があり、とりわけヘビーユーザに対する効果には限界がある一方、若年層やカジュアルユーザが違法オンラインカジノに接触する機会を減らすという観点では、なお有効性を検討する余地がある。この点に関し、DNS ブロッキングの仕組みは、DNS レイヤで脅威通信を遮断する技術的アプローチであり、脅威が利用者や端末に到達する前の段階で抑止することを志向している。端末からクラウドまでを対象にしたつ、DNS レイヤでの遮断と可視化を行えることから、約 95%が ISP の DNS サーバを参照している（参考：APNIC）状況においては、DNS ブロッキングは違法サイトへの到達機会を減らす補完策として検討に値する。また、誤検知が懸念となる場合にも、高度な分析手法に基づき極めて低い誤判定率を実現し得る実装や、悪性ドメインを継続的・動的に捉える技術も存在することから、単純な静的ブラックリスト方式に比べ、運用上の不安を抑えながらアクセスを抑止できる余地がある。例えば、Infoblox 社が提供する DNS ブロッキングサービス（Infoblox Threat Defense）の誤検知率は 0.0002%と公表されている。なお、DNS ブロッキングの技術は、米国国立標準技術研究所（NIST）が発行した「セキュアなドメインネームシステム（DNS）の導入ガイド」の最新改訂版である NIST SP 800-81r3 においても、DNS はゼロトラスト及び多層防御の一部として保護されるべき重要な要素と位置づけられており、脅威インテリジェンスを DNS リゾルバに統合して悪性ドメインの名前解決を抑止する手法として参照し得る。もともと、こうした仕組みも万能ではなく、制度的な ISP ブロッキングの代替として直ちに位置づけるべきではない。むしろ、回避困難性を過度に志向するのではなく、若年層や初期接触者の保護、組織ネットワーク内での再発防止、実運用データに基づく効果検証という観点から、権利制約のより小さい手段の一つとして先行的に検討することが適切ではないか。加えて、「悪性判断に通信元情報を必須としない設計や、通信元情報を設定上無効化し得る運用が可能であれば、通信の秘密への配慮と両立し得るか」という点も、今後の制度設計上の論点として検討に値する。事実、Infoblox 社が提供する DNS ブロッキングサービス（Infoblox ThreatDefense）では、悪性判断に通信元情報を必要としておらず、通信元情報を取得しない設定にすることも可能である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
69	日本司法 書士会連 合会	ブロッキングには、VPN やパブリック DNS の利用等による回避可能性があり、依存が進行した利用者や悪質な事業者に対する効果には限界がある。この点を過小評価すべきではない。もともと、オンラインカジノ対策におけるブロッキングの意義は、すべてのアクセスを完全に遮断することにあるのではなく、若年層やカジュアルユーザが違法サイトに最初に接触する機会を減少させ、依存症の入口を狭める点にある。現在のインターネット利用	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングには、技術的な回避策の存在が指摘されており、その対策に一定の限界があるもの

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		環境を前提とすれば、DNS ブロッキング等は、一般利用者に対する入口対策として相応の有効性を有するものと考えられる。したがって、技術的回避が可能であることのみをもって制度化を否定すべきではなく、他の包括的対策と組み合わせることにより実効性を高める制度設計を行うべきである。	の、現在のインターネット利用環境等に照らせば、若年層やカジュアルユーザ保護の観点から、対策としての有効性は否定できないものと考えております。
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会	該当箇所：2. 2 有効性 最新の暗号化技術トレンドと実効性の喪失について 【意見の概要】見直しを求めます。2026 年現在の国際的な暗号化技術の標準化に伴い、ブロッキングの実効性が著しく喪失する技術的現実を正しく評価すべきです。 【具体的理由・根拠】国際的な暗号化の進化により、ブロッキングの技術的実効性は喪失しつつあります。令和 8 年（2026 年）3 月に正式に標準化（Proposed Standard）された TLS ECH（Encrypted Client Hello：RFC 9849）および鍵配布の SVCB/HTTPS レコード（RFC 9848）により、接続先ドメイン名（SNI）が完全に暗号化されるため、ISP のパケット解析装置（DPI：通信の中身をのぞく技術）による接続先の検知が技術的に困難となります。TLS ECH の普及率はクライアント側（ブラウザ・OS）で約 59% となっています。主要なブラウザベンダーの測定データやセキュリティ機関の調査報告（Cisco の ECH 防御戦略ドキュメント等）によると、世界を流通する全ブラウザの約 59% が、すでにアウト・オブ・ザ・ボックス（標準機能として有効化された状態）で ECH に積極的に対応しています。Google Chrome、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Apple Safari といった主要ブラウザの最新バージョンではすべて ECH が標準実装されています。また、サーバ側でも上位 100 万サイトの約 9.2% 程度対応済みであり、DNS の暗号化を利用したいサイトであればすぐに採用できる技術となっています。さらに、普及している暗号化 DNS 技術（DoH、DoT、DoQ [RFC 9250]）や各種 DoH アプリ、専用カジノアプリ内の自動回避プロトコル、数分で完了するドメインホッピング（DGA による大量自動取得含む）により、ユーザは簡単な設定変更だけでブロッキングを容易に回避できる環境が整っています。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会	該当箇所：2. 2 有効性及び 3. 4 検討 児童ポルノとカジノにおける「技術的実効性の対比」について 【意見の概要】対象箇所の再検討を求めます。対象サイトのビジネスモデルとユーザの突破インセンティブが根本的に異なるため、カジノにおける実効性は極めて薄い事実を、4 つの明確な評価軸から記述すべきです。 【具体的理由・根拠】用いる遮断技術（DNS ブロック等）が同じであっても、対象サイトの性質や周囲の環境（エコシステム）の違いにより、技術的実効性には以下の通り決定的な格差（非均衡）が生じます。 1. ユーザの動機（突破インセンティブ）：児童ポルノについては、偶発的なアクセスを試みたユーザが警告画面に遭遇した場合、「警察への恐怖・社会的破滅リスク」への認識から、当該警告が一定の心理的抑止として機能する余地があります。一方、オンラインカジノの場合も、カジュアルユーザ対策として一定程度機能する可能性は否定できませんが、金銭的利益への期待や依存性を背景にアクセスを継続しようとするユーザについては、多数の回避策が存在することから、能動的に回避策を検索・実行する可能性が相対的に高いと考えられます。 2. 回避情報の流通（エコシステム）：児童ポルノの技術的回避策を案内するサイトは殆どネ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ット上で実在せず、即座にテイクダウンされます。対してオンラインカジノは紹介報酬（アフィリエイト）経済圏が存在するため、検索1ページ目に無数にある一般的な攻略サイトやブログ等で「スマホ画面付きのDNS書き換え手順」が懇切丁寧にナビゲートされ、かつAI等で瞬時に自動更新されています。（案内サイトへアクセスするだけでは違法でないため、規制することも難しい） 3. 運営側のビジネスモデルと技術的追従性：児童ポルノは警察の検挙を恐れ地下（ダークウェブ等）へ潜伏するため技術的いたちごっここの速度は緩慢です。一方、オンラインカジノは大衆から集客する商業ビジネスであり、公式SNSやアプリ通知で最新の技術的回避手順を自らユーザへ供給します。また、DGA（ドメイン自動生成）やCDNを活用し、専用アプリ側で1時間ごとにドメイン名を高速ホッピング（自動変更）させることが可能であり、人力のリスト更新でこれに追従することは不可能です。 4. 政策ゴール（評価基準）：児童ポルノは「1回の閲覧」自体が深刻な人権侵害（人格権侵害）であるため、100%遮断できずともアクセス総数を減らせるだけで導入の絶対的価値が認められます。しかしオンラインカジノは「資金流出阻止」や「依存症対策」というマクロな社会被害の抑制がゴールの試算となります。定量シミュレーションが示す通り、人数（ライト層）の8割を止めても、流出資金の9割を占める「コアユーザ」が容易にすり抜けるようでは、社会被害額は1割程度しか減少しない計算となり、天文学的なコストやインフラリスクを冒してブロッキングを導入する意味（費用対効果）が消失する可能性が非常に高いと考えられます。	
82	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	技術的手段の有効性について、「技術的動向は変化しうることから、上記検証を行う上でも、当該時点におけるインターネット利用環境等に十分に留意すべきである。」(p.15)とする立場に賛同します。DNSブロッキングは、仮に目的が正当であるとしても、技術的には中間者がDNSの中身を改ざんしてサイトへの接続を妨害し、なりすましのサイトを立ち上げようとしていることと変わらないため、技術的動向も中間者の介入を排除する方向で発展しています（2025年5月27日、本検討会JAIPA発表資料 pp.50-61、2019年6月3日、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会JAIPA発表資料ほか）。また、DNSブロッキングだけでなく、他に取らうる手法（例えばフィルタリング、CDNでの対策など）についても、技術的な有効性が時間の経過とともに変化し、主として補充性の評価が変わることが考えられます。念のための指摘とはなりますが、DNSブロッキングが他の手法との相対的な関係において検討される以上、他の手法についてもその時点での状況を考慮する必要があると考えられます。報告書P15に「ブロッキングの回避策としては、VPN等の利用、パブリックDNSの利用、IPアドレスの直接入力等が挙げられる（第8回事務局資料）。これらの手段により、ISPのDNSサーバ等を迂回することが可能であるため、仮にブロッキングを実施したとしても、その対策には一定の限界があり、特に、オンラインカジノに係るいわゆるヘビーユーザに対しては、効果を期待することができない」との指摘がある。」との通り、回避が容易であることも、すでに指摘されているとおりです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
85	一般社団法人 全国消費者団体連絡	該当箇所：以上によれば、ブロッキングについては、技術的な回避策が指摘されており、その対策に一定の限界があるものの、現在のインターネット利用環境等に照らせば、違法オンラインカジノから若年層やカジュアルユーザを保護する観点から、対策としての有効性は否定できない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証す

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	会	意見：本記述はブロック킹の有効性を一部認めつつも、技術的回避により効果に限界があることを明確にしている。このような限定的な効果しか期待できない手段のために、通信の秘密等の基本的人権を制約することは、比例性の観点から慎重であるべきであり、この程度の有効性を根拠にブロック킹を肯定することは適切でないとする。	るとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロック킹を含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
115	一般社団法人 MyDataJapan	1. はじめに ブロック킹は、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」といった重要な国民の権利を侵害するおそれのある対策である。その侵害の対象はブロック킹により流通を防ごうとする違法情報にアクセスしようとする者に限られない。インターネットを利用するすべての国民が対象となる。そのため、ブロック킹の実施には、(1) 他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされていること、及び対策として有効性があること(必要性・有効性)、(2) ブロック킹により得られる利益と失われる利益が均衡していることが認められること(許容性)が前提条件となる。本報告書案は1. 「中間論点整理の概要」においてこの点を明確にしている(3頁)。本報告書案は、上記、(1) 必要性・有効性と(2) 許容性の各点について、構成員の意見を紹介しつつ「検討」において本報告書案としての判断を示している。そこで、本報告書案の各「検討」について、以下のとおり意見を述べる。 3. 有効性(ブロック킹は対策として有効か) 有効性に関する本報告書案の「検討」は、ブロック킹には回避策があるものの、「若年層・カジュアルユーザ」には一定の効果が見込めるとするものである。その理由として、諸外国でも DNS ブロック킹を実施し、一定の効果が報告されていること、および、日本でも約 95%の利用者が ISP の DNS を利用しており、この数値は、諸外国(ブロック킹実施国を含む)でも同様であること等を挙げている。しかしながら、このような「検討」は以下の観点で疑問がある。 第1に、本報告書案が「若年層・カジュアルユーザ」にのみ効果を認めるのは、依存症が進行したユーザに対しては、ブロック킹の効果がないことによるものである。「若年層・カジュアルユーザ」にしか効果がないことは、真に被害が深刻であり、人格的利益を侵害されている層への効果がないということであり、それ自身がブロック킹の効果に限定的なものであることを物語っている。仮に、本報告書案の「検討」が正しいとしても、ブロック킹の効果は予防的なものにとどまり、依存症の進行により人格的利益を侵害されつつあるユーザの救済にはつながらない。その意味でブロック킹の有効性は人格的利益の侵害との関係では限定的なものである。 第2に、「日本でも約 95%の利用者が ISP の DNS を利用しており、この数値は、諸外国(ブロック킹実施国を含む)でも同様であること」は DNS ブロック킹の有効性を示す証拠とは言い難い。なぜならば、ここでブロック킹の有効性を示す可能性があるのは「ブロック킹のない状態で ISP の DNS を利用していた人がブロック킹によりどの程度パブリック DNS 等の回避手段に乗り換えたか」にかかる数値である。乗り換え率(回避率)が低ければ DNS ブロック킹は有効であるといえるであろう。本報告書案の「検討」は、わが国におけるオンラインカジノブロック킹前の ISP の DNS を利用する割合とプロ	御意見は、今後の参考にさせていただきます。ブロック킹の有効性については、技術的な回避策が指摘されており、その対策に一定の限界があることは認識しております。技術的動向は変化しうることから、当該時点におけるインターネット利用環境等に十分に留意しながら、ブロック킹を含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ッキング実施国を含む諸外国での ISP の DNS を利用する割合を提示するのみであり、わが国についても、諸外国についても「どの程度乗り換えたか」に関する数値を示すものではない。また、「95%」は、全ユーザを母数（100%）とする割合であるが、オンラインカジノのユーザ数が全ユーザ数との対比でこの割合を変更させるほど多いかどうかも疑問である。言い換えれば、仮にオンラインカジノのユーザの全員が回避により ISP の DNS を利用しなくなった場合と全員が回避せずに利用し続ける場合とで、この 95% の数字が変化するか否か、また変化するとしてどの程度変化するかは不明である（どちらの場合も 95% が維持される可能性もある）。このような「どの程度乗り換えたか」と関連性の乏しい数値を根拠として、DNS ブロッキングには一定の効果があると根拠づけることは明らかに合理性がない。 第3に、前記日本インターネットプロバイダー協会の報告は「ブロッキングの回避は案外簡単」としている。これはオンラインカジノのサイト運営者側のブロッキング回避に関するものである（資料4-3）。この報告によると、①サイト運営者は、ブロッキングが実施された場合、回避方策をユーザに伝える動機を持つため、ブラウザや OS の設定変更を説明する動画などを公開することが予想される、②スマホアプリについては、最初から回避手段をビルトインすることも可能である、③ドメインホッピングは、複数のドメインを使い捨てる形で変更する手法であり、有効なブロッキング回避策となり得る、とのことである。具体的には、DNS ブロッキングが特定ドメインを対象とする以上、オンラインカジノ事業者が別ドメイン又はミラーサイトへ誘導を切り替えた場合、ブロッキングリストの更新が追いつかない可能性がある。特に、検索結果上にオンラインカジノ紹介サイトが残り、当該紹介サイトがアフィリエイトフィーを得るためにリンク先を随時更新する以上、利用者は検索結果から紹介サイトへアクセスし、そこから新たなドメインへ誘導され得る。この場合、検索結果に表示される導線自体は維持されるため、ドメインホッピングは有効な回避策となり得るのである。 第4に、2026年6月11日時点で、Google 検索により「ブロッキング回避」等の語で検索すると、パブリック DNS の利用を含む一般的な回避方法を説明するページが容易に見つかる例が確認された。このウェブサイトでは、パブリック DNS の利用をはじめとするブロッキング回避方策が分かりやすく説明されている。このような状況では、たとえ若年層・カジュアルユーザに対象を限定したとしても、その有効性には疑問があるといわざるをえないであろう。	
205	個人	まず、検討会発足からわずか1年という短期間で、通信の秘密を侵害しかねないブロッキングが決定されようとしていることに強い危機感を感じます。日本におけるブロッキングの先行事例としては児童ポルノコンテンツに対するものがありますが、こちらは協議会の設置から ICSA の発足・アドレスリストの提供開始までおよそ2年の期間を（緊急避難として認められた事案であったにもかかわらず）費やしました。近年の技術・AI の発展に伴い、ブロッキングの有効性はそもそも限界に近づいており、ブロッキングに有効性があるとは言い切れないと感じます。オンラインカジノが大きな社会問題となっていることは周知の通りですが、ブロッキングを実施する前に、この通信の秘密に関わる副作用の大きい対処案について、より広く国民に周知するべきであると感じます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

【許容性】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
5	個人	報告書案の許容性の章は、違法オンラインカジノによる弊害を詳しく記載している一方で、ブロッキングによって失われる通信の秘密、知る自由、表現の自由についての説明が相対的に薄い。違法オンラインカジノが、ギャンブル等依存症、若年層への悪影響、認知過程への干渉、スポーツ健全性、経済的損失等の問題を生じさせ得ることは理解できる。しかし、これらの問題が深刻であることと、全利用者の通信を選別対象に置く制度が許されることは別問題である。通信の秘密は、国民が自由に情報を探し、他者と連絡し、考えを形成するための基盤である。通信が遮断対象かどうか判定され得る制度が存在するだけで、利用者は自分のアクセス先や情報探索が問題視されるのではないかと感じ、行動を控える可能性がある。これは個別の通信にとどまらず、社会全体の萎縮効果につながる。許容性を検討するのであれば、保全利益だけを具体的に積み上げるのではなく、反対利益である通信の秘密等についても同等以上の密度で説明すべきである。また、依存症対策、国富流出防止、スポーツ健全性などを広く積み上げれば、常に通信の秘密を上回る利益があるように見えてしまう危険がある。特に国富流出やスポーツ健全性は重要な政策課題ではあるが、それ自体が通信の秘密を制約する直接の法的利益としてどのように位置づけられるのかは慎重に検討されるべきである。利益衡量は抽象的な価値の足し算ではなく、具体的被害、対象者の範囲、対策効果、代替手段の有無、権利侵害の不可逆性を踏まえて行うべきである。さらに、通信の秘密の侵害は一度実施されれば事後的に完全に回復できない。遮断対象が誤っていた場合でも、利用者はアクセスできなかった事実を取り戻せず、事業者や表現主体にも不利益が生じ得る。許容性の章では、この不可逆性と誤遮断の危険を明示しなければならない。通信の秘密を守る理由が薄いままでは、衡量は成立しない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。許容性については、通信の秘密や知る自由の保護の重要性にも留意しながら、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰め、ギャンブル等依存症に陥る危険性や違法オンラインカジノの実態等を踏まえ、ブロッキングにより失われる利益と均衡するかどうか検討することが不可欠であると考えております。
25	個人	IR計画が進み、国としてカジノを含む統合型リゾートの整備を推進している一方で、オンラインカジノについては依存症対策等を理由にブロッキングまで検討するという整理には、政策全体としての一貫性に疑問がある。もちろん、現行法上、無許可のオンラインカジノ利用が違法であることと、法律に基づき厳格な管理下で行われるIR内カジノとを同一に扱うことはできない。しかし、依存症、過度な賭博、家族被害、借金、青少年への影響といった問題は、違法オンラインカジノだけに固有のものではなく、合法・違法を問わず、賭博的サービスの持つ共通の危険である。国が一方でカジノ収益を活用した観光振興や地域経済活性化を政策として進めながら、他方で依存症対策を理由に国民全体の通信環境に介入するブロッキングを検討するのであれば、その整合性を丁寧に説明する必要がある。単に「IRは合法で、オンラインカジノは違法である」という形式論だけでは足りない。依存症対策を保全利益として通信の秘密を制約するほど重く見るのであれば、IR、公営競技、オンライン投票、パチンコ等を含む賭博・射幸性サービス全体について、利用制限、入場・入金上限、自己排除、家族申告、広告・勧誘規制、相談支援、効果検証を横断的に整備すべきである。特に、オンラインカジノのブロッキングは、違法サイト運営者に直接作用する措置ではなく、一般利用者の通信経路に介入する強い手段である。これを依存症対策として正当化するのであれば、国のギャンブル政策全体の中で、なぜオンラインカジノだけに通信の秘密を制約する措置が必要なのか、他の合法賭博との危険性や対策の差を明確に比較しなければならない。IR推進とオンラインカジノ規制は法制度上は別で	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		きるとしても、依存症対策という実質的観点では連続した問題である。むしろ、国が管理可能な合法カジノを制度化するのであれば、そこで予定されている依存防止措置や監督手法をオンライン領域にも応用できないかを先に検討すべきである。報告書には、この政策的緊張関係を明記し、ブロッキングを論じる前に、賭博全体を対象とした一貫した依存症対策の検証を行うべきである。	
30	個人	オンラインカジノとゲームの課金などを混同しないために、表現の自由を最大限尊重するためにはオンラインカジノを明確に定義（例えば金銭を賭けて当たれば金銭が返ってくる場合に限り）など定義をもっと明確にするべきだと思います。また、公営競技とオンラインカジノはどう違うのかについてももっと説明するべきだと思います。ここでは書くことではないと思いますが、オンラインカジノを取り締まって外国などのよりハイレートで危険なオンラインカジノを利用することが考えられますので、公営競技などのようにオンラインカジノは禁止するのではなく許可制にするべきだと考えます。また、ギャンブル依存症については総務省ではなく厚生労働省が担うべき問題だと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
69	日本司法書士会連合会	通信の秘密、知る自由及び表現の自由は、民主社会において極めて重要な権利であり、ブロッキングの制度化に当たっては、その制約を軽視することはできない。しかし、違法オンラインカジノがもたらす弊害は、単なる財産的損失にとどまらず、ギャンブル等依存症、多重債務、生活破綻、家族関係の破壊、自殺リスク、さらには犯罪への関与や犯罪収益の国外流出等に及び得る。特に、若年層がスマートフォン等を通じて容易に違法オンラインカジノに接触し得る現状を踏まえれば、これを予防する公益は重大である。また、オンラインカジノの利用行為自体が国内法上違法であることも、法益衡量上の一事情として考慮されるべきである。もっとも、そのことにより通信の秘密に対する制約が当然に正当化されるものではないから、対象・手続・期間・救済の面で厳格な制度設計を行うことを前提として、ブロッキングは許容され得るものと考ええる。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。許容性を具体的に検討するに当たっては、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえ、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要だと考えております。また、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
81	一般社団法人インターネットコンテンツ協会	該当箇所：3. 許容性 児童ポルノ、CSAM 先行事例との比較について 【意見の概要】対象箇所の再検討を求めます。児童ポルノとオンラインカジノを同列に扱うことの法理上の困難さ、および「保護法益の非均衡」について明確に書き加えるべきです。 【具体的理由・根拠】先行事例である児童ポルノのブロッキングは、被害児童の生命・身体・精神の永続的な人権（人格権）という代替不能な絶対的利益を守るため、5年以上の慎重な検討を経て開始されました。また、児童ポルノは存在自体が現在進行形の「人権侵害」となります。一方、オンラインカジノ（賭博罪）の保護法益は最高裁判例上の「社会的風俗の維持」等の抽象的な社会的法益であり、サイトの存在自体で直接的な人権侵害が発生	御意見は、今後の参考とさせていただきます。許容性を具体的に検討するに当たっては、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえ、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要だと考えて

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		しているわけではありません。最高レベルの基本的人権である通信の秘密を制限することは、法益権衡上、著しくバランスを欠く（保護法益の非均衡である）懸念が強いと言わざるを得ません。	おります。
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会	該当箇所：3. 許容性 ユーザの適法性と過剰規制、オーバーブロックについて 【意見の概要】対象箇所の見直しを求めます。「見るだけ」の合法的ユーザを巻き添えにする技術的ブロッキングがもたらす、過剰な権利制限（法的オーバーブロック）の課題を明記すべきです。 【具体的理由・根拠】我が国の刑法上、オンラインカジノは「金を賭ける行為」を処罰するのであり、情報収集やデモプレイ目的でサイトを「見るだけ」の行為は完全に合法であり刑事罰の対象外です。ネットワーク側から「賭博を行っているユーザ」と「見ているだけのユーザ」を技術的・コスト的に判別することは極めて困難です。例えば、動画配信サイトでオンラインカジノのプレイ画面を視聴しているユーザと、オンラインカジノサイトを直接閲覧しているだけのユーザの間には、情報収集の観点において技術的・法的な違いはありません。そのような状況下で一律に遮断を行うことは、合法的な情報収集を行っている一般国民の「知る権利（情報アクセス権）」を不当に制限する過剰規制（法的なオーバーブロック）となるおそれがあります。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
81	一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会	該当箇所：3. 許容性 ブロッキング技術の正確なメカニズム理解について 【意見の概要】対象箇所の再検討（加筆修正等）を求めます。 多くの人が誤解しているイメージを解き、「全ユーザが影響下に置かれる」というインターネットの実際の仕組みを正確に記述すべきです。 【具体的理由・根拠】ブロッキング技術について、多くの人が抱くイメージ、「目的地の入り口にバリケードを張る」という誤解を解く必要があります。実際の仕組み上、すべての通信は外出のたびに「自分の家の玄関」にいる門番（プロバイダのDNS）に行き先を伝えてルート案内（ナビゲーション）をしてもらうことで成り立っています。ブロッキングの導入は、この門番に行き先の可否を判別させて住人の外出を拒絶する権限を与えることであり、違法サイトの利用者だけでなく、通常のニュース等を見たいだけの一般ユーザも含めた全員が、外出時には毎回行き先を確認・制限される状態に強制的に置かれるという技術の本質（全ユーザが影響下に置かれるリスク）を正確に明記すべきです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。御指摘を踏まえ、3頁の「1. 中間論点整理の概要（令和7年9月公表）」において、ブロッキングがすべてのインターネット利用者の宛先を網羅的に確認することを前提とする技術であることなどを追記します。
82	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	p21において、児童ポルノと海賊版の際の議論を前提に、オンラインカジノサイトのブロッキングについて許容性（法益権衡）を論じています。児童ポルノは、その画像や映像が流通し、ダウンロード可能になっていること自体が、児童の権利を著しく侵害するものであり、危難の現在性も認められるものとして、緊急避難の要件に当てはめて実施しています。他方、オンラインカジノの被害については、そのコンテンツの存在や、アクセスできること自体が個人の被害をもたらしているものではなく、児童ポルノとはこの点において性質が大きく異なります。オンラインカジノ問題については、コンテンツの存在や送信行為から実際の被害までの間に、被害を抑止できる場面がいくつも存在します。国民の通信を網羅的に検査する手法をあえて取らざるを得ない場合は、相当限定されると考えられます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。許容性を具体的に検討するに当たっては、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえ、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要だと考えております。
85	一般社団法人	該当箇所：違法オンラインカジノ対策としてのブロッキングについては、ギャンブル等依存症の予防的な対策であり、ギャンブル等依存症は、違法オンラインカジノに限るもので	御意見は、今後の参考とさせていただきます。許容性を具体的に

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	全国消費者団体連絡会	はなく、また、全ての者が必ず陥るものともいえないことから、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰め、ギャンブル等依存症に陥る危険性や違法オンラインカジノの実態等を踏まえ、ブロッキングにより失われる利益と均衡するかどうかが検討していくことが不可欠である。 意見：本記述は、ブロッキングによる利益と基本的人権の制約との均衡が問題となることを明確にしている。しかしながら、報告書案自体が示すとおり、ブロッキングの効果は予防的かつ限定的なものである。このような状況において、通信の秘密等の重大な権利制約を正当化することは困難であり、許容性が認められる段階にはないと考える。	に検討するに当たっては、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえ、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要だと考えております。ギャンブル等依存症は違法オンラインカジノに限るものではなく、また全ての者が必ず陥るものともいえないことから、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰めた上で、通信の秘密や知る自由等の重要性に十分留意しながら、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
115	一般社団法人 MyDataJapan	1. はじめに ブロッキングは、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」といった重要な国民の権利を侵害するおそれのある対策である。その侵害の対象はブロッキングにより流通を防ごうとする違法情報にアクセスしようとする者に限られない。インターネットを利用するすべての国民が対象となる。そのため、ブロッキングの実施には、(1) 他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされていること、及び対策として有効性があること（必要性・有効性）、(2) ブロッキングにより得られる利益と失われる利益が均衡していることが認められること（許容性）が前提条件となる。本報告書案は1. 「中間論点整理の概要」においてこの点を明確にしている（3頁）。本報告書案は、上記、(1) 必要性・有効性と(2) 許容性の各点について、構成員の意見を紹介しつつ「検討」において本報告書案としての判断を示している。そこで、本報告書案の各「検討」について、以下のとおり意見を述べる。 3. 許容性（ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するか） この点については、本報告書案の「検討」は、今後の課題であることを明確にしている。すなわち、ギャンブル等依存症は、①違法オンラインカジノに限るものではなく、また、②全ての者が必ず陥るものともいえないこと、を前提として、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰め、ギャンブル等依存症に陥る危険性や違法オンラインカジノの実態等を踏まえ、ブロッキングにより失われる利益と均衡するかどうかが検討していくことが不可欠である、とするのである（23頁）。 このように、更なる検討が必要とする点は妥当であるものの、「ブロッキングを実施する場合、その「目的」については、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の予防やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通・蔓延防止とするのが適当であり、加えて、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保の観点も踏まえる	御意見は、今後の参考にさせていただきます。御指摘を踏まえ、24頁の「3.4 検討」&30項の「6. 今後の方向性」について、「また、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえる余地がある。」と修正しました。許容性については、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰めた上で、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要であり、通信の秘密や知る自由等の重要性に十分留意しながら、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		必要がある」とする点（24 頁）には疑問がある。国富の流出やスポーツ健全性の確保は、法益ないし法的利益と言えるかどうかさえ分からないような性質のものであり、これらをいわば「合算」して、通信の秘密との法益の比較を行うことは適切ではない。 次に、「中毒に陥らせるようなアルゴリズムによって巧みに利用者の射幸心を煽り、賭け行為をエスカレートさせてコントロール障害を生じさせ、個人の内心の意思決定の過程に影響を及ぼし得ることなどが指摘されている」とする点は妥当である（23 頁）。ただ、アテンションエコノミーの下でアルゴリズムによって、個人の認知能力を侵害する問題は、諸外国では子どものソーシャルメディア利用や脆弱性プロファイリングと広告表示や広告収益などの文脈で盛んに議論されて来たところ、日本ではこれらの文脈での議論がまったく不十分であり、オンラインカジノでこのような言及がなされることには唐突感を否めない。この問題はオンラインカジノに固有の問題とされるべきものではないことに注意が必要である。 また、「許容性（ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するか）を具体的に検討するに当たっては、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえる必要がある」とする点は、一定の合理性はあるものの、法益の比較の際には、それだけでは不十分であることも明らかである。許容性の検討にあたっては、①ブロッキングによって通信の秘密を侵害されるユーザの人数とブロッキングによって守られるオンラインカジノのカジュアルユーザの人数、②依存症が進行したユーザや継続の利用者については、回避手段を利用する動機が強く、ブロッキングの効果は限定的であると考えられること、③パチンコパチスロ等他の合法ギャンブルの依存症被害者の人数とオンラインカジノの依存症被害者の人数、④他の合法ギャンブルを含めた依存症被害者に対して採られている対策（ブロッキングに比肩しうような抜本的対策が採られているか否か）、等を合わせて考慮することが必要である。 通信の秘密と依存症被害者の権利という全く異なるものを比較することは、およそ容易ではないが、ここで重要なことは、許容性の検討はあくまでも各法益の意義・性質の比較であるということである。具体的な現象や目に見える被害は考慮の対象にはなるものの、最終的には、それらを踏まえて、各法益が現代社会において国民にとってどのような意味をもち、かつそれぞれがどのような法的評価を受けているかを吟味することによって決せられるべきものである。	
127	個人	該当箇所：2.1 必要性（4 ページ）、3. 許容性（17 ページ）等記載全般 意見の趣旨：違法オンラインカジノ問題に関して、対策をご検討いただいていることに感謝します。 通信の秘密は重要さは承知しております。しかしながら、現在の違法、合法を問わず、オンラインでできるギャンブルは、いつでも簡単にアクセスできることから依存症に陥る人が非常に増えています。国民を守るために、違法のものはブロッキングしてほしいと考えています。 意見の理由・詳細：今、違法、合法を問わず、オンラインでアクセスできるギャンブルにより、ギャンブル依存症に陥る人が増えています。それも大学生や若者が増えています。少子化が叫ばれる日本において、10 年 20 年と愛情と時間とお金をかけて子どもを育て、やっと独り立ちしてこれから仕事をして税金を払い、家庭を作っていくであろう若者がオンラインで簡単にアクセスできるギャンブルにより、ギャンブル依存症になり、借金まみ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		れになり、一家離散や犯罪に走ったりする例が本当に多いです。一人ギャンブル依存症になると、その親兄弟、妻子とたくさんの人が被害にあい、犯罪にまで至れば、他人をも巻き込んでいきます。違法オンラインカジノは、特に、アルゴリズムにより、依存症にさせるプログラムが巧妙に仕掛けられています。この問題は少子化対策と並ぶ、いえそれ以上に喫緊の大問題と考えています。通信の秘密を守ること重要ですが、国民の未来と命を守るの方が重要ではないのでしょうか？一国民として、素朴な疑問を持っています。とにかくできる対策として、他の対策に先駆けてでもブロッキングの速やかな実現をお願いしたいと考えています。	
177	個人	ギャンブル依存症当事者の家族です。違法オンラインカジノは、パチンコなどのギャンブルとは違い、24時間いつでもどこでも行えること、家族が気付いた時には、病氣も進行し、借金も桁違いに膨らみます。家族として利用を止めようとしても、限界があります。依存症は本人の意思だけではコントロールが難しいのです。若者が犠牲になり、その家族も苦しんでいます。アクセス抑止は、依存症による被害や多重債務、自殺、家庭崩壊などを防ぐための公益性の高い措置であると考えます。現状の対策だけでは、被害者を救えない。違法オンラインカジノによる被害をこれ以上拡大させないため、サイトブロッキングについて速やかな制度整備を進めていただくよう強く要望いたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。御指摘を踏まえ、23頁の「3.4 検討」に「ギャンブル等依存症による被害は深刻であって、借金や家庭崩壊、自殺リスク等、依存症患者やその周囲の者の人生そのものを奪い得るものといえることから、単なる財産上の利益の喪失にとどまるものではなく、個人の人格的利益に関わる問題といえる。」と修正しました。
180	個人	オンラインカジノは、スマートフォンを通じて容易にアクセスできます。スマートフォンでは、24時間どこでも、好きな時にギャンブルできてしまい、家族による抑止も難しく、家族も当事者への被害は拡大する一方です。通信の秘密の重要性は理解しつつも、違法サイトへの接続遮断は、ギャンブル依存症になってしまう人やその家族生活を守るための不可欠な手段です。ギャンブル依存症は本人の意志の弱さではなく脳の病氣であり、本人、家族には止められません。ぜひ、制度が被害を抑制できるよう、ブロッキングの早期導入を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
209	個人	P19 以下について これまでも競馬・競輪について、家族みんなが大変苦勞するということはあったように思われ、違法オンラインカジノについては特別であるということが十分にいえるかどうかの確認が必要である。昨年、「オンラインカジノでは、個人情報収集し、依存症になるように仕組まれている」という調査報告が発表された。賭けに負けているときにはボーナスポイントの提供を勧めてくるなど、運営側が積極的に接触を図り、ギャンブルから抜け出せなくなる仕組みがある。つまり、依存症になりやすい仕組みがあると言える。賭けのスピードの速さから借金額が増大し、家族の肩代わり額も増大している現状がある。ブロッキングによって、脳の機能が未熟な若年層を守ることができるといえ、引き続きブロッキングの実現に向けて進めていただくことを願います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

【実施根拠・妥当性】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
6	個人	報告書案は、仮にブロッキングを実施する場合には法的担保が必要であると整理している。この点は妥当であるが、「法的担保が必要である」とこと、「立法して実施すべきである」とは全く別である。立法措置を講じるということは、国家が通信の秘密や知る自由への制約を制度として認めることを意味する。そのためには、単に根拠法を置くだけでは足りない。遮断対象を誰がどの基準で決めるのか、対象リストを誰が作成し、どの頻度で更新し、誤登録をどう防ぎ、誤遮断が生じた場合に誰がどのように救済するのかを具体的に定める必要がある。また、対象リストが非公開であれば透明性に欠け、公開すれば回避を助長するという問題もある。さらに、オンラインカジノサイトは、ドメイン変更、ミラーサイト、サブドメイン、CDN 利用、アプリ内通信等により形を変える可能性があるため、リスト運用は必然的に拡大しやすい。これを抑えるには、独立した監督、事前審査、事後検証、異議申立て、誤遮断時の救済、対象拡大禁止、定期的な国会報告、公開可能な統計の公表が不可欠である。さらに、実施主体となる通信事業者にとっても、誰の判断に従えば免責されるのか、誤遮断時の責任は誰が負うのか、運用費用やリスト更新負担をどう扱うかが明確でなければならない。報告書案は、これらを将来の検討課題として抽象的に述べるだけでなく、制度化の必須条件として明記すべきである。これらの条件が示されない段階で「立法措置が必要」と記載することは、制度設計を飛ばして結論だけを先取りしている。特に、法的担保という言葉は、導入に向けた前向きな根拠のように読まれやすい。報告書案では、法的担保が必要であるからこそ、現時点では実施できない、という方向で整理すべきである。制度設計の空白を残したまま立法を示唆してはならない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。御指摘を踏まえ、26 頁の「4. 2. 3. 検討」において、具体的な検討項目を追記しました。
13	個人	本報告書案について、ブロッキングを今後検討し得る選択肢として位置付ける場合であっても、その前提条件と検証手続を明確にしないまま議論を進めることには強い懸念がある。これまでも検討において、ブロッキングは、他の対策に尽くされ、なお十分な効果が得られない場合に限って検討されるべき例外的措置である、という考え方は概ね共有されているように思う。しかし報告書案を読む限り、その「他の対策が尽くされたこと」を、いつ、誰が、どのような基準で確認するのかが十分に示されていない。この点が曖昧なままでは、ブロッキングに慎重な立場から見れば、報告書案を契機として、なし崩し的にブロッキング実施へ進んでしまおうのではないかという懸念が残る。一方で、ブロッキングを必要と考える立場から見ても、どのような状態になれば前提条件を満たしたと判断できるのかが不明確であり、制度としての予見可能性を欠く。したがって、報告書には、少なくとも今後の検証主体、検証項目、判断基準、検証結果の公表方法について、明確な方向性を記載すべきである。現時点では、依存症対策、普及啓発、広告・勧誘対策、決済手段への対応、アプリストアやプラットフォーム事業者への対応、CDN・ホスティング事業者への働きかけ等が、十分に実施され尽くしたとは言えない。すなわち、この報告書案だけをもち、直ちに ISP によるブロッキングの実施に進める状況にあるとは到底言えない。もし将来的にブロッキングを検討するのであれば、その前に、他の対策の実施状況と効果を客観的に検証する段階が不可欠である。また、実施主体として ISP が想定されるのであれば、ISP 側の実務的・技術的負担、費用負担、誤遮断時の責任、利用者対応、運用継続性について十分な配慮が必要である。日本には多数の ISP が存在し、自由競争の中	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、通信の秘密や知る自由の保護の重要性にも留意しながら、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。また、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		で事業を行っている。単に法的義務を課せば、迅速かつ実効的な運用が当然に実現するわけではない。各社の理解と協力を得るための制度設計がなければ、実効性を伴わない形式的な制度となるおそれがある。ブロッキングは、違法サイト運営者そのものに直接作用する対策ではなく、違法行為者が存在するために、一般の善良な利用者の通信環境に介入する措置である。この性質を踏まえれば、まず重視すべきは、誰もが安易にオンラインカジノへ近づかないための普及啓発である。	
24	個人	本報告書案について、ブロッキングの実施根拠として「立法措置を講じればよい」と読める整理には強い違和感がある。問題は、先に法律を作り、その後で具体的な仕組みを考えれば足りる、というものではない。通信の秘密に関わる措置である以上、そもそも現実に運用可能で、権利制約として許容され得る制度設計が可能なかを先に検討し、その結論を踏まえて初めて立法可能性を論じるべきである。ブロッキング制度の可否は、立法技術の問題ではなく、制度設計の実現可能性そのもので判断されるべきである。対象リストを誰が作成し、どの基準で更新するのか。誤遮断が起きた場合に誰が責任を負い、どのように迅速に救済するのか。中小 ISP を含む多数の事業者が同一水準で運用できるのか。費用負担、利用者対応、障害時対応、リスト管理、監査、異議申立てをどのように設計するのか。これらに現実的な答えが出ないのであれば、法律を作っても実効的かつ適正な制度にはならない。特に、制度設計の主軸となるのは ISP である。ブロッキングを実際に実装し、利用者からの問い合わせを受け、誤遮断や障害時の対応を担うのは行政ではなく ISP である。したがって、ISP やその団体から示された実務上・技術上・費用上・責任上の意見を、報告書に正面から反映しなければならない。実施主体の意見を十分に踏まえないまま、立法措置の必要性だけを先行させることは、制度の実効性を欠くだけでなく、民間事業者に過大な負担とリスクを転嫁することになりかねない。したがって、報告書では「立法すれば実施可能」という方向ではなく、「現実に許容可能な制度設計が可能か」を明確に結論づけるべきである。制度設計が現実的に成り立たないのであれば、それは立法可能性がないという結論につながる。ブロッキングを検討するのであれば、まず ISP の意見を取り入れ、実施主体・対象範囲・手続・責任・費用・救済・効果検証について具体的に詰めることが不可欠である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
38	個人	ブロッキングの実施主体は ISP とされるが、これが実効性を持つためには、原理的にほぼすべての ISP において同水準で実施される必要がある。なぜなら、一部の ISP のみで遮断を行った場合、利用者は他の ISP や VPN、公衆回線等を通じて容易に回避可能であり、遮断の意味が失われるからである。しかし一方で、現行制度上、すべての ISP に対して一律にブロッキングを義務付ける明確な法的枠組みは存在せず、現実には行政による要請や事業者の自主的取組に依存せざるを得ない。この場合、強制力がない以上、事業者ごとに対応のばらつきが生じることは不可避である。つまり、ブロッキングは「全事業者が実施しなければ意味がない」が、「全事業者に実施させる制度的担保がない」という構造的矛盾を抱えている。このように、実効性の成立条件と制度の実現手段が一致していない以上、ブロッキングは制度として成立し得ない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
39	個人	仮に立法によりすべての ISP に対しブロッキングの実施義務を課したとしても、それによって制度が実効的に機能するわけではない。ブロッキングは、特定の通信経路上のアクセス制御に過ぎず、VPN や海外サービス等を用いた回避が可能である以上、国内 ISP に対する一律規制だけで完全な遮断を実現することはできない。また、ISP の範囲自体が多層的	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		であり、どこまでを義務対象とするかの線引きが困難である。対象を限定すれば回避が生じ、対象を拡張すれば現実的に統制不能となる。さらに、通信の都度アクセス先を確認する運用負荷や設備負担は義務化によっても解消されるものではなく、各事業者に過大な負担を課することになる。このように、ブロッキングは「全事業者に課することで成立する制度」のように見えるものの、実際には義務化しても技術的・運用の限界は解消されず、制度として完結し得ない。したがって、立法による担保をもってしても、その実現可能性が担保されるものではない。	
40	個人	ブロッキングは仮に導入できたととしても、その制度を維持し続けること自体が現実には不可能である。まず、ブロッキングは単発の措置ではなく、恒常的な運用を前提とする。違法サイトは固定されたものではなく、ドメインの使い捨てやミラーサイトの生成により日々増加し続けるため、遮断対象リストは継続的に更新し続けなければならない。この更新は日単位では足りず、実態としては常時の監視と即時反映が求められる。さらに、この運用は個別の事業者で完結しない。制度として意味を持たせるには、各ISPが同一水準で同一の遮断を行う必要があり、事業者間でのリスト共有と同期が不可欠となる。しかし、異なる設備・運用体制を持つ多数の事業者間で、遅延なく一貫した運用を維持することは極めて困難であり、不整合は必ず発生する。その不整合自体が、そのまま回避手段となる。加えて、誤遮断への対応も避けられない。現代のインターネットは共用インフラ上に構築されており、特定対象を遮断すれば無関係なサービスを巻き込む可能性がある。誤遮断の検知、原因特定、即時修正には高度な監視体制と人的リソースが必要となるが、これを全国規模で常時維持することは現実的ではない。さらに、接続不能や業務影響に関する利用者対応が大量に発生することは避けられず、各ISPに大きな運用負荷が継続的に生じる。以上のとおり、ブロッキングは単に導入できるのではなく、永続的に運用できるかが問題であり、そのためには国家規模の運用体制を恒常的に維持する必要がある。しかし、このような運用はコスト・体制・技術のいずれの観点からも現実的に成立しない。したがって、ブロッキングは制度として維持不能である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
41	個人	児童ポルノについては既にブロッキングが実施されているという事実はあるが、これは一般的なブロッキングの正当化根拠にはならない。むしろ、その特殊性を踏まえればこそ、拡張が不可能であることを示している。まず、児童ポルノに対するブロッキングは、通常の違法情報対策とは全く異なる前提で認められている。すなわち、児童の人格権侵害という極めて重大かつ不可逆な被害が存在し、一度流通すれば回収不能であるという点において、「現在の危難」が明確であり、かつ削除や摘発といった通常手段が機能しない場合に限り、例外的に認められているに過ぎない。これは厳格な要件の下での緊急避難の措置であり、一般的な違法情報対策とは法的位置付けが根本的に異なる。さらに重要なのは、児童ポルノにおいてもブロッキングは完全な解決手段ではなく、「補助的で限定的な措置」として運用されている点である。すなわち、被害の性質上やむを得ず導入されているに過ぎず、それ自体が有効かつ持続可能な対策であると評価されているわけではない。あくまで例外的な領域において、社会的合意の下で慎重に限定運用されている。これに対し、オンラインカジノ等の問題は、犯罪収益構造や利用者行動に関わるものであり、削除要請、取締り、決着遮断、広告規制といった直接的手段が存在する。したがって、児童ポルノのように「他に手段がない」と評価される状況には該当しない。にもかかわらず同様の手法を適用することは、緊急避難の要件を逸脱し、例外を常態化させるに等しい。加えて、児童	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には、立法措置が必要であり、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ポルノは対象が明確であるのに対し、オンラインカジノのような領域は、違法・合法の境界、海外サービスの扱い、関連サイトの範囲など、対象の特定自体が困難である。この点でも、同一の運用は前提を欠いている。以上のとおり、児童ポルノにおけるブロックリングは、極めて例外的かつ限定的な制度であり、その存在はむしろ「一般化できない理由」を示しているに過ぎない。この例外を根拠に適用範囲を拡張することは、制度の前提そのものを崩壊させるものであり、許容されない。	
48	個人	違法オンラインカジノは、我が国の社会経済活動に深刻な弊害をもたらす犯罪行為であり、喫緊の対策が求められているため、政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含めた立法の措置を要望する。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	一般社団法人 テレコム サービス協 会	ブロックリングを実施すべき状況にあるといえる場合には、ブロックリングを最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することなく、立法措置を講じることが必要である、との考えに賛同する。検証・検討の結果、ブロックリングが必要となった場合には、事業者における法的安定性の確保は極めて重要であり、立法措置を講じる必要があると考える。ブロックリングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、ブロックリングの義務付け主体、ブロックリングの対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していくべきである、との考えに賛同する。検証・検討の結果、ブロックリングが必要となった場合に具体的な実施方法を検討するにあたっては、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点とともに、ブロックリングの実施主体となる事業者の視点からの経済性、運用性といった点にも配慮した検討が必要であると考える。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。効果検証を踏まえ、ブロックリングを実施すべき状況にあるといえる場合に、具体的な制度について検討するに当たっては、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
56	一般社団法人 日本ネット ワークイン フォメシ ョンセン ター	実施根拠に関して、DNS ブロックリングが、その機能達成のためにすべてのインターネット利用者の宛先情報を傍受する必要がある、通信の秘密をこの時点で侵すものであることには、格段の留意が必要である。通信の秘密は、国民の個人情報とプライバシーの保護や、言論の自由を保護のための最も重要な要素である。したがって、現在の通信の秘密の在り方を別の在り方に変える場合には、それが本件対策に関係のない国民の人格権や財産権を損なわないものとなるように、細心の注意を払って検討されるべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。効果検証を踏まえ、ブロックリングを実施すべき状況にあるといえる場合に、具体的な制度について検討するに当たっては、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
65	一般社団法人 ネット情報 信頼性機 構	1. 法的な規制を明確にし、罰則規定を設ける。曖昧な取り組みは曖昧な結果をもたらす。 ・ 豪州の ACMA をモデルに独立規制機関を設ける。 ・ 違法ギャンブルの定義を法律で明確化。 ・ 規制当局にブロック命令権限を付与。 ・ 命令に従った ISP に免責を付与。 ・ 総務大臣が命令する。 ・ リストを公表する。 ・ 行政処分権限を設ける。 2. 政府による対策は税金（社会コスト）を使うことになる。世論を形成する ・ 違法オンラインカジノで得たものは、反社会的な活動として活用される可能性を指摘。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロックリングを実施すべき状況にあるといえる場合には、立法措置が必要であり、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロックリングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		・ 中毒性があることを指摘。 ・ 海外での取り組みを積極的に広報する。 3. ISP へメリットを与える / 想定されるメリット ・ 法的な免責 ・ 政府などとの信頼関係 ・ 社会的評価 ・ 対応コストの削減	対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
69	日本司法書士会連合会	ブロッキングを実施する場合、法解釈に基づく通信事業者の自主的取組に委ねることは相当でなく、国会での十分な審議を終った明確な法律上の根拠を設けるべきである。その制度設計においては、少なくとも、①対象を違法オンラインカジノサイトに厳格に限定すること、②対象サイトの指定基準を明確化すること、③指定手続に独立性・専門性を有する第三者的関与又は司法的関与を確保すること、④指定・解除の手続及び判断理由の透明性を確保すること、⑤過剰遮断・誤遮断が生じた場合の迅速な不服申立て及び解除手続を設けること、⑥遮断件数、解除件数、誤遮断件数、効果検証結果等を定期的に公表すること、⑦制度の期限又は定期見直し条項を設けることが必要である。 以上のような制度的担保を前提として、違法オンラインカジノ対策としてのブロッキングの法制度化に向け、政府全体で速やかに具体的検討を進めることを求める。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
72	株式会社 NTT ドコモ	「ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には立法措置を講じることが必要」との報告書(案)内容に賛同します。法解釈のみでブロッキングを実施する場合、電気通信事業者が通信の秘密侵害リスクを負うことから、新規立法も含む明確な法的担保は必須と考えます。また、法的担保が整理された場合でも訴訟等により電気通信事業者が通信の秘密侵害の責任を問われるリスクは依然として残ることから、電気通信事業者に対する一定の免責事項を整理することを要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要だと考えております。また、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
81	一般社団法人 インタ	該当箇所：2. 2有効性 ネットワークへの副作用について 【意見の概要】対象箇所の再検討を求めます。通信ネットワークの信頼性を損ない、技術的なトラブルや民間ビジネスへの賠償リスクを誘発するおそれが高いため、導入は極めて	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討す

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	一ネット コン テン ス セ ー フ ティ 協 会	慎重であるべきです。 【具体的理由・根拠】DNS ブロッキングとは本来攻撃手法でありDNS ポイズニングをISP側が実施することは、無関係な一般サイトまで巻き添えにする技術的オーバーブロックやDNS 全体の動作不良を引き起こすリスクがあります。また、通信の中身を検知しようとするURL フィルタリング(DPI)は、全ユーザのパケットをスキャンする装置がネットワークのボトルネックとなり、通信速度の極端な低下や脆弱性の増大を招くリスクが明確に存在します。これに起因して通信障害等のトラブルが発生した場合、リアルタイムで行われる商業取引(株のトレーダーの取引など)への重大な損害賠償リスクが発生する懸念があり、それらを補填、あるいは責任制限(免責)する法的な枠組みの課題も未解決です。さらに、DGA 技術によって大量に仕入れたドメイン名を毎日変更したり、専用アプリ側で1時間ごとにドメイン名を高速ホッピング(変更)させるような技術に対抗してブロッキングを追随することは、実務上完全に不可能です。	るに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
81	一般社 団法人 インタ ンネッ トコン テン ス セ ー フ ティ 協 会	該当箇所：2. 2有効性 経済的コストと費用負担の問題について 【意見の概要】再検討を求めます。設備投資・運用コストの負担構造が不透明であり、国費投入による「検閲」リスクの懸念を考慮すべきです。 【具体的理由・根拠】ICSA 等でのリスト作成・管理配信に年間数千万円を要するだけでなく、100 を超える各ISP 内の数台～数百台のDNS 毎週安全にリストを実装・同期する個別コストは膨大です。また、DPI 装置の巨額投資の費用負担の在り方が定まっていません。オンラインカジノにおいてこの多大な経済的・運用負担を民間に強いることは到底不可能であり、費用対効果の観点からも見直しが必要です。なお、裁判所の司法判断を待つ方法もありますが、ドメインホッピングの速度に対して裁判手続きにかかる時間を考慮すると、実効性は薄いと言わざるを得ません。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。 具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
82	一般社 団法人 日本イ ンター ネッ ト プロ バイ ダー 協会	ブロッキングを実施すべき状況にあると判断された場合に、法的安定性の確保(法的根拠)が必要となることについては、当協会もかねて主張してきたことであり、報告書の立場に同調します。サイトの違法性の判断について、民間による判断が容易とは思われないこともあり、何らかの形で「公的機関の関与を適切に確保する必要がある」(p.24)とする点についても同様に考えますが、行政権が判断や指示の主体となることは検閲の禁止との関係が問題になりうるため、現実的には司法の関与が必要になってくると考えられます。法的安定性の確保に加え、運用コストを誰がどのように負担するのかについても、十分な検討が必要と考えます。児童ポルノのブロッキングでは、事業者の自主的な運用を確保するため、独立した一般社団法人を設立し、年間数千万円の費用を各事業者が規模に応じて拠出しています(その他、各社はそれぞれの設備や運用のコストを負担しています)。根拠や目的の異なるブロッキングを実施する際は、重複する部分があること自体は否定しませんが、多くの部分において、それぞれ別個に判断や運用をする必要があるため、適切なコストをかけること自体は必要になってきます。公費負担、事業者負担、基金制度などさまざまな方法が考えられるところ、電気通信サービスの利用者は事実上全国民であるため、どの手法を取っても結局は国民の負担になることに留意が必要です。諸外国との比較自体は有益ですが、それを政策の議論において活用するためには、日本の状況を相対的に検討することも重要と考えます。日本において通信の秘密が憲法上の権利として位置付けられ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		てきた背景、プライバシーや知る権利といった他の権利との守備範囲の国による違いといった法制度全体の検討に加えて、日本の市場特有の問題として、ISP事業者が数百～千の桁で存在し、卸提供なども頻繁に行われていることから、実施主体と想定される電気通信事業者の数や相互関係が他国と全く異なることについても、留意が必要と考えられます。	
85	一般社 団法人 全国消 費者団 体連絡 会	該当箇所：①他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされていること、及び対策として有効性があること、②ブロッキングにより得られる利益と失われる利益が均衡していることが認められる場合、ブロッキングの実施が可能となる。 意見：本記述はブロッキングが例外的措置であることを明示しているが、同時にその成立要件が極めて厳格であることを示している。現時点では他の手段の徹底した実施および十分な効果検証が完了しているとはいえず、また均衡性についても疑義が残る以上、実施根拠が満たされているとは評価できず、制度導入を前提とした議論は時期尚早であると考え	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。

【その他】

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
7	個人	報告書案は、フランスについて、規制当局 ANJ が違法オンラインカジノサイトを特定し、まずサイト運営者やホスティング事業者に対して削除又はジオブロッキングを求め、それでも5日以内に対応されない場合に、ISP に対して DNS ブロッキングを命じる制度を紹介している。また、2024 年には ANJ の行政措置により 1337 件のアクセスブロッキングが実施されたとも記載されている。しかし、この事例をもって「海外では実施されているから日本でも検討できる」と読むのは誤りである。フランスの例からは読み取るべき核心は、ブロッキングが最初に選ばれる対策ではなく、削除要請、ホスティング事業者への働き掛け、ジオブロッキング要請といった、より直接的で低侵害的な手段を先行させた後の例外的手段として置かれている点である。つまり、アクセス遮断は入口ではなく最後段の措置である。日本で同様の議論をするなら、まず検索結果や広告表示の抑制、SNS 上の誘導投稿削除、IHC 等を通じた削除依頼、CDN 事業者への対応、アプリストアでの配信停止、決済抑止、外国政府への要請など、通信の秘密に直接踏み込まない手段をどこまで尽くしたのかを具体的に検証しなければならない。さらに、フランスの制度が存在することは、日本国憲法の下で同じ措置が許されることを意味しない。日本では通信の秘密と検閲禁止が極めて重く位置づけられており、利用者の通信が遮断対象かどうかを ISP 側で判定する仕組みは、通常通信も含めて選別の視野に置く点で重大な権利制約となる。報告書案は、フランスを「導入可能性の根拠」としてではなく、「ブロッキングは低侵害的手段を尽くした後でなければ検討できない例外的措置である」ことを示す事例として整理すべきである。したがって、フランスの記載部分には、諸外国の実施例は日本での許容性を直ちに基礎づけるものではないこと、少なくとも削除・ジオブロッキング等の先行手段の徹底と効果検証が不可欠であること、そして日本では通信の秘密との関係を独自に厳格審査すべきことを明記すべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
8	個人	報告書案は、ドイツについて、現行法にアクセスブロッキングに関する規定があるものの、裁判において当該規定は ISP によるアクセスブロッキングの根拠法令にはならないと判断され、現時点では ISP ブロッキングが実施されていないと紹介している。この事実は、ブロッキング導入を後押しする材料ではなく、むしろ慎重判断の根拠として重く扱うべきである。ドイツの例が示しているのは、通信の秘密に関わるアクセス遮断については、「何らかの法律がある」だけでは足りず、その法律が誰に、どの範囲で、どのような義務を課すかが明確でなければならないという点である。日本においても、単に「立法措置が必要」と書くだけでは不十分である。仮に ISP に遮断義務を課すなら、対象となる事業者、遮断対象サイトの基準、対象リストの作成・更新手続、誤遮断時の救済、異議申立て、独立した監督・透明性、対象拡大防止策まで具体化されなければならない。特に、オンラインカジノサイトはドメイン変更、ミラーサイト、サブドメイン、CDN 利用、アプリ内通信等により形を変える可能性があり、遮断リストの運用は拡大しやすい。拡大すれば誤遮断や過剰遮断の危険が増し、慎重に運用すれば実効性が下がる。この緊張関係を解かないまま制度化を示唆すべきではない。報告書案は、ドイツで法改正が予定されていることを紹介しているが、そ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		こから導くべき結論は「日本も立法すべき」ではない。むしろ、「立法する場合ですら、根拠法令の明確性、手続保障、監督、救済が不可欠であり、現時点で制度化を前提にすべきではない」ということである。ドイツの未実施状況は、諸外国でもブロッキングが当然の手段ではないことを示している。したがって、報告書案では、ドイツの例をブロッキング導入の参考例としてではなく、通信の秘密を制約する制度には極めて明確な法的根拠と厳格な手続が必要であることを示す慎重論の根拠として位置づけるべきである。	
9	個人	報告書案は、イギリスについて、オンラインカジノ対策としてISPによるアクセスブロッキングは実施されておらず、規制当局における将来的な対策方針の一つとして掲げられているにとどまり、関連法案の提出もないと紹介している。この事実は、単なる補足情報ではなく、ブロッキングを慎重に扱うべき重要な根拠である。諸外国の状況を比較するのであれば、実施国だけを前向きな事例として見るのではなく、主要国の中に、現時点でISPブロッキングを実施していない国があることも同じ重さで評価しなければならない。イギリスの例が示しているのは、違法オンラインカジノ対策が必要であるとしても、それが直ちにアクセス遮断の制度化に結びつくわけではないという点である。オンラインカジノ対策には、周知啓発、取締り、決済抑止、広告対策、検索結果対策、プラットフォーム対応、アプリストア対応、事業者規制など、複数の手段があり得る。にもかかわらず、通信の秘密に抵触し得るISPブロッキングだけを将来の有力な選択肢として残すような書きぶりは、補充性の観点から不十分である。特に、報告書案自身が、ブロッキングには技術的回避策があり、絶対的な効果を期待できないことを認めている以上、まずは通信の秘密に直接踏み込まない手段を徹底し、その効果を検証することが先である。イギリスで法案提出に至っていないという点は、政策課題として認識されていても、通信や情報アクセスへの制約を伴う制度化には慎重な判断が必要であることを示している。報告書案がイギリスを紹介するのであれば、「海外でもブロッキングが検討されている」と読む方向ではなく、「主要国でも未実施であり、ブロッキングは当然の政策手段ではない」と読む方向に整理すべきである。したがって、イギリスの記載は、ブロッキングを排除しない理由としてではなく、ブロッキングを最後の手段として極めて慎重に扱うべき理由として、結論部分にも明確に反映されるべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。
10	個人	報告書案は、スイスについて、オンラインカジノ対策としてDNSブロッキングが実施されていること、また通信の秘密やインターネットの自由が主要な争点となり、国民投票を経て制度が承認されたことを紹介している。しかし、この事例を「海外でもブロッキングが行われている」と単純に読むべきではない。むしろスイスの例から読み取るべき核心は、通信の秘密やインターネットの自由を制約し得る制度を導入するには、通常の行政判断を超えた重い民主的正統性が必要であるという点である。国民投票で正面から争点化されたという事実は、ブロッキングが単なる技術的対策ではなく、国民の情報アクセスや通信の自由に関わる重大な制度であることを示している。日本において、同様の国民的議論や直接的な民主的承認がないまま、スイスの例を「実施国がある」として導入可能性の材料にすることは不適切である。また、スイスでは違法事業者への対応に加えて、適法なカジノ事業者が運営するギャンブルへの誘導という目的も記載されており、日本の違法オンラインカジノ対策と制度目的が完全	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		に一致するわけでもない。この違いを無視すれば、制度の外形だけを輸入する議論になる。さらに、スイスにおいても VPN 等により回避され得ることが示されている以上、ブロッキングは万能の対策ではない。日本で検討するなら、まず周知啓発、検索・広告対策、SNS 上の誘導投稿削除、決済抑止、アプリストア対応、CDN 事業者への対応、外国政府への要請など、通信の秘密に直接踏み込まない手段を尽くしたかを明確に検証すべきである。したがって、報告書案は、スイスをブロッキング導入の先行事例としてではなく、通信の秘密を制約し得る制度には、国民的合意、明確な法的根拠、対象限定、独立した監督、誤遮断時の救済が必要であることを示す例として扱うべきである。スイスの制度を引用するなら、日本ではその前提条件を満たしていないことも同時に明記すべきである。	
11	個人	米国についても、単純に「海外では監視や通信制限に関する制度がある」として、日本のブロッキング導入の根拠にすることはできない。米国で重要なのは、外国情報監視裁判所 (FISC) が、外国情報監視法 (FISA) に基づき、電子監視、物理的搜索、通信記録等に関する政府の申請を審査するために設けられた制度であるという点である。つまり、国家安全保障や外国情報収集という極めて重大な目的がある場合であっても、行政機関が自由に監視を行えるわけではなく、裁判所による統制を制度として置いている。さらに、この制度の背景には、過去の情報機関による国内監視や権限濫用への反省がある。米国の例から読み取るべきなのは、「監視や遮断は必要なら行政判断で進められる」ということではない。むしろ、いったん通信や情報行動への国家的介入を認めると濫用の危険があるため、事前審査、司法的関与、手続的統制が不可欠であるという教訓である。日本でオンラインカジノ対策としてブロッキングを検討する場合と同じである。通信の秘密に抵触し得る制度を、行政機関や関係事業者の判断だけで進めることは許されない。遮断対象を誰が決めるのか、事前に誰が審査するのか、誤遮断時に誰が救済するのか、対象拡大をどう防ぐのかが明確でなければならない。米国の制度は、強力な監視権限が当然に許される例ではなく、過去の濫用を踏まえて権限を縛るための制度である。したがって、報告書案が海外事例を参考にするなら、米国型の教訓として、通信への介入には独立した審査と厳格な統制が先に必要であることを明記すべきである。ブロッキングを「排除しない」と書く前に、まず濫用防止の制度設計を示すべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
12	個人	私は、違法オンラインカジノ対策としてアクセス遮断を安易に制度化することには反対である。イタリアでは、無許可のオンライン賭博サイトに対して大規模な遮断リストを運用し、遮断対象を継続的に追加しているとされる。しかし、この事例を「多数のサイトを遮断できている成功例」と見るべきではない。むしろ、ブロッキングを始めると、違法事業者との終わりのない追いつけ合いになり、行政と通信事業者が恒常的にリストを管理し続ける制度になることを示している。一つのドメインを止めても、別ドメイン、類似ドメイン、ミラーサイト、広告経由、SNS 経由、アプリ経由などで利用者に近づく方法はいくらかもある。そうすると、遮断対象は増え続け、リスト更新の頻度も上がり、誤遮断や過剰遮断の危険も高まる。さらに、リストを公開すれば回避を助長し、非公開にすれば透明性が失われるという矛盾も生じる。つまり、ブロッキングは一見単純な対策に見えて、実際には常時監視、判断、更新、責任分担を必要とする重い制度である。特に、通信の秘密や知る自由に関わる制度では、誰が	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングは、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるため、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要であり、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証する必要があると考えております。また、具体的な制度について検討するに当たって

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		違法サイトと判断するのか、どの基準でリストに載せるのか、いつ削除するのか、誤って遮断された場合に誰が救済するのかが極めて重要である。これらが不明確なままブロッキングを導入すれば、当初はオンラインカジノ対策に限るとしても、将来ほかの分野へ対象が広がるおそれもある。イタリアの例から学ぶべきことは、ブロッキングが根本解決ではなく、継続的な監視・リスト管理・遮断運用を必要とする重い制度だという点である。日本ではまず、検索結果や広告の抑制、SNS 上の誘導投稿削除、決済手段の遮断、アプリストア対応、CDN 事業者への対応、海外事業者への要請など、通信全体を選別しない対策を徹底すべきである。これらは利用者の通信そのものを判定対象にせず、違法サイトへの入口や資金流入を抑える手段である。それでもなお不足することが客観的に示され、独立した審査、透明性、誤遮断時の救済、対象拡大防止策が整備されない限り、通信事業者によるアクセス遮断を制度化すべきではない。	は、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。
18	個人	オンラインカジノサービスを提供した者、宣伝した者それぞれに、最高刑を死刑とする刑事罰を設けるべき。サービス提供者、宣伝した者には稼いだ金額全額の3倍の罰金を課すべき。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、刑法犯の成否については個別具体的な事案によるものと承知しておりますが、SNS の利用者やリーチサイト運営者の誘導行為は賭博罪の幫助等の刑法犯が成立する場合があります。
19	個人	オンラインカジノのCMに出演したアスリートやそのCM放送を認めた放送局にもペナルティを与えよ。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
32	個人	政府検討案に「ジオブロッキング」と有るが、これこそ他国民の「通信の権利」を侵害するものだろう。独裁国家が行い、問題になっている行為ではないか。絶対にやってはならない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
60	個人	オンラインカジノのブロッキングを即刻してほしい。違法なオンラインカジノなのに、広告が規制されずアクセスも野放しになっている。小学生までもがオンラインカジノにアクセスしていたというニュースになっていた。利用者の自己責任ではなく、国の対策不備の問題です。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
63	Infoblox 株式会社	報告書によれば、フランス及びスイスでは DNS ブロッキングが実施されている一方、ドイツ及びイギリスでは法制度又は運用上の理由から ISP ブロッキングは実施されていない。各国とも、通信の秘密やプライバシーとの関係が重要な論点となっている。この比較から示唆されるのは、議論の中心が「ブロッキングをするか否か」の二者択一ではなく、どの主体が、どの範囲で、どの手続と透明性の下で、どの程度限定的に実施するかという制度設計にあるという点である。DNS ブロッキングは、国家的な通信遮断措置そのものではないが、組織単位・部門単位・契約単位で適用範囲を限定しつつ、DNS レイヤでの制御と運用上の可視化を提供できるため、より限定的で段階的な対策モデルを検討する上で参考となり得る。とりわけ、違法オンラインギャンブルの基盤が高速なドメインローテーション、使い捨てドメイン、DGA や RDGA などを用いて変化し続けるのであれば、個別ドメインの捨てる遮断のみでは継続的な抑	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後、ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合に、具体的な制度について検討するに当たっては、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していく必要があると考えております。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		止効果を得にくく、動的な把握を前提とする DNS レイヤ対策の必要性は高まると考えられる。したがって、諸外国法制の参照に当たっては、単に制度の有無を比較するだけでなく、限定的な DNS レイヤ対策、対象範囲の絞り込み、運用ログに基づく検証、誤判定時の見直し手続といった観点も併せて検討対象に含めることが有益ではないか。	
64	個人	諸外国の状況としてフランス、スイス、ドイツ及びイギリスの事例が紹介されているが、アジア諸国・地域における取組についても調査・整理を行うべきである。日本では、海外オンラインカジノ事業者が日本語で利用者を勧誘し、国内から容易にアクセスできる状況が続いており、依存症、多重債務、家族問題等の深刻な被害が生じている。このような状況は、日本と同様に海外事業者によるオンラインギャンブルへの対応を課題としているアジア諸国・地域とも共通する側面がある。例えば、シンガポールではアクセス遮断に加え、決済遮断や広告規制を組み合わせた対策が実施されており、マカオでは違法オンラインギャンブルサイトに対する大規模なアクセス遮断措置が行われている。また、インドネシアではサイト遮断に加え、関連口座の凍結等の対策も講じられている。オンラインカジノ対策の有効性や課題を検討するに当たっては、欧州諸国のみを比較対象とするのではなく、実際にアクセス遮断、決済遮断及び広告規制等を運用しているアジア諸国・地域の制度及び運用実態についても調査・記載し、それらを踏まえた比較検討を行うべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
76	個人	ギャンブル依存症の問題をもつ家族のものです。カジノができること自体すごく恐怖ですが、カジノを作ることを決定されたとのことでしたので作るからには対策をしっかり行っていた方がいいです。ブロッキングについてですが、ただ作るだけでは意味がありません。ブロッキングするにも本人以外の家族の同意があればブロッキング可能にしてほしいです。解除するにも最低何年は解除できない、本人の意思だけではできないなど厳しいものにしないと意味がありません。日本はギャンブルに対して敷居が低すぎます。家族がギャンブル依存症になって私たち家族の生活は大きく変わってしまいました。まったく関係がない子供たちの生活にも影響が及んでいます。ブロッキング対策一つにしてももっと強度の高いものを考えていただき真剣に考えてほしいです。このまま日本の若者がギャンブル依存症になってしまうと、今後の日本社会はどうなるのでしょうか。日本を生かすも潰すもこのギャンブル依存症対策にかかっていると思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
78	個人	夫がギャンブル依存症になりました。オンラインのギャンブルに手を出していました。夫も、わたしも、子供も苦しんでいます。私達のような被害者が増えないためにきちんと規制して欲しいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
79	個人	私の息子はギャンブル依存症です。20代の息子は競馬のオンライン投票により発病しました。ギャンブル依存症がWHOで認められている脳の病気なのに、夫、親族、なにより息子自身が病気を軽視し、世間体を気にしてのことが家族で抱え込み、病気の治療・回復に結びついていません。世の中の誤解や偏見の根深さを痛感しています。現在、私は精神的にも経済的にも苦しい状況に追い込まれています。この病気を学ぶにつれ、私の息子だけではなく、世界的な社会問題であり、公衆衛生上の問題として捉える必要があることを知りました。ギャンブル依存症という病気は周囲を巻き込み、自死をも招く、恐ろしい病気です。ギャンブル事業者によって巧妙に設計された	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		オンラインギャンブルは、利益優先で、日本の若者をターゲットにしてギャンブル依存症という病人に仕立て上げ、またその人を食い物にしています。オンラインギャンブルから日本の若者の未来、命、そして、国富を守るためにも、国はIR法案のと き、シンガポール方式によるギャンブル依存症対策を進めていくと言っていたのであれば、いまこそアクセス抑止が絶対に必要です。そのためにもブロッキングの早急な実現をお願いしたいです。	
80	個人	違法ならアクセス制限するのはあたりまえかと思います。違法だけど、アクセスできるそこは本人が我慢しましょう、意思の問題ですから、なんて意地悪なことをずっとやって欲しくないです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
85	一般社 団法人 全国消 費者団 体連絡 会	該当箇所：憲法及び国内法で通信の秘密を保障している。アクセスブロッキングは、連邦憲法が定める通信の秘密を侵害し得るため、実施するためには根拠となる法令が必要であると解釈されている。裁判において…ISPによるアクセスブロッキングは実施されていない。 意見：諸外国においては、ドイツのように通信の秘密との関係からブロッキングの実施に慎重な国や、イギリスのように制度として導入していない国が存在する。こうした対応は、人権保障の観点から厳格な基準を維持している点で重要である。このような人権重視の姿勢を評価すべきであり、我が国においても、基本的人権を制約するブロッキングを安易に導入するのではなく、人権侵害のリスクを回避する方向で対策を講じるべきである。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、通信の秘密や知る自由の保護の重要性にも留意しながら、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
86	個人	児童ポルノと異なり、児童ポルノにアクセスした時点で、児童ポルノを閲覧することができ、当該児童の心身の成長に重大な影響を与えるが、違法オンラインカジノにアクセスするだけでは賭博行為の実行に着手したとはいえず、法益侵害にもならない。また、児童ポルノ禁止法はインターネットの利用に係る事業者の努力義務（法第16条の3）にとどまっていることに留意しなければならない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
87	個人	諸外国法制について、ヨーロッパの事例のみであり、アメリカやアジア諸国の調査がなかった点では情報収集が偏っていると評価しなければならない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
91	個人	意見の趣旨 若年層におけるギャンブル依存症の深刻化、犯罪への加担リスク、および著しい国富流出を阻止するため、オンラインカジノに対する速やかなブロッキング（アクセス遮断）の導入に強く賛成します。また、通信環境全体のブロッキング導入に時間を要する場合の緊急対策として、端末単位でアクセスを制限する遮断アプリ（Gamban 等）の公的無料配布、および助成制度の検討を強く要望します。 意見の理由と根拠 1. 依存症の若年化と、それに伴う深刻な治安悪化（犯罪の温床化） 近年、オンラインカジノの普及により依存症当事者の若年化が極めて顕著です。実際に、小学生がオンラインカジノの軍資金を稼ぐために特殊詐欺（闇バイト）に加担した事例も報道されており、単なる個人の依存症問題に留まらず、青少年の犯罪温床化を招いています。 2. 経済的破綻の規模拡大と家庭の崩壊 現在の主な当事者は20代から30代の若年層、および現役世代ですが、その借金額は1,000万円以上が常態化しており、数億円に達する事例も珍しくありません。日本の	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		未来を支えるべき若者の資産が海外へ不当に流出するだけでなく、配偶者や子供を含めた家族全員が巻き込まれ、生活再建が不可能なレベルまで搾取されています。 3.「通信の秘密」を理由とする不作為の脱却 国民の生命、財産、および次世代の未来が脅かされている国家の危機的状況において、「通信の秘密」や法制度のハードルを理由に対策を停滞させることは許されません。違法性阻却事由（緊急避難）の適用を含め、最優先でブロックングを実施すべきです。 代替案および要望 法制化や技術的調整によりプロバイダ側でのブロックングに時間を要する場合は、即効性のある代替案として以下の措置を求めます。スマートフォンやPC等の端末単位でギャンブルサイトへのアクセスを強制遮断できる専用アプリ（「Gamban」等）について、国や自治体がライセンスを取得し、希望する依存症当事者、保護者、教育機関等へ無料で配布、および助成する仕組みを速やかに構築すること。	
92	個人	オンラインカジノは脳の病気であるギャンブル依存症を促進するギャンブルです。オンラインカジノは仕組まれてしまい、ほぼ病気となります。その対象は若い世代20代の方が多く、借金をしてしまい、人生を狂わしてしまいます。ギャンブルでしかドーパミンがでなくなる恐ろしい病気です。ギャンブルしなくても、やらないと生きていく生きていく生き甲斐がなくなります。闇バイトやみきんが増えてしまいます。この先の人生ある若者がなりやすいので、そんなものをつくる意味がわかりません。当事者もちろん、家族も巻き込まれ、自己破産などを行い、巻き込まれてしまいます。やめて下さい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
94	個人	皆様からは、違法オンラインカジノ問題の深刻さにご理解を示し、対策をご検討いただいていることをありがたく思っております。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。ギャンブル依存症の問題で悩む家族の平穏な生活を守るための希望として、ブロックングの早期導入を心よりお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
96	個人	オンラインも若年化してきていて心配な時代になってきました。オンラインカジノにすぐに入れる状況であると心配です。オンラインカジノは手軽にアクセスできるため依存症を深刻化させる危険性があります。そのような状況を阻止できるような環境をつくってほしいと強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
97	個人	ギャンブル依存症者を家族にもつものです。ギャンブル依存症の夫は、株の信用取引にハマリ、一夜で家計のお金を600万円以上使ったことがあります。使っていたのはスマホ一つです。株は合法ですが、今は違法なオンラインカジノやスポーツベットがスマホ一つで出来るとのこと。違法である以上、しっかり日本としてブロックングし、ギャンブル依存症者の病状が悪化しないようにして欲しいです。また、家族も経済的・精神的損失が大きく、人生を立て直すのに非常に時間がかかります。ブロックングで、家族の人生も守られることを求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
99	個人	違法ギャンブルに手を出せないブロックングの実施が必要だ。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
100	個人	オンラインカジノのアクセス防止のあり方について、ブロックング措置がなぜ行われないのか、家族側としては本当に残念に思います。現状、違法オンラインカジノにアクセスできることで若者がターゲットにされ、ギャンブル依存症になってしまっ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		可能性が非常に高くなっています。ブロッキングをして、簡単にアクセスできる環境を作らないようにして行ってほしいです。	
102	個人	オンラインカジノは人を操作して成り立っています。若い方々が多く被害にあっています。日本の若い人を守るためにもブロッキングしてください。大阪でカジノができるようですが、シンガポール方式を参考にしたのであればシンガポールのように入金・引き出しを制限してください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
110	個人	ギャンブル依存症当事者の家族です。今、オンラインでのギャンブルが当たり前の環境がある中で、オンラインカジノの規制は必須であると思います。こうして議論している間も、オンラインカジノに若者が巻き込まれている現実があります。早急な対応をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
111	個人	私はオンラインカジノ依存症の家族です。オンラインカジノは、スマートフォン1台あれば24時間いつでもどこでも利用できてしまいます。実際に家族が依存症となり、生活や家計、家族関係に深刻な影響を受けました。日本ではオンラインカジノが違法であるにもかかわらず、利用サイトへのアクセスが容易な状態が続いています。海外ではサイトブロッキングなどのアクセス抑止策が実施されている国もある一方、日本の対策はあまりにも遅れていると感じます。依存症は本人の意思の弱さではなく、誰でも陥る可能性のある問題です。特にオンラインカジノは「いつでも・どこでも・誰にも知られず」に利用できるため、依存を加速させやすい特徴があります。家族として、その被害を目の当たりにしてきた立場から、違法オンラインカジノへのアクセスを抑止するためのサイトブロッキングを含め、実効性のある対策を早急に進めていただきたいと思います。これ以上、私たちのように苦しむ家族を増やさないためにも、利用者保護と依存症対策を最優先に検討していただくことを強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
112	個人	日本ではオンラインカジノのブロッキングは現状実施されておりません。海外に遅れをとっている日本、これ以上の被害者が出ないように、Nスベで、「オンラインカジノの放送」で、ネットお楽しみサイトに入って、ポチったら、最後、どんどん引き寄せられて底なし沼に入っていくように仕組まれている状況になっていることに驚愕した。これは、海外から持ち込まれた仕掛けで、日本は、有益な対策がない状態ではないでしょうか。海外からのオンラインカジノ等のアクセス出来ない様、ブロッキングが必須だと思えます。自分たちの子ども、孫たちへの影響が多めで、人生を破滅させてしまうものとする。ブロッキングの実施をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
116	個人	昨今のギャンブル事情により、ギャンブル依存症は想像の域を遙かに超える低年齢化、歯止めのかからない借金問題を抱えるようになっています。特に、コロナ禍以降顕著になっており、最大の要因はギャンブル業者によるオンライン賭場の提供です。当事者のみでなく、数多くの家族・友人らが、ギャンブルがもたらした影響に苦しみ、これまでの関係性を損なったことで辛い思いを抱えています。手軽にオンラインギャンブルに手を出さないような対策、つまりブロッキングを是非とも導入していただきたいと思えます。私共の苦しみをご理解下さいますようお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
118	個人	ギャンブル依存症の息子を持つ母です。息子は、オンラインによる競馬、競輪、競艇にはまり、大学生の頃には、依存症に罹患していました。携帯には、さまざまな情報が出て、何も分かんず、興味本位でアクセスしてしまう、若者がいる現実があります。猶予などありません。違法オンラインカジノのブロッキング対策を早急に取り組	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
120	個人	んでいただきたいと思います ギャンブル依存症当事者の家族の立場として意見を述べさせていただきます。私は違法オンラインカジノの問題によって家族生活が大きく破壊され、最終的には離婚を余儀なくされました。当事者も家族も、フィルタリングの設定や自主的なブロックなど、できる限りの対策を行いました。しかし依存症の状態にある本人は容易に解除や回避ができてしまい、結果として何の抑止にもなりませんでした。その間にも借金は膨らみ続け、本人だけでなく家族の生活まで追い詰められていきました。違法オンラインカジノの恐ろしさは、24時間いつでもスマートフォン一つでアクセスできてしまうことです。家族が隣にいても止めることができず、深夜でも借金を重ねることになります。依存症は本人の意思や根性だけで克服できる問題ではありません。「気を付ける」「もうやらない」という約束だけではどうにもならない病気です。当事者や家族の努力だけに対策を委ねるには限界があります。現実には、違法オンラインカジノによって人生や家庭を失い、命の危険にまで追い込まれている人たちがいます。私たち家族は、その被害を目の当たりにしています。通信の秘密など重要な論点があることは理解しておりますが、違法な犯罪サイトへのアクセスを遮断することは、被害拡大を防ぐための極めて重要な対策だと考えます。どうか当事者と家族の苦しみに目を向けていただき、違法オンラインカジノへのブロックの実現に向けて、速やかな検討と対応をお願い申し上げます。 オンラインカジノ規制してほしい	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
124	個人		今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
126	個人	これまでにオンラインカジノによりギャンブル依存症を発症し、苦しんでいる人がいる中で、その対策の1つとして何故日本はブロック対策を進めてくれないのか、理解に苦しみます。オンラインカジノは違法です。短期間でギャンブル依存症者を発症してしまうリスクが高いので、早急に対応していただきたいです。よろしく願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
130	個人	ブロックは必要です。対策がされていません。早急の対策をもとめます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
131	個人	ブロックは必要です。国の法整備対策を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
132	個人	わたしの夫はギャンブル依存症です。最初は興味から始まりやっているうちにやめられなくなり、依存症が悪化しました。やめたくても辞められないという脳の機能不全による症状で本人や家族、職場、子供にまで影響を及ぼすこの病気は近年、オンラインカジノなど若者もできる状態であることでどんどんと依存症も若年化しこれからの未来がとても不安です。ブロックは必要です。借金やお金欲しさに闇バイトに繋	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		がる事件も多発していて国が対策をしないとこの現状は目まぐるしく悪化します。ブロッキングを強く求めます。	
133	個人	ブロッキングは必要です。早急に国の対策を求めます。	今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
134	個人	違法オンラインカジノのアクセス防止は非常に有効な手段と感じます。しかしながら、その抜け道・限界も同様に感じています。私の息子は、ギャンブル依存症と診断され入院しています。スマートフォンによる接続が多かった為、フィルタリング・ブロッキング等、対策を試みましたが、効果はありませんでした。通信の秘密の重要性は理解していますが、依存症は死に直結する病気です。是非、この対策を最優先に考え、抜け道の無い方策の検討をお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
135	個人	ブロッキングお願いします。	今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
140	個人	ギャンブル依存症の家族です。いつでもどこでも24時間できるオンラインカジノなどオンラインギャンブルに恐れを抱いています。スマホで簡単にできるので、家族はギャンブルをやっていることに気づきません。気づいた時には手遅れの状態です。また、近年は小学生でもオンラインカジノをやっていたという報道もありますし、若年化している傾向があります。このままだと、将来を担う若者がギャンブル依存症に陥り、日本の将来が危ういです。私も全国ギャンブル依存症家族の会に参加をし、最近はお困りの方の相談対応などをしてしていますが、ギャンブルのオンライン化や若年化、借金額の増加など日々痛感させられます。また、夫のギャンブルの問題により子供を諦めた夫婦もたくさん見てきております。このままギャンブル依存症者が増えれば日本の少子化も心配です。日本の将来のためにも、オンラインカジノのブロッキングを是非国家主導でやっていただきたいです。よろしく願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
144	個人	有識者会議が、違法オンラインカジノの利用が深刻化していることを踏まえ、対策を検討してくださっていることに、当事者家族として感謝申し上げます。検討事項にもございますように、ブロッキングは「通信の秘密」に抵触する恐れがあり、「最終的な対策」とされているようです。国民の利益が失われるということについては理解で	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		きますが、「ギャンブル依存症や違法オンラインカジノの蔓延防止」も国民を守る、ことにつながります。未来ある若者がギャンブル依存症に罹患し、身を滅ぼしていくことは、当事者や家族の苦しみだけでなく、国にとっても大きな損失となります。違法オンラインカジノは24時間どこにいてもできる環境がある限り、そこから身を守るには私達個人の力では限界があります。大きな組織の中で行われている違法オンラインカジノ対策には、どうしても国の力が必要です。是非立法措置を講じて、ブロックキングの実施をお願い致します。	
145	個人	オンラインカジノは依存症の若年化を招いており極めて危険です。現在も依存症により家族が崩壊しているという残酷な現実があり、これ以上の被害拡大は防がねばなりません。実効性のあるアクセス抑止策を強く求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
146	個人	沢山の若者がゲーム感覚でオンラインカジノに手を出し、あっという間にその間から抜けることができなくなっている事例を見聞きすることがあります。近い将来、そんな人であふれてしまうであろう日本を想像するだけで恐ろしく未来に希望が持てなくなります。どうか、安心して暮らせる日本であってほしいです。そのために今、何が必要で何が優先事項なのか…どうぞ、日本に暮らす私たちが心豊かに生きていけますようにオンラインカジノへのアクセス抑止について真剣に取り組んでいただきたいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
149	個人	ギャンブル依存症の家族です。ギャンブル依存症は辞めたくても辞めれないWHOが認めたれっきとした病気です。本当に残酷な病気です。完治はなく1日1日辞め続けるしかありません。オンラインギャンブルは人間を操り、当事者が死ぬまでお金をむさぼる殺人同様のギャンブルです。今の日本では、オンラインギャンブルをした人を取り締まるのみ。海外のギャンブル業界には何も手を下していません。このような状態で、日本の若者を守るのでしょうか。ブロックキングは、若者を守ることが出来る、優れた手段です。若者を守るためには、ブロックキングを法的に取り入れてください。若者の命を守ってください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
151	個人	違法オンラインカジノ対策にブロックキングの早期導入を求めます。現在男性の2.8%が罹患しているといわれているギャンブル依存症。これ以上深刻化させないためにも国はできる対策を早急に検討するべきです。対策として効果的なブロックキングの法制化と速やかな導入を求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分に検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していることにも留意しながら、ブロックキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討をしていくことが必要だと考えております。
156	個人	私の元夫はギャンブル依存症です。今は離婚し子供二人を育てています。現在、娘は高校生で息子は中学生。中学生の息子は不登校です。不登校の息子は在宅時、ネットを通じ他県の友人とコミュニケーションを図っているようです。不登校の息子にとって、他県の友人はここの支えとなっています。現在はネット社会。顔の见えないコ	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		コミュニティーの良さもたくさんありますが、対面し表情を見ながらのコミュニケーションと違い、文面だけの受け取り方となりがちです。自分と相手の考えにずれも生じやすいと感じます。ネットの使用時間は年々長く、低年齢化しています。簡単なゲームの入り口から始まるオンラインカジノ。いつでもどこでもできる為、すぐに依存へと繋がりがしやすい状況になりかねません。これからの、子供達の未来を守るためにも違法でもあるオンラインカジノへのアクセス抑止の必要性を訴えたいと思います。	
158	個人	オンラインカジノにより依存症に陥る国民が後を絶ちません。依存症になると健全な生活をしていた国民の人生や家族の社会生活をも破滅に追い込みます。それがどれだけ国家の損失になっているかお分かりですか。直ちにオンラインカジノへのブロックングを行使すべきだと思います。健全な国民を守るために。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
159	個人	違法オンラインカジノは、人間を依存症にするよう仕組まれています。日本の若者がターゲットになっている。他国では、国でしっかりブロックする仕組みがある。今、対策をしないと10年後の日本はもっとひどい状態になる。依存による犯罪、巻き込まれる不幸な家族が急増する。どうか、ブロックングの速やかな実現に向けたお力添えをお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
160	個人	オンラインカジノが日本では違法と知らずアクセスしてはまり抜け出せなくなる若者が後を絶ちません。大学生でギャンブル依存症になり退学に追い込まれるケースもあり、このままでは若者の未来が危ないです。日本はオンラインカジノに対する規制も遅れていて、予防もできていません。オンラインカジノのブロックングを是非お願いします。ひとたびギャンブル依存症になってしまうと回復するのはとても努力を要する時間がかかります。どうぞ日本の未来を守るために、オンラインカジノのブロックングをよろしくお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
162	個人	私の長男は、高校時代は明るく、部活動に打ち込む息子でした。大学生になり、失恋や親友との死別など、心が弱っていた時期に、友人に誘われてパチンコを始めました。合わせて、スマートフォンによる賭博をしていたようです。最初は気分転換のつもりでしたが、次第にやめられなくなり、借金や学業への影響が出てしまいました。やがて犯罪に手を染めてしまいました。未来ある若者をギャンブル依存症から守るため、国家単位でブロックング対策を早急に進めていただけることを心より願っています。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
163	個人	日本ほどの国において、オンラインカジノがザル状態でできてしまう現状に疑問を感じます。ポイント付与などで巧みにやめさせない仕組みだったり、情報操作されていると聞きます。いつでもどこでもできてしまう状況でやめられなくなり、家庭が崩壊しています。生活が破綻し、子どもの人生にも影響があります。そんなギャンブルを野放しにしないでください。どうかお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
164	個人	報告書（案）を読み、違法オンラインカジノ問題が深刻であることは、検討会に参加された方々は誰もが感じられており、なんとか対策を講じなければならないという意志は感じられます。通信の秘密や知る自由等も大切なことではありますが、検討されている今もなお、違法オンラインカジノは野放しにされており、誰もがインターネットでいつでも、どこでも触れることのできる危険な状況であります。私の兄はギャンブル依存症者です。ギャンブル依存症は本人はもちろんですが、家族をも巻き込む、辛く苦しい残酷な病です。ブロックングを導入する前に、あれこれ考えていても答え	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		は出ないと思います。ブロッキングを導入した上で、検証していくのも良いのではないのでしょうか。手遅れになってしまう前に、ブロッキングの早期導入を強く願います。これ以上、ギャンブル依存症で苦しむ人々が増えてほしくありません。	
165	個人	私は夫がギャンブル依存症です。今は回復が続けていますが、その病気の恐ろしさを実感している者として現在起こっている、違法オンラインカジノによる様々な問題は黙って見過ごすわけにはいけません。違法オンラインカジノ問題についてはその問題の深刻さが、関係者にどれだけ理解されているのか疑問です。オンラインカジノそのものが違法であるということと、そのオンラインカジノにのめり込み依存症になってしまった人が追い込まれて、借金返済のために犯罪に手を染めるケースが後を絶ちません。違法オンラインカジノにはまった人が脳の病気になるってしまうことで、その本人だけでなく家族まで巻き込み金銭的に追い詰められて、日常生活が奪われてしまいます。どうか、少しでもそんな不幸な人と家族を増やさないように、ブロッキングの実現を切に願います。ギャンブル依存症になってしまうのは、本人の責任ばかりではないはずです。そう仕向けられているという実態をご理解いただき、違法オンラインカジノのブロッキングをどうか実現していただきませうお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
166	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に議論をしてくださりありがとうございます。違法オンラインカジノで沢山の家族が苦しんでいます。他のギャンブルとは異なり、ケータイ一つでいつでもどこでもでき、気がつけばどんどん借金が膨らんでしまいます。これには家族が止める事ができません。フィルタリング等も依存状態にある当事者にはいとも簡単に回避されてしまいます。私たち家族も生活が脅かされとても苦しい状況です。何とか対策強化をお願いいたします。犯罪である違法ギャンブルサイトへの接続のブロッキングの実現に向けてどうぞ宜しくお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
168	個人	ギャンブル等依存症（特に公営ギャンブル、ネット投票）の当事者を家族に持つ者です。当事者の多くはスマートフォンのネット投票により、家族に完全に隠れて短期間で多額の借金を重ねています。計画案において家族への支援が盛り込まれていることは大変心強いですが、現場では「当事者が自分の意思で治療（GA や医療機関）に繋がっているポーズをとりながら、裏で嘘をつき続け、水面下で依存行為を継続している」という、非常に巧妙なケースに家族が精神的に追い詰められています。つきましては、以下の2点を強く要望いたします。 1. ネット投票（競輪・オートレース・競馬等）における、家族からの申請による即時の利用停止・口座凍結の仕組みをさらに厳格化・簡素化すること。 2. 当事者が「治療ポーズ」をとっている場合でも、家族の精神的・経済的破滅を防ぐため、迅速な「物理的隔離（避難・別居）」を公的に推奨・サポートする具体的なガイドラインを策定すること。 家族の命と未来を守るため、より実効性のある計画となることを切に願います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
171	個人	私はギャンブル依存症者の家族として、また依存症家族支援に携わる者として意見を申し述べます。 1. 早急なブロッキング実施を強く求めます。 インターネットは現代生活に不可欠なインフラです。その環境の中にオンラインカジノへのアクセスが野放しになっている現状は、子どもを持つ親として深刻な懸念を覚えます。依存症は根性や自制心の問題ではなく、脳の疾患です。「やめようと思えば	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		やめられる」という認識は誤りであり、だからこそ仕組みによるアクセス抑止が不可欠です。 2. 若者被害の深刻さは自己責任論で片付けられません。 オンラインカジノへの接触をきっかけにといった間に依存状態となり、多額の借金を抱えて大学を中退する、あるいは闇バイトなど犯罪行為に至る若者の事例が後を絶ちません。社会経験の乏しい若者が、スマートフォン一台で合法的に見える形でギャンブルに誘導される構造は、個人の自己責任に帰すことができない、社会的・構造的な問題です。 3. ブロッキングしないこと自体が政府の不作为です。 効果的な対策が可能であるにもかかわらず実施しないことは、被害の拡大を容認することに等しいと考えます。子どもたちが安心してインターネットを使える環境を整えることは、国の責務です。報告書案が示すアクセス抑止の方向性を、実効性ある形で速やかに制度化・実施されることを強く求めます。	
173	個人	オンラインカジノにはまってしまいギャンブル依存症を 発症してしまい、本人も家族も苦しく生き辛くなってしまい、生活が破綻してしまう。このような人を作らないため、オンラインカジノサイト自体のブロッキングを行う速やかな法整備の議論を進めていただきたいと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
176	個人	わたしの息子は、20 歳過ぎからオンラインカジノを含むギャンブル依存に陥りました。いまは支援に繋がり、回復の道に乗ったところですが、ここに至るまで家族で 8 年も苦しい思いをしてきました。スマホ一つあれば簡単に始められて、始めたら最後、意志の力では抜け出せないのがオンラインカジノの怖さです。まずはアクセスできない、しにくい環境を行政の力で作っていただきたい。若者の、青年の、子どもの未来を守ってください。お願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
178	個人	夫がギャンブル依存症です。夫がスマホで競馬を始めてから、私は競馬に懲りて止めたのだと 10 年ほど勘違いをしていました。実際は、私に隠れて競馬をしていたのです。気が付いた時には、借金してまでのめり込んでいました。家族がやめさせようとしても社会生活をしている中でスマホを取り上げるわけにはいきません。安易に手が出るのは依存症でなくとも分かる事かと思えます。本人からだけでなく、家族の要望でもブロッキングを可能にして欲しいです。広告や SNS でしつこいくらいに営業がかかります。ブロッキングが出来るのは国家対策でしか出来ないと思いますので、是非ともお願いしたいです。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
182	個人	近年、スマートフォンやパソコンの普及により、オンラインカジノへのアクセスが容易となっています。オンラインカジノは日本国内では違法であるにもかかわらず、多くの人が「合法である」と誤認したまま利用し、深刻な金銭問題や家族関係の悪化、就労問題等を引き起こしています。特に、ギャンブル等依存症は本人の意思や性格の問題ではなく、適切な治療と支援を必要とする病気です。しかしながら、オンラインカジノは 24 時間いつでも利用できることから依存症の進行が早く、多額の借金や犯罪行為につながる事例も報告されています。また、依存症の影響は本人だけにとどまらず、家族も精神的・経済的に大きな負担を抱えています。家族は孤立しやすく、相談先や支援につながるまでに長い時間を要することも少なくありません。つきましては、以下の事項について積極的な取り組みを求めます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。御指摘を踏まえ、12 頁の「2.1.5 検討」に「学校教育等における知識の普及も含め、」違法性の認識を向上させるために、引き続き周知啓発を行うことが重要である。と追記します。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		1. オンラインカジノが違法であることについて、国民への周知啓発を強化すること。 2. 若年層を対象とした予防教育を推進し、インターネット上のギャンブルの危険性について学ぶ機会を充実させること。 3. ギャンブル等依存症の早期発見・早期支援のため、医療機関、行政、民間支援団体及び家族会との連携を強化すること。 4. 本人だけでなく家族に対する相談支援体制を充実させ、家族会等の活動への支援を拡充すること。 5. オンラインカジノへの誘導広告や違法サイトへのアクセス対策を強化すること。 オンラインカジノ問題は個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題です。依存症に苦しむ本人と家族が希望を持って回復に向かうことができる社会の実現を強く求めます。	
186	個人	オンラインカジノへのアクセス抑止について、議論を重ねていただくことはとても有難いです。いろいろなギャンブルがスマートフォンでどこでもできる現状を考えると、24時間賭けられるオンラインカジノは本当に脅威です。特に若者の将来を守るために、是非、ブロッキングを実現させていただきますようお願い申し上げます。私の夫はギャンブル依存症です。この病気になる人が少しでも少なくなることを願ってやみません。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
187	個人	オンラインギャンブルによる借金額の大きさに驚愕しています。また、近年では低年齢でのギャンブル問題が深刻だと思われます。ブロッキングの必要性を強く感じますので、ぜひ国の政策として実施していただきたいです。未来ある若者の人生がギャンブルによって狂わされないように、守っていただきたいと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
188	個人	オンラインカジノにのめり込む若者が増えています。いつでも何処でもスマホから参加できる為、依存症になるのも早く、他のギャンブルとは比べものにならないくらい借金の額が増えます。本人だけではなく、家族も苦しんでいます。ギャンブル依存症は誰でもなる病気です。これ以上苦しむ若者が増えないようにするにはブロッキングはとても有効だと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
189	個人	オンラインカジノへのアクセス抑止について、啓発や取り締まりなどが「現状以上の対策強化は困難」となると違法オンラインカジノに生活を脅かされている家族はどうすればいいのでしょうか。スマートフォンで24時間いつでも際限なくカジノで借金を重ねられると家族は巻き込まれ疲弊し、精神的・経済的にも限界をむかえてしまいます。通信の秘密の重要性も大事ですが、限界まで追い詰められた家族の命と生活を救うため、違法ギャンブルサイトへのブロッキングは不可欠な措置だと考えます。人命を優先する速やかな実現に向けた対策をしていただきたいと思ひます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
190	個人	依存症患者の増加が恐ろしい。日本にはすでにパチンコや競馬などの公営ギャンブルがありますが、カジノが加わることで、さらに射幸心が煽られ、依存症患者が増えるのではないかと危惧しています。負けを取り戻そうとして生活費や借金にさらに手を出し、多重債務に陥ったり家庭が崩壊したりする。結果として、生活保護などの公的扶助が増大し、自治体や国の負担になるということ 指摘したいです。IRは何にも良い事がないですよ。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
198	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けて、総務省ならびに検討会の皆様が踏み	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		込んだ議論を行ってくださっていることに、当事者家族として深く感謝申し上げます。スマートフォンから24時間365日アクセス可能な違法オンラインカジノによる、ギャンブル依存症の重症化・多重債務のスピードは、深刻となっております。依存症は疾患であり、誰もがなりうる可能性があります。若年化や犯罪行為までいってしまう例も少なくありません。物理的・技術的なアクセス遮断が不可欠だと考えます。ブロックキングの導入に向けた法整備の議論を進めていただけますよう、お願い申し上げます。	できます。
201	個人	私の息子28歳はギャンブル依存症患者です。大学生の時にパチンコに行ったことをきっかけに、オンラインカジノまでいきつきあつという間に依存症になってしまいました。今では多額の借金を抱え苦しんでいます。これ以上ギャンブルをしてはいけなと理解もしています。でもやめられません。ギャンブル依存症は脳の病気、自分の意思ではやめられません。私たち家族も借金の肩代わりをしたり、闇バイト等の犯罪のニュースが流れるたびに我が子の名前が出やしないかと毎日不安に駆られています。息子が交通事故で亡くなってくれたら諦められるかもと本気で思ったこともあります。ギャンブル依存症の若年化が急速に進んでいると日々感じています。日常生活が立ち行かなくなる若者がどんどん増えていくことは日本の未来も危ぶまれるいっぽうです。日本の若者に病気の犠牲者を出さない為に海外のオンラインカジノのブロックキングを切に望みます。どうか一刻も早くブロックキングの実現をお願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
202	個人	オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関して、意見を提出いたします。私の夫は10代からパチスロに通い、私と結婚した10年前からこれまでの間に3回の借金をし、自己破産もしました。しかし、最後の借金から僅か2年後の2024年にはオンラインギャンブルにのめり込み、私の金銭を無断で使用しました。夫は真面目に仕事し、会社の組合役員も任されるような責任感の強い人ですが、それでもギャンブルの前には自分のコントロールが利かなくなってしまいます。脳の病気だからです。夫の病気を一気に加速させたのは、言うまでもなくオンラインギャンブルです。オンライン化によっていつでもアクセスできるようになり、病気の進行が本当に早くなるのを実感しました。今回、議題の対象となっているオンラインカジノは、24時間、365日と合法のオンラインギャンブルよりもアクセスが容易で、違法と知らずにはまる若者が確実に増えると思います。いえ、すでに急速に増えています。しかも、オンラインカジノの広告は非常に巧妙と聞きます。少子化が進んでいる日本で、貴重な若い働き手をオンラインカジノの沼にはまらせてしまう前に、どうかオンラインギャンブルの広告を即座にブロックキングしていただけますよう、よろしく願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
207	個人	本検討会が提言する「オンラインカジノのアクセス抑止」という施策は、法治国家としての整合性を根本から揺るがす重大なダブルスタンダードを孕んでいる。行政が「依存症対策」や「公共の福祉」を名目に、特定の通信を遮断する権限を持つことは、一度導入されれば「何が不適切なサイトか」を決定する権限を、歯止めのない形で行政に与えること同義であり、将来的な「ネット検閲インフラ」として機能する危険性が極めて高い。何より論理的に破綻しているのは、政府がIR（統合型リゾート）という名の「巨大カジノ」を国家プロジェクトとして誘致し、国民の目の前に射幸心を煽る施設を現実空間に設置しようとしているという矛盾である。オンラインでの賭博を「悪」として遮断し、現実空間でのカジノは「経済振興」として推進すると	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		いうこの二重基準は、国民に対する誠実な説明責任を完全に放棄している。さらに、行政は現在「貯蓄から投資へ」というスローガンのもと、市場の変動性に身を投じる株式投資を国民に強く推奨している。公的な機関が市場という巨大な賭場へ国民を誘導し、同時にオンラインでの射幸行為を「システム遮断」という強権的手法で規制することは、個人の自由な経済活動の尊重という民主主義の原則から大きく逸脱している。国民の資産形成を煽り、一方で賭博性を管理・制限しようとする政府の姿勢は、国民をコントロール可能な対象としてしか見ていない証左である。アクセス抑止という安易な「検閲的アプローチ」を導入する前に、まずはカジノ推進政策と投機推奨政策との間に生じている深刻な矛盾を国民に対して説明し、整合性を取ることを強く求める。個人の自由を奪う検閲システムの構築ではなく、依存症を生む社会構造そのものの教育的・福祉的アプローチこそが、真に優先されるべき対応である。	
211	個人	現代社会においてスマートフォンは生活の必需品となり、誰もが24時間365日、容易にインターネットへアクセスできる環境にあります。こうした状況の中で、違法オンラインカジノへも同様に簡単にアクセスできてしまう現状は、ギャンブル依存症の重症化や多量債務の急速な進行を招く重大な問題です。実際に、私の長男もギャンブル依存症と診断され、家族として深刻な影響を受けています。違法オンラインカジノへのアクセスを防ぐためには、利用者任せの対策では不十分であり、ブロックングの導入こそが現実的かつ効果的な手段であると考えます。依存症は「意志の問題」ではなく「病氣」であり、社会全体で守るべき対象です。違法サイトへの無制限なアクセスを放置することは、当事者や家族をさらに追い詰め、取り返しのつかない被害を生み続けます。どうか、ギャンブル問題によって苦しむ当事者や家族が、これ以上悲しむことのないよう、そして私たちが平穏な日常を取り戻せるよう、早急に違法オンラインカジノへのブロックングの早期導入を実現していただきたいと心よりお願いいたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
212	個人	違法オンラインカジノは多くの人や家族の生活を壊しています。スマートフォンがあればいつでも利用できるため、家族が止めることはとても難しいです。私たち家族にとっては違法サイトにつながらないようにすることが、被害を防ぐ大きな助けになります。通信の自由が大切なことは理解しています。しかし違法なギャンブルによる被害から当事者や家族を守るために、ブロックングの早期実現を強くお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
213	個人	私の息子はコロナ禍にオンラインカジノにはまってしまい短期間でギャンブル依存症になってしまいました。オンラインカジノはスマホで簡単にアクセスできます。誰でも簡単にやれてしまうために依存症者は若年化しています。これを抑制していかないと借金から逃れるために闇バイト等の犯罪に手を染めてしまう人がますます増えてると思います。是非とも違法カジノから日本人を、未来のある若者を救って欲しいと切に思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
216	個人	ブロックングについて、オンラインカジノの規制を取り締まって欲しいなど思いました。先日、MGM大阪を騙るオンラインカジノ誘導サイト及び詐欺について発表がありました。網目をかいくくるかのように、あらゆる方法で、オンラインカジノは、私たちのそばで危険を学んでいるんだと感じます。コカインや覚せい剤など、危険な薬物は輸入すれば処罰に値するのに、なぜオンラインカジノは認められるのでしょうか？	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		薬物は、Twitter 等 SNS で伏せ字を使って売られていると聞いたことがあります、オンラインカジノが良いのでしょうか？カジノを周知すると大阪府と国で合意したのであれば、国の責任で、私たち国民を守ってもらいたいです。	
217	個人	ブロックして欲しい。日本の若者が被害にあっていることを、政府は本気で対策を打って下さい！若い息子のような年代を助けてください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
220	個人	違法な海外オンラインカジノが日本で蔓延しており、将来ある若者がその餌食となっています。違法だとわかっていながら、やめられない…オンラインカジノ自体が依存性を持つように設計されている為、一度はまってしまうと、もう抜けられなくなってしまうように仕組まれています。現代人の生活に不可欠なスマホ、通信の秘密の重要性は理解できますが、違法なオンラインカジノをこのままにしておいてはいけなく切に思います。各個人の通信を個々にチェックするのではなく、オンラインカジノを提供している違法な国からの通信自体をチェックすることはできないのでしょうか？日本に入るオンラインカジノの通信を遮断すれば誰もオンラインカジノをすることはできないと思います。ご検討お願いします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
222	個人	違法オンラインカジノ問題のアクセス抑止に向けて議論を行ってください、当事者家族として深く感謝申し上げます。私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。当事者は、深夜であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族には物理的に止める術がありません。犯罪である違法ギャンブルへのサイトへの接続を遮断し、追いつめられた当事者や家族の命を救うため、「ブロックキング」の速やかな実現に向けたお力添えを心から願っています。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
223	個人	オンラインカジノサイト自体の禁止を行うことが重要です。必ずお願いしたい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
224	個人	簡単にカジノにアクセスできる環境、また本人が離れられなくなる悪循環を打破するためには、ブロックキングが必要だと思う。ギャンブル依存症を抑制するためにも、海外の取り組みを参考に推進して欲しい。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
225	個人	私たち家族は、違法オンラインカジノによって日常を破壊されています。かつてのギャンブルと異なり、深夜の寝室であってもスマートフォン越しに借金を重ねてしまうため、家族が物理的に止める術がありません。フィルタリング等の対策も、依存状態にある当事者には容易に回避されてしまいます。家族の平穏な生活を守るための唯一の希望として、ブロックキングの早期導入を心よりお願い申し上げます。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
226	個人	オンラインカジノ反対ですアクセス抑止は必要、そのためにはブロックキングが必要だと思います依存症リスクと青少年の影響も一刻も早い実効性のある法整備とアクセス抑止の具体化を要望いたします。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
228	個人	私の夫はギャンブル依存症です。夫と生活をしていたとき、困窮した生活の中で、将来の不安に苦しんでいました。夫はギャンブルをやらなければ苦しいし、やっても苦しかったようです。いつのまにか生活費を勝手に使われ、私の名義でも借り入れをしていました。優しい夫のはずが、行動とのギャップで毎日本当に苦しみました。楽しいはずの子どもたちとの家族団欒の時間も、いつもどこか虚しさがあり、心から笑ってませんでした。最近のギャンブルはオンライン化したことで、あっという間に	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		ハマリ、依存症になる。昔より借金額も膨れ上がるスピードが早いそうです。オンラインカジノの入り口は誰もが持っているスマホで、私の小学6年の子どもも持っている時代です。必然的に広告にもよく触れます。この状態でオンラインカジノの広告が流れてくると思うと、とても心配ですし、子供達は広告に対する不信感や危機感をもっていいと思います。大学生や大人でもオンラインカジノの境界線がわからない。広告の規制がない日本の今の野放しの状態は本当に恐ろしく思います。オンラインカジノに触れ、ハマってしまい、依存症になってからでは本当に苦しい思いをし、回復すにも時間がかかります。日本に住んでいる人、そしてこれから日本の将来を担っていく若者を守るために、安心して暮らせる環境が大切です。ブロッキングの制度を早急に確立させてください。	
230	個人	私の息子はギャンブル依存症です。未来ある若者を守るため一層の対策強化をお願いしたい。ギャンブル依存症で苦しむ当事者、家族を助けてください。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
231	個人	違法オンラインカジノのアクセス抑止に向けたご検討に感謝申し上げます。当事者家族として、周知啓発や取り締まりなど現行対策だけでは被害防止に限界があると痛感しています。スマートフォンから24時間利用できる違法オンラインカジノは、家族やフィルタリングだけでは防ぎきれません。被害の拡大を防ぎ、家族の命と生活を守るためにも、違法サイトへのブロッキングの早期実現をご検討いただきますようお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
236	個人	夫がギャンブル依存症で良かれと思ひ肩代わりを続けて家計が破綻しました。自己破産をし、説教をしてもギャンブルは止まりませんでした。今は民間団体に相談し、支援を受けて私も正しい対応策を学んだことで生活を立て直すことができました。しかし、ギャンブルがオンライン化し社会問題になっている状況です。この先、スマホを使っている子どもたちが違法ギャンブルをしてしまつては困ります。誰でもできる状況はおかしいと思います。しっかりと規制してほしいです。オンラインカジノのブロッキングを強く要望します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
237	個人	【意見の要旨】スマートフォンで完結するギャンブルは、家族が異変に気付けないまま依存が深刻化し、家庭を急速に崩壊させます。啓発や自己管理といった従来の対策では、水面下で進む違法オンラインカジノの被害を止めることは不可能です。家族による自衛の限界を完全に超えているため、国によるアクセス遮断（ブロッキング）の早期法制化を強く求めます。 【意見の理由・詳細】私は37歳の会社員で、33歳の夫と暮らしています。私たち夫婦はともに上場企業に勤めており、世帯年収は1000万円を超えています。客観的には経済的に安定した家庭に見えるのですが、夫がスマートフォンで行っていた公営ギャンブルにより、生活は一変しました。夫が失った額は1000万円を超えています。現在は回復に努めていますが、もし夫が、より射幸性が高く24時間いつでも賭け続けられる違法な「オンラインカジノ」に手を出していたら、我が家は間違いなく自己破産し、完全に崩壊していました。その恐怖は今も消えません。オンラインギャンブルの最も恐ろしい点は、「借金が手遅れになるまで家族が絶対に気付けない」という密室性にあります。従来の店舗型であれば、外出時間や不審な行動から異変を察知できました。しかしオンラインは違います。夫はただ、自宅のリビングや寝室でス	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

受付	意見 提出者	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		スマートフォンを眺めていただけでした。その画面の向こうで依存症が猛スピードで進行し、多額の借金が積み上がっているなど、普通の生活を送る家族に見破る術はありません。報告書案ではブロッキングに対し慎重な意見が目立ちますが、個人の端末で行われる違法行為に、これ以上の「注意喚起」だけで立ち向かうことには明確な限界があります。どれほど高い世帯収入があろうとも、スマホ一台でアクセスできる依存の沼の前には、家庭の防衛力など無力です。家族が通信を監視することも物理的に不可能です。通信の秘密や自由を守る重要性は理解していますが、それらが優先される結果、違法な海外サイトへのアクセスが放置され、国内の家庭が気づかないうちに破滅へ追い込まれています。家族がいくら努力しても防げない以上、大元である違法サイトへの接続を国が遮断してくれることだけが、被害を未然に防ぐ唯一の救いです。慎重論にとどまることなく、実効性のあるアクセス抑止を一日も早く実現していただくよう強く要望します。	
238	個人	そもそも我が国の歴史に於いて発祥地たる欧州各国のような「社交の場」としての立ち位置のないカジノをオンラインで開催する長所・社会的利益があるとは到底考えられない。射幸心に塗れた人々を蔓延させるだけに終わることを強く危惧するものである。そのような行いを実施することは容認できない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
239	個人	日本によギャンブル依存症による対策が諸外国より遅れていることは明白で、一刻も早い取り組みを行わなければならない。オンラインカジノのブロッキング対応もかなりお粗末なものだと思う。日本はオンラインカジノで世界中から標的にされている。日本の若者をギャンブルから助けるにはもっとブロッキングの強化をお願い致します。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。